

そこで、互ひに、意見の交換を始めたが、巳代治は、先づ發言した。
 「私は、只、一言したい。進んだ者が、退くといふ事は、いかんと思ふ。それだけで、日本の武を、潰す事に、なるのだから、元來、あんな者を、公使として、送るのが、間違つて居たのだ。今更、何とも、致方があるまい」
 外相の井上は、竹添と親しく、伊藤の勸めで、公使として、送つたのだから、巳代治に、斯ういはれると、甚だ面白くないというて、大敗には、違ひないのだから、只、濫い顔をして、黙つて居た。
 所へ、竹添から、電報が來た。それを見ても、日本の歩は、よほど悪い。どういふ譯か、此日は、伊藤が、來て居なかつた。そのくせ、巳代治の所へは、伊藤から、使ひが來たのだから、其間に、何か、綾があつたに、違ひない。
 巳代治に續いて、毅も、意見を述べた。つまり、明朝、靈南坂の、伊藤邸へ、集まる事にして、其日は、有耶無耶で、引取る事になつた。

巳代治は、相模家へ、引返して、これから、井上毅へ、手紙を書いて、態便で届けた。その大要は、
 「如何に、衆寡敵せず、とはいへ、既に、退敗した以上は、有利な證據は、必ず、湮滅してしまつたに、違ひないから、此事變は、結局、日本側に、不利であらう。
 殊に、逃げ出して、武を潰すなどは、最も宜しくない。それが、實に、遺憾であつた。此上は、僕を、彼地へ、送つて貰ひたい。僕は、小倉の兵を、二個中隊も、借りて行けば、既に潰された、日本の武威を、必ず拭つて見せる。假令、やりそくなつても、跡始末は、何でもない事だ。僕が、免職になつて、謝罪をすれば、濟むのである」と、いふのであつた。
 翌朝、井上が、やつて來た。
 「オイ、伊東。實に、偉い事を、考へたな。天下の英雄、君一人の概があるのぞ。併し、末文の、謝罪云々は、感心しなかつた」

「これは、靜間さんから、聞いた事だが、久阪玄瑞は、酒を飲むと、口が悪くなつて、よく失策つたものだが、或時、友人の妻君に就て、悪い事をいつたので、その友人から、激しい談判を受けた。久阪は、平謝りに謝つて、訃状は書いたが、その文句を見れば、久阪の面目は、少しも、潰されて居ないので、同志の間では、ひどく感心された、といふ事である。
 井上君、僕は、斯ういふ事を、聞いて居る。謝罪はしても、謝罪でない謝罪を、爲るのだから、別に、耻辱ではない、ハツハツ、、、」
 「君は、どこ迄も、口が達者で、逆も、敵はない」
 「それぢや、一緒に行かうか」
 これから、二人は、俵を揃へて、靈南坂へ向つた。

四

伊藤の前へ出る、と、井上外相は、既に來て居た。そこで、巳代治は、毅へ送つた、手紙の意味を、改めて語つた。それを聞くや、伊藤は、眞赤になつて、怒り出した。
 「君等は、全體、軍人なのか。さうではあるまい。文官のくせに、そんな、亂暴な事を、主張するとは、怪しからぬ事だ」
 といつて、ひどく、叱りつけられた。
 毅は、正直なことから、眞面目になつて、辨解を始めた。それを聞いて、伊藤は、益々、怒り出す。毅は、涙を流して、論じ始めた。其果は、毅が、疝癪を起して、歸りかけるから、巳代治が、なだめ役に廻つた。
 元來が、巳代治の意見に、毅が同意して、それからの、論争であるから、火元の巳代治は、黙つて、見て居られな

い。そこで、毅をなだめるのだが、何としても、承知をしないで、どうしても歸ると、いふから、據所なく、毅に附いて、歸る事になつた。

伊藤は、苦い顔をして、井上外相と、顔を見合せながら、二人が歸る、後姿を、見送つて居た。翌日の朝は、此問題で、閣議が、開かれた。引つゞき、入つて来た、電報で、委細の事情は、よく判つたから、すぐに、相談に移つた。然るに、伊藤は、何時か、巳代治と毅の唱へた、意見の通り、談判の大使に、軍隊を付けてやる、と、いふ事を、澄まして、唱へて居たから、二人は、顔を見合せて、クス／＼、笑つて居た。

井上外相が、大使として、行く事になり、軍將では、高島と、三好が、附いて行く事になつた。そこで、巳代治は、自分の議論が、行はれたのであるから、是非行く、と、言ひ出した。「君は、亂暴で危ないから、遣る譯にいかん。其代り、井上の方を、遣る事にする。同論者の、一人が行けば、それで、不平は、あるまい」

と、いはれたので、巳代治は、ベンヤンコに、なつてしまつた。

『井上大使が、押掛けて行けば、相手は、朝鮮政府の事であるから、すぐにお辭儀して、事件は、忽ち落着くが、それだけでは、日本のために、何の益もない。此問題を切掛にして、支那と、對等の權力を、朝鮮に於て、握らなければ、將來の事が、思ひやられる』これは、巳代治と、毅の意見で、毅は、朝鮮へ行くから、巳代治が跡に残つて、その空気を作る、約束であつた。

大使の一行が、日本を離れる、と、巳代治は、ひそかに、活動を始めた。それは、陸軍側をついて、やかましく、言はせたのだ。

『今回の、騒動に就て、政府が、支那に對して、問罪の使節を、送らないのは、どういふ譯であるか。事件の原因は、寧ろ、支那に在つたのだ』

斯ういふ事を、言ひ出させた。それから、外務省に、ロイスといふ、備前外人があつて、此人の言ふ事は、伊藤が、よく肯くので、ロイスを、説付けて、伊藤へ、意見書を、出させるやうにした。

斯ういふ事情から、日本政府は、支那政府へ對して、談判の使節を、送る事になつた。その閣議が、決定して、御裁可を得たのが、明治十八年の正月であつた。

全權大使は、伊藤博文で、副使は、西郷從道であつた。一行のうちには、榎本武揚なども、加はつて居たが、巳代治は、無論、隨行する事になつた。

弱虫のやうに、言はれて居る、伊藤にも、却々、よい所があつた。使節の事が決つて、その準備中、熱海へ行つて居たが、酒ばかり飲んで、女の尻を、叩き乍ら、馬鹿遊びをして居て、談判の準備に、ついては、何一つ、聞かうとしなかつた。

愈々、船へ乗込んでから、巳代治を呼んで、

『談判の準備は、どうなつたか』

と、初めて、質問をした、と、いふ事であるが、この態度は、何となく、オツトリして居て、大人の風があつた。使節の行く事を、支那政府へ、通じたから、支那側では、李鴻章が、政府を、代表する事になつた。

談判の場所は、天津と決した。先づ、北京へ出て、恭親王に會つたが、その辭令の巧みなるには、頗る驚いた。時、恰かも、支那は、佛國と、戦争の最中であつたから、支那側では、此國難を目掛けて、日本政府は、難問を、持ちかけるに違ひない、と、思つたらしい、

李鴻章は、伊藤に會ふ迄、バタ臭い、ハイカラ男と、思つて居たが、會つて見て、餘りの相違に驚いた、と、いふ事である。

伊藤は、極めて、丁寧に応接し、その態度は、慇懃を極めたから、支那人の氣受は、非常によかつた。

此時の談判には、英語を、用ひる事になつた。伊藤は、英語を解するが、李鴻章は、少しも、解らないから、その應酬には、通譯を用ひた。談判の、一問一答は、已代治が、一人で、終始、筆記したのである。

榎本は、自分の日誌へ、其事を誌して、

「疾きこと、神の如し」

と、書入れてある。

伊藤が、最初に述べた、辭のうちには、斯ういふ、一節があつた。

「貴國の、國難に際して、談判に來た事は、遺憾千萬である。吾輩の立場からいへば、努めて、平穩に、事を運びたい、と思つて居るのだが、京城に於て、軍人が、多く殺されて居るので、陸軍の方が、非常に、怒つて居るばかりでなく、國論も沸騰して、鎮撫し得ないから、止む事を得ず、交渉に來た次第である。

就ては、朝鮮の事件は、其時の事は、既に、過去に、屬して居るから、強て責めない、としても、將來の事だけは、取極めて置きたい、と、いふのが、政府の考へである。

只、此時機を選んだのは、甚だ、お氣の毒であるが、佛國との戦争は、何時收まるか、その見込みも、つかぬし、我國の方では、前に言ふたやうな、事情もあり、佛國と、貴國の間が、平和になる日を、待つて居る事が、出来ぬ爲に、止むを得ず、來たのである。此談判は、決して急がぬから、ゆつくり、取掛る事にしたい。吾々は、何時迄も、此所に止まつて、貴國の都合を見ながら、談判をしたい、つもりである」

これには、流石の支那側も、非常に感じたものか、ひどく、伊藤を信じて、談判の間も、存外に、好都合であつた。折柄、戦争は、支那側の勝利となつた。それが判る、と、已代治を呼んで、すぐに、李鴻章の所へ、戰勝の祝辭を、述べにやつた。李鴻章は、已代治の手を執つて、頻りに、喜んで居た。

然るに、翌日の談判に、伊藤の態度は、グルリと變つて、

「貴國の戦さは、一段落となつて、最早、心配はない、と思ふ。従つて、吾々も、ゆつくりとしては居られぬ。一日も早く、終局を告げて、歸國したい。要するに、朝鮮に對する、日支の立場は、同權に、すべきであつて、之には、貴國と雖も、異存は、ない筈である」

と、突詰めた、談判を始めたから、之には、支那側の大官も、眼を丸くした。

斯ういふ事情で、談判の進行は、頗る捗り、有名な、天津條約なるものは、此時に、締結されたのである。

天津條約の事は、大概な人は、忘れて居るだらうし、四十歳位の方は、當時の状況を、まるで知らないから、暢氣な顔をして居るが、實は、我國運の上に、重大な關係を、有つて居た、事件であるから、知つて置く、必要はある。

此條約が、日清戦争に、戦利を得たから、支那政府をして、朝鮮の内政に、干渉し得ないやうに、爲てしまつた。従つて、朝鮮は、我國の、勢力範圍に、入つた譯である。

どうせ、人間の、爲る事だから、今になつて、缺點を拾へば、幾らでもあるが、あの當時の、我國力は、遠く、支那には、及ばぬものと、されて居たのだから、可成り、なさけないものであつた。

さうした點から、考へて見れば、天津條約は、寧ろ、大出来と、いつて可からう。

伊藤全權は、大得意になつて、歸つて來た。早速、參内して、委細の事情を、天聽に達した。陛下も、非常に、お喜びであつた。

所が、伊藤のやうな人にも、斯ういふ失策があつたか、と思はれる程の、重大な、失敗を、やつて了つた。それは、何ういふ事か、といふに、御前を下らう、とした時、來る幾日に、一切の書類を携へて、參るやうに致せ、との、御沙汰を拜した。伊藤は、嬉しさの餘り、殆んど、無意識に、お請をして、引下つたのである。

邸へ、歸つて來てから、氣がついたのは、李全權と、談判した時の、一問一答が、まだ翻譯してなかつた。陛下へ、捧げる、國際關係の公文書は、必ず、譯書を添へて、提出すべき事になつて居るから、お請をした日には、參内す

る事が、出来ない事である。

されば、といふて、譯書が出来ませぬから、延期を願ひたい、と、いふやうな事は、申し出る事が出来ぬ。最初に、お請けしてしまつたのだから、御上からの、御汰汰は別として、臣下から、勝手に、延期などを、願ひ出る事は、絶對に、爲し得ない。

流石の伊藤も、之には、閉口して、顔の色を、失ふ程であつた。それを聞いて、巳代治は、その期日迄に、翻譯を引受けた。伊藤の考へでは、人間業で、そんな事が、出来る筈はない、と、思つて居るのだが、本人が、やつて見せる、と、いふ以上、それに任せる外はない。

巳代治は、四日間、不眠不休で、晝夜、筆を持つた切り、到頭、期日の朝には、全部を、翻譯し終つた。

その氣力の旺んなる事、實に、驚くべきである。普通の人間が、二三人もかゝつて、十日以上でなければ、出来る見込のない、翻譯を、假令、自分の筆記した、英文であるにもせよ、僅かに、四日間で、仕上げてしまつたのは、驚きが通り過ぎて、呆れ返る外はない。

▲著者は、その原本を得て、謄寫させたが、十五日餘りを費した。單に、寫し取るだけが、それだけかゝるのに、翻譯しながら、四目ばかりで、仕上げたのである。

保安條例

伊藤は、天津から、歸つて來ると、内閣の官制を、改めにかゝつた。今迄は、各省の卿と、參議が居て、内閣會議には、參議に、權力があり、各省の卿は、出席して、意見を、陳べる事は出来ても、賛否を決する、段になる、とその權利は、無かつたのである。

従つて、勢力のある人は、卿を勤めながら、參議を兼ねるやうに、なつて居た。卿と、いふのは、今の大臣に當る伊藤の案では、内閣の組織を、外國風にして、卿も、參議も、皆廢し、單に、大臣を置いて、内閣に於ける、一切の責任を、大臣に負はせる、といふ、新し味を見せて、太政大臣に、代ゆるに、總理大臣を以てした。

内閣の官制が、さういふ風に、變つて來たから、三條相國は、職を退いて、内大臣となり、政權から、遠ざかつたので、公卿の影は、内閣から、きえてしまつた。

此時に、華族令が、出て、新華族が、ゾロ／＼、現はれて來た。伊藤も、伯爵となつて、羨望の的となり、或は、怨嗟の聲を、浴せかけられた。

新内閣は、伊藤が、初めての、總理大臣で、閣僚には、山縣有朋、井上馨、西郷從道、大山巖、松方正義、谷干城、山田顯義、森有禮、榎本武揚等が列り、黒田清隆は、内閣顧問となつて、殆んど薩長の、藥屋總出であつた。

伊藤は、首相で、あり乍ら、宮相を兼ねた。これは、星亨の一派から、ひどく糾弾されて、宮相は、土方久元に譲つた。
井上外相の、條約改正が、問題となり、舊自由黨の人等が、一時に蹶起して、反對運動を起した。それが、導火線となつて、全國的に、藩閥打破の叫びが、旋風の如く、捲起つて來た。

▲此顛末は、星亨傳に詳説してある。
井上は、遂に、外相を辭して、内閣を去つた。其前に、谷が、農相の、椅子を去り、内政外交に關する、情弊を數へて、奏文を上つた。その草稿が、自由派の、手に入つて、此運動は、起つて來たのだ。

伊藤は、早く、逃げ出さう、としたが、自分は、首相であるから、さういふ譯にならず、殊に、内相の山縣が頑強つて居て、伊藤を逃がさぬやうに、確乎、押へつけて居るのだ。大臣が、一人や二人、缺員になつても、内閣は、倒れなかつた。

天津條約が濟む、と、陸海軍の擴張が、行はれた。天津談判の當時は、支那の方に、定遠と、鎮遠があつて、日本の軍艦は、逆も、見すばらしい物であつた。
軍艦を、新造するに就て、富裕な、國民に、献金を促し、五萬圓とか、十萬圓とか、纏まつた金を、出したものは、位をやつて、賞表した。横濱の高利貸、平沼專藏が、從五位になつたのは、其時の事である。

政界の空氣は、愈々、險惡になつて、何としても、治まりさうでない。伊藤は、新しい軍艦が、出來たのを幸ひ、試乗を名として、沖繩縣へ視察に出かけた。

其跡は、山縣内相が、一人で引受けて、自由派と、盛んに闘つた。少しでも、法に觸れた者は、片端から捕へて、監獄へ打込んだ。
それでも、自由派の勢ひは、そらに挫けず、益々、盛んに、政府へ、迫つて來る、結局は、血を見るより外に、納

まりのつくべき、見込みは、なかつた。
伊藤は、悠々として、沖繩縣から、歸つて來た。此時、已代治は、軍艦の中で、自由派を、抑へつける可き、法律の草案を、書きあげた。それが、保安條例である。

▲著者は、保安條例の、起草者を、末松謙澄と、聞いて居た。世間の人も、さう思つて居たに、違ひない。當時の末松は、法制局長官であり、伊藤の女婿であるから、さう思ふのが、當然であつた。

然るに、今から、數年前、著者は、伊藤伯に、遭つた時、偶然にも、當時の話が出て、伯の語る所に依れば、それは、自分が、書いたのである、と聞いて、著者は、意外の思ひをした。伯は、笑ひ乍ら、君達を、ひどい目に遭はしたのは、拙者であつた。今から思へば、よく殺されなかつた、といつて、何々大笑された。
▲保安條例に依つて、退去を命ぜられた、當時の狀況は、星亨傳、壯士物語、その他、全集の隨所に、現れて來る。

二

當時の。警視總監は、三島通庸であつた。三島は、有名な壓制家で、山形、福島、栃木の縣令を、やつて來たのであるが、到る所に、國事犯を起され、それに、彈壓を加へて、評判に、なつた人である。

保安條例といふ、昔の江戸拂ひに、よく似た、東京を立退くべく、内務大臣の心一つで、さういふ命令を、發し得る法律を作り、四百名に近き、自由派の人々に、退去命令を發して、その取締りを、三島に、させたのであるから、逆も、堪つたものではない。

所で、三島は、自由派の人々を、國賊の如く、視て居たので、思ひ切り、ひどい事をやつた。退去命令を、受けたものは、それを拒むと、監獄へ、入れられるのだが、此時には、その命令を發して、同時に、警親應へ、拘留された

者が、少なからずあつた。

内閣では、其事が、問題になつて、流石に、伊藤は、三島の亂暴に呆れた。

此時の伊藤は、よほど狼狽したらしく、巳代治の官舎へ、やつて来て、靴穿の礎、士足で、浴室へはいつて来た。入浴中の、巳代治を促がして

『三島へ、よく判るやうに、談じて来い』と命じた。

巳代治は、伊藤の馬車に乗つて、警視廳へ、やつて来た。所かどの部屋を見ても、洒氣紛々、鼻もちのならぬ、程であつた。これにも、巳代治は、少なからず、呆れた。

三島に會つて、其事を、話し出すと、三島は、ひどく怒つた。

『自由黨の奴等を、どういふ取扱ひしよう、と、そんな事は、構つたものでない』と、いふから、巳代治は、

『そんな、馬鹿な事があるか。法律に依つて、爲る事なら、死刑も、止む事を得ないが、法律に背いて、人民を、拘留所へ、投り込むなんて、そんな、野蠻な事をしては、困る』

といつて、責めつける、と、三島は、愈々、怒り出して、

『そんな、面倒な事なら、止めてしまふ』

と、言ひ乍ら、秘書の林三介を呼んで、すぐに、辭表を書かせた。

『サア、之を持つて行け』

『よろしい、心得た』

と、言ひ乍ら、辭表を、懷裡へ入れて、巳代治は、首相の官邸へ、引上げて来た。

之を聞いて、伊藤は、澁い顔をした。

『此場合に、三島を怒らせては、困るではないか』

『少しも、困りません』

『警視總監なしで、此取締りがつくか』

『誰でも、代りを入れたら、いゝでせう』

『差當つて、誰れといふ、見込が、つかぬではないか』

『ナアニ、警視總監ぐらゐ、何でもありません。若し人がなければ、當分のうち、僕が、やつて居ても、いゝ位だ』

『馬鹿な事を、言ふな』

そんな事で、ゴタ／＼して、居る所へ、山縣が、酔つ拂つて、飛込んで来た。伊藤が、ブン／＼、怒つて居るので

山縣は、その譯を聞くと、巳代治から、詳しく、説明したので、山縣は、ひどく喜んだ。

『流石に、伊東巳代治ちや、三島を相手に、そこ迄、やつつけたのは、實に偉い。何も叱言をいふ事はない』

といつて、山縣は、椅子に、腰を下した。途端に、伊藤の夫人が、巳代治に、目交をして、フイと、立上つた。その

跡から、巳代治は、附いて行く。

廊下へ出る、と、伊藤夫人は、驛を潜めて、

『山縣さんが、ピストルを、持つて居ますから、何とかして、あれを、取上げて下さい』

『ハ、ア、ピストルを、持つて居ましたか』

『ハア』

『飛んでもない事です。山縣さんなぞが、自分で、ピストルを、撃つやうになつたら、日本は、暗だ』

『何とかして下さい』

『よろしい、御心配なさるな』

巳代治は、澄まして、元の椅子に就いた。よく見れば、成る程、山縣は、ピストルを、持つて居る。
『あなたの、ピストルは、最新式のやうですが、ちよつと、お見せ下さい』
『ウン、之れは、近く、西洋から来たばかりで、よほど、良い物ぢや』
と、言ひ乍ら、巳代治へ、自慢らしく、渡してしまつた。そのうちに、伊藤と、話かはづんで、山縣は、夢中に、なつて居る。

その際を見て、巳代治は、テーブル掛の蔭で、彈をみんな、抜いてしまつた。さうとは知らず、ピストルを受取り山縣は、話が済んで、歸つて行つた。

山縣のやうな、落付いて居る、武人さへも、此位に、昂奮して居たのだから、あの時の騒ぎは、世間よりは、政府部内の方が、ひどかつたらしい。

三島總監等は、連名の辞表を、出して來た。それには、警視廳の幹部は、大概、署名して居た。
内閣會議が済んで、此事が、問題になつた。兎に角、三島を、呼んでみよう、となつて、西郷が、迎ひの使ひを出した。

間もなく、三島は、やつて來た。

その少し前、井上毅は、巳代治の袖を引いて、室外へ出た。

『君は、此所に居ては、いかん。暫くの間、何所かの部屋に、隠れて居たまへ』

『何ういふ譯か』

『今、三島が來ると、いふから、君の顔を見せては、都合が悪い』

『あんな奴が、何で恐ろしいか。愚圖々々いふたら、叩き毆る迄のことだ』

『それはいかん、そんな事をして、其納まりを、何う付けるつもりか。マア、吾輩に、任せて置きたまへ』

『さうか』

此所は、官邸であるから、奥座敷へ行つて、梅子夫人を相手に、馬鹿話をしながら、時間を過した。

『辞表は、撤回して貰ひたい』

と、伊藤が、言ひ出すと、三島は、破鐘のやうな、聲を張上げて、

『、ういふ譯には、ならぬ』

『何故か』

『内閣側から、俺どんの行爲を、牽制しよるぢやないか』

『そんな事は、絶對にない』

『イヤ、有る』

『何ういふ事が、有つたか』

『巳代治といふ、小僧が、やつて來て、吾輩の行爲に、彼是れ、干渉がましい事を、吐し居つたから、辭表を、叩きつけたら、持つて歸つた。そこで、更に、連名の辭表を、出したのぢや』

『それは、君の方が、間違つて居る』

『何故か』

『君は、保安條例に、何と書いてあるか、それを見ぬのか』

『條例は見た』

『然らば、何ういふ譯で、退去命令を、拒まぬ者に對して、拘留處分を、執行したか』

『彼奴は、怪しからん事を、吐し居つたから、そいで、懲しめの爲に、投り込んだのぢや』

「何の法律に依つて……」
 「そんな事は、構はぬ」
 「それが、いけないのぢや。苟も、法治國に於ては、法律に依らずして、人を拘禁する事は、許されない」
 「エーッ、そんな、面倒な事は、判らぬ」
 「君のいふ事は、亂暴ぢや」
 「何が、亂暴か」

三島は、立上つて、伊藤の側へ、迫つて行く。事危し、と見て、井上毅は、三島を引留めよう、とした。其刹那に三島は、井上の横面を、ピシヤツと、やつた。
 井上は、眞蒼になつて、三島へ組付く。二人は、ドタンバタン始めた。大臣等は、席を離れて、仲裁に入る。イヤハヤ、滅茶苦茶の騒ぎであつた。
 巳代治を、三島に會はせたら、立廻り位は、やるだらう、と思つて、井上は、巳代治を、連れ出したのであるが、却つて、井上が、こんな騒ぎを、やつてしまつた。
 後になつて、三島は、井上に、訛を入れた。井上は、巳代治に、色々、言譯をする。其間のもつれは、實に可笑しかつた。

明治二十年には、憲法の草案が出来て、陛下に奉つた。翌年の四月には、樞密院が、新たに興つて、伊藤は、議長になつた。内閣は、黒田が、首相になつた。

それから、毎日の如く、憲法會議は、開かれた。
 巳代治は、伊藤に附いて、樞府に移り、書記官長になつた。

陛下の、御勵精は、實に、大したもので、此會議中、一回も、御休み遊ばされず、各員が、口角、泡を飛ばして、討論する状を、親しく、御覽遊ばし、議論の内容は、すべて、御聞取りになつた。

巳代治は、官等こそ、低かつたけれど、起草委員の一人であるから、御前に於ても、盛んに、論争して、時には、伊藤に對して、強硬に、反對論を、唱へた事がある。

かくて、憲法は、國家の大典として、確定されるに至つた。二十二年の、紀元節を以て、愈々、發表された。

大正

大津事件

一

明治二十四年の五月六日、松方内閣が、成立した。松方は、内閣の首班として、その眞價は、まだ無い、と、いふのが、一般の定評であつた。

従つて、薩長の間にも、其説があつて、只、薩長兩派の權衡上、薩派から、首相を出すのが、順當に、なつて居たので、松方へ、お鉢が、廻つた譯である。

黒田は、其前に、一度、やつて居るし、さうした事に、少しも名譽心が無く、何としても、承知しなかつた。次には、西郷從道が居る、首相級の人でもあり、人物としても、極めて、適任であつたが、本人は、絶対に、辭退してしまつた。

恰度、組閣から、五日目の事である。

大津から、電報が、入つて來た。國賓たる、露西亞の皇太子が、巡查、津田三藏のために、斬られた、と、いふのであるから、松方は、いふ迄もなく、閣臣の顔色は、菜ッ葉の如く、なつてしまつた。

巳代治は、樞密院の庭で、長崎流の、扇揚げをして居た。一里位の糸を、吹き流して、扇は、非常に高く、揚がつ

て居た。

長崎生れの、人であるから、同僚や、部下の役人に、扇の講釋をして、頻りに、氣焔を、吐いて居た。

所へ、内閣から、急の使ひが來て、すぐに來い、と、いふのであつたから、早速、駆付けて見る、と、何となく、ザワ／＼して居る、平生の時とは、役人の、顔色も、違つて居る。

まだ、巳代治には、何の事だか、少しも、判らなかつた。内閣の、入口へ來る、と、松方が立つて居て、巳代治の顔を見るや、頓狂な聲を出して、

『大議々々、よく來てくれた。露西亞の皇太子へ、巡查が、斬りつけた、と、いふ事件が、起つたのぢや』

『エツ、何ですツて………』

『何しろ、伊藤が、怒つて居て、手がつけられぬ。早く、何とかいふて、伊藤を、鎮めてくれ』

『それは、何しろ、えらい事が、出來た』

『マア、早く入つてくれ』

大臣、元老、皆、集まつて居るが、誰一人として、生色がない。口を、堅く結んで、發言する者もない。其中で、

伊藤が、盛んに、怒鳴つて居る。

『斯ういふ、失態を醸して、全體、何うするつもりか。御上へ對しても、相濟まぬではないか』

といつて、テーブルを、力任せに、叩いた。

巳代治は、軽く會釋して、伊藤の側へ、近づいて行つた。

『お、伊東か。これだから、實に困る。此失態は、何といふ事か、馬鹿なツ』

何といはれても、巳代治には、落度がないのだから、ニコ／＼して居る。

「オイ、何とか、方法があるか」
 「私は、今、總理から、此事を、聞いたばかりで、詳しい事は、まだ知りませんが、あなたのやうに、然う、怒つて居たのでは、尙更、方法が、立ちますまい。マア、靜かに、なすつたら、どうです」
 「な、な、生意氣なッ。貴様には、何か、方法が、あるのか」
 「あります」
 「何と。方法がある、と、いふのか」
 「あります」

「ど、ど、何んな方法があるか」

斯ういはれる、と、差當つて、何の方法もなく、事件の全體さへ、まだ、聞いて居ないのだから、急に答は、出なかつたが、兎に角、伊藤の氣を、鎮めるつもりで、出鱈目に、斯ういつたのである。

不圖、思ひ出した事がある。前年、露國へ、戴冠式參列のために、行つた時、その入都式を見たが、非常な群集で實に盛んなものである、と同時に、又、非常に、敬虔にして、且つ、靜肅なものであつた。

其時に、巳代治が、

「これでも、露西亞に、虚無黨が、居るのでせうか」

と、言つたら、伊藤は、笑ひ乍ら、

「そりや、大に居る。此中にも、百人位の狂人は、居るに違ひない」

斯ういふ、問答の、あつた事を、思ひ出したのである。

伊藤は、頻りに、テーブルを、コツ／＼、叩きながら、

「オイ、何か、方法がある、と、言つたではないか」
 「あります」

「有るなら、早く、言ふて見ろ」

「前年、露國にお供して、入都式を見た時、わたくしの、問ひに對して、あなたは、何と言はれたか、覚えて居りますか」

伊藤は、頻りに、考へて居る。

「あの、澤山の人を見て、虚無黨の事を言ふたら、あなたは、此中にも、狂人の百人位は、居るだらう、と、仰言つたでせう」

「それが、何うした、と、いふのか」

「日本にだつて、狂人の、居ない事は、ありますまい」

「ウム、成る程、そりや、其通りぢや。狂人は、確かに居る」

「巡查も、人間ですから、氣の狂ふ事は、ありませう」

「狂人には、相違ないが、併し、狂人でも、あれだけの事をやれば、その始末は、つけなければならぬ。それは、何うする」

「此納め方は、失禮ながら、あなたの方の力では、逆も、出来ません。畏れ多い事ではあるが、陛下の御力に、頼る外はありません。如何に、あなたの方が、偉くても、これだけは、何うにも、成りませんから、此上は、陛下の、御詔勅を賜はる、と同時に、陛下が親しく、皇太子を、御見舞ひあらせられるやうに、お願ひ申上げる外、執るべき方法はありませんまい」

「可し、判つた。それでは、詔書の草案を、書いてくれ」

「承知しました」

これから、巳代治は、勅書の、草案にかゝる。伊藤は、側について居て、頻りに、墨を磨つて居た。

伊藤は、松方と共に、それを携へて、御前へ、伺候した。陛下は特別仕立の汽車で、京都へ、行幸あらせられた。

伊藤も、御供を爲る事になり、巳代治も、随行したのである。尚、汽車中で、巳代治は、伊藤に對して、

「若し、露國人が、此凶變のために、憤りを發して、神戸に、碇船して居る、艦隊から、兵隊を上陸せしめて、京都へ、押出すやうな事があつたら、斷然、武力を以て、それを、拒むだけの覺悟は、爲て置かなければ、なるまい」

と、いつて、頻りに、強い議論は、吹ッ込むが、實は、内心ひそかに、問題の前途を、深く氣遣つて居た。

若し、之が、位地を代へて、日本の事であつたら、何うであるか。我海軍は、必ず激憤して、何か、やつ付けたに違ひない。さういふ風に、引比べて、考へて来る、と、露國の艦隊の事が、頻りに、心配になつたから、その動靜を

知るべく、名古屋まで行つたら、よく判るやうに、手筈を、つけて置いた。

萬一にも、不幸な事になれば、途中から、御還幸を、願ふ外はない。それであるから、名古屋へ着く迄は、その心配で、胸は一抔であつた。

然るに、流石は、露國だけあつて、侍従長や、お附の武官にも、相當な人物が、附いて居たらしく、事變の起る、と同時に、水兵の上陸を、禁じてしまつた。

甞に、そればかりでなく、艦隊の醫者には、手を付けさせず、治療の事まで、日本政府の責任に、爲てしまつたのは、巧妙な、遣方であつた。

汽車が、名古屋を、過ぎた時、

「マア、よかつた。お前が、あんな、法螺を吹き立てるから、どんな事に、なるかと思つて、實に、心配した」と、伊藤は、初めて、口を利いた。

尚、巳代治は、京都へ着いてから、陛下の御前に於て、露國の皇室へ送るべき、御宸翰を、英文で認めた。それは御親閱の上、直ちに、發送された。

それから、もう一つ、附加へて置く事は、滋賀縣知事、沖守固は、赴任後の三日目に、此事件に、引掛つたのであるから、誰れも皆、同情は寄せたが、露國皇太子からは、我陛下に對して、沖が、懲戒免官に、ならぬやう、懇々お頼みがあつた事は、餘り、世間に、知られて居らぬ。

▲「伊藤博文秘録」といふ書物が、一昨年出版されたが、その中に收められし、伊藤公の手記を見ると、公は、事件のあつた時、小田原から、急遽、東京へ乗付けて來たのだ、といふ。

芝罘談判

一

明治二十七年には、朝鮮に、東學黨の、亂が起つた。

全羅道古阜に、崔時亨といふ、一種の豪傑があつて、鮮人の信頼は、實に深く、黨といふても、政黨の如きものでなく、さればとて、思想的の團體としては、少しく、不純な所があり、教義の如きものはあつても、宗教とは、見られない。洵に、不可思議な、特殊の團體であるが、會員の數も多く、崔に對する、信用といふよりは、寧ろ、迷信に近いものであるが、崔の聲は、神の聲として、會員の身に、とつては、絶對のものであつた。

別に、全倭準といふ、參謀が居て、崔を、援けて居た。全は、元來が、富豪の出身で、膽力もあれば、策謀にも、富んで居た。全が加はつてから、黨の勢力は、著しく擴大された。

同時に、現在の政治を、呪ふ聲が、強くなり、反政府の色彩が、濃くなつて來た。地方の俗吏は、何と思ふてか、干渉の手を、延して來た。苛斂誅求に苦む、地方の人々は東學黨に加はり、隨所に、官民の、鬭争が起る。遂には、崔と全が、黨の力を以て、官憲の壓迫を、排撃にかゝつた。それが、原因を爲して、政府は、討伐のために、兵を送り、激しい衝突があつて、内亂の状態に、なつて來た。

修亮、井上藤三郎、其他の志士が、天佑俠の旗を、振擧して、東學黨に、味方すべく、遙々と、駈付けて行つた。それが爲に、東學黨は、大に奮ひ、官兵を打破つて、勢ひ、猖獗を極めた。茲に於て、閔泳駿は、政府を代表して袁世凱に、救ひを求めた。

袁は、本國へ打電して、出兵を促す。其結果、支那の兵は、非常な勢ひで、乘込んで來た。これが爲に、東學黨は戦ひ敗れ、全は、生擒せられ、崔は、行方を、晦ました。

此出兵が、天津條約の、違反になるのだ。條文の解釋に就て、議論は、二つに分れたが、要するに、日本政府の、承諾を求めず、恣に、兵を出した事は、何といふても、條約違反には、なるのだ。

大島公使は、京城へ急行し、北京には、小村壽太郎が、代理公使として、乗込んで行つた。日支の風雲、やうやく動いて、民間の輿論は、支那撃つべし、と、いふ事に一致した。伊藤首相は、弱氣の説で、あつたが、民間の刺戟で、少しづつ、強くなつて行く。陸奥の外交も、漸次、強硬に傾き、海陸軍は、決戦の覺悟を示すに至つた。

何時の場合でも、海陸軍は強く、外交は弱い、日本は、どこ迄も、武俠の國であつて、大概は、外交が、陸海軍に引摺られる傾きがあり、戦さに勝つても、外交に敗ける、といふのが、常法の如く、なつて居る。

日清戦争の時にも、其傾きはあつたが、併し、陸奥が、外相の椅子に居たので、辛うじて、難關を切抜け、大した失態も現はさなかつたのは、幸ひであつた。開戦に際しては、海陸軍と、相應じて、巧みに、先手を打ち、戦争を有利に導いた事は、流石であつた。三國干渉を、前知し得ず、その注意を怠つた事は、責任を免かれぬが、出先の外交官が餘りに、間抜けすぎた。

開戦の當時は、英吉利が、支那の肩をもつて、佛蘭西は、日本に、同情してくれた。英吉利が、支那に、好意をもつたのは、日本が敗ける、と、見て居たからだ。併し、戦争は、日本側の、大勝利であつた。

結局は、馬關の談判、と迄進んで、二十八年の四月には、李鴻章が、全權の任を帯びて、講和の爲に、乗込んで来た。

談判の初めに、先づ、休戦條約で、意見の齟齬があり、李全權が、狙撃された爲に、談判は、一頓挫した。

けれども、償金に、手心を加へ、休戦を、無條件に爲て、やつたから、大した故障もなく、談判は、繼續される事になつた。尤も、李全權の傷が、割合に、軽かつた事も、幸ひであつた。

伊藤と、陸奥が、全權を帯びて、春帆樓上の談判は、歴史的に見ても、華かなものであつた。巳代治は、書記官長として、伊藤の動く所には、必ず、其姿を、見せて居た。

談判、終結して、假條約は、調印が済んだ。李全權は、其日のうちに引揚げて、歸國の途に就いた。批准交換は、六ヶ月の延期を、懇請されたけれど、之は、斷然、勿付けてしまつた。

二

伊藤は、苦勞人だけあつて、却々、親切な所があつた。惚れ易く、倦ッばい、質ではあつたが、それでも、無情な仕打は、決して爲なかつた。

殊に、自分の世話で、人が出世しても、それが爲に、其人を、子分として、奴隷の如く、追ひ使ふやうな事は、爲なかつた。假に、恩を忘れて、背く事があつても、追ひかけて行つて、どうしよう、と、いふやうな考へも、出した事がない。

廣島へ引上げる、船の中で、巳代治に向つて、

『やうやく、事件も、片付いたが、その仕上げは、批准交換ぢや、之は、大して、むづかしい役ではないが、戰勝國の使臣として、戰敗國に、臨むのであるから、華々しい役ぢや。少し、考へて居る事もあるから、君も、そのつも

り待つて居れ』

と、暗に、此使節は、お前に、大命の下るやう、骨を折つて見る、との謎であつた。

是迄には、随分、骨身を惜まず、働き續けたのであるから、此位の御褒美は、當然な事であるが、さて、その當然が、却々、實現しないもので、折角さうした場合に臨んでも、動ともすると、その希望を、水に流される事が、世間には、多いものである。

それに比べて、巳代治は、仕合の人であつた。廣島へ、着いてから、豫期した如く、批准交換に關する、全權辦理大臣の、任命が下つた。

實をいふと、内閣書記官長位の者が、此大任を、拜する事は、異數といふても、よいのである。内部には、相當に希望者もあつて、多少の運動も、起つたやうであるが、何しろ、當時の首相として、伊藤の權勢は、頗る強く、況して、陛下の御信任は、頗る厚いのであるから、伊藤が、引上げる限り、何人も、追隨を許さぬのは、當然であつた。此全權は、海軍中將の資格で、西海艦隊を率ゐて行く、と、いふ事に、なつて居た。これは、支那側が、批准を拒んで、撃ちかゝる事が、あるかも知れぬ、と、いふ、懸念が、あつた爲だ。

後になつて、判つた事だが、實に意外な事が起つて居た。それは、外でもないが、二十八年の二月十六日に、露國參謀本部では、日本に對する、干渉の手を、延すべく、既に、佛國に向つて、内談を、進めて居たのだ。之に對して『日本は、今、連戰連勝の勢ひで、恰も、狂氣の如く、なつて居る所だから、言ふても、應じまい。従つて、此場合に、干渉の手を、延す事は、不利益である』

と、いふのが、佛蘭西側の、意見であつた。そこで、露西亞の方でも、暫く隱忍して、その機會を、狙つて居たのである。

果然、巳代治が、全權の任命を、受ける頃に、三國干渉が、表面に、現はれて来た。其頃、陸奥外相は、宿痾の

ために、播州の舞子へ、引移つて居た。
外務省から、三國干渉の、電報が来た時は、皆、顔の色を失つた。此場合に、外相が、病床に就いて居るのは、何かにつけて、不利益であつた。

廣島の大本營で、御前會議が開かれた。此時に、一つの異例がある。それは、巳代治が、書記官長の身で、其席へ参列を命ぜられた事だ。

問題は、此干渉に對して、如何なる、方針を執るべきか、と、いふので、あつたが、容易に、發言する者は、なかつた。

此時、巳代治は、靜に立上つて、口を開いた。

「残念ながら、此干渉を容れて、三國の要求に、應ずる外は、あるまい。支那と戦つて、疲れて居る、矢先であるから、此三大國を、向ふに廻して、戦ふ事を考へたら、それは、無謀の至りである。大言壯語は、如何なる場合にも、慎むべき事であるが、此場合には、殊に、慎まなければならぬ、と思ふ。

假令、三國干渉に、應じて、不名譽とは思はぬ。一旦は、應じて置いて、臥薪嘗膽、他日の謀を、廻らすより外はない。今日の場合、忍んで此干渉を容れる、として、あつさり、それを、聲明するがよい」
大體、斯ういふ事を、發言したのだが、他には、一人の發言者もなく、結局は、それと決した。只、外相の意見を求むるといふ事は、あつたのである。伊藤首相の秘書、陸奥廣吉は、舞子へ急行して、外相の意見を、聞く事になつた。

陸奥外相は

「此儘に、干渉を容れず、免に角、一應は、三國に對して、再考を求めたらどうであらうかと、いふのであつた。

之には、巳代治を初め、反對論は、可成りあつたが、何分にも、外相の意見であるから、それを容れる事にして其手續を、執つたのであるが、三國からは、梨の礫の、音沙汰もなく、全く黙殺されてしまつた。
それが爲か、どうかは知らぬが、その時分から、長崎や、佐世保の方面に、三國の聯合艦隊が、恐るべき勢ひで、隠見出沒、その雄姿を、見せて居た。

三

批准交換は、三週間の期日である。巳代治が、出發と極つたのは、四月の下旬で、五月八日が交換の日であつた。

「オイ、まだ三國からは、何とも、いふて來んぞ」

「それは、黙殺されるのでせう」

「さうかな」

「斯ういふ事は、戦ふ餘力があつて、初めて、効を奏するもので、其餘力なきものが、何を、言ふてやつても、相手にするものはありません」

「期日も、追々、切迫して來るから、出かける事にしたら、何うちや」

「此場合に、私は、一言して置きたいのは、私に、花を持たせやう、として、此大役を、引受けるやう、御推薦下さつた事は、感謝に堪へませんが、私も、年貢の納め時と思つて、出來るだけ、やつて見ます。それから先は、天運として、恐らく、私の仕事は、及ばざるを悔ゆる、と、いふやうな事はなく、寧ろ、過ぎたるを悔ゆる、といふ事

になるかも知れません。

就ては、一々、訓令などを待たず、私の獨斷で、纏めべきものは纏め、破るべきものは、破りますから、それだけは、お含み置きを、願ひます」

「それは、よい覺悟ぢやが、併し、出来るだけ、訓令を請ふやうに、爲てくれぬと、面倒が起らう」
「それは、何と仰言つても、不可能であります」
斯う、言ひ出したら、却々、利かぬ氣の、巳代治で、ある事は、よく知つて居るから、その押問答は、それ迄にして、巳代治は、愈々、四月三十一日に、出發と決した。
その前日に、巳代治の、家族が、乗込んで来た。これは、伊藤が、電報を打つて、わざ／＼、呼寄せたのだ。恐らく、巳代治の顔を見させ、巳代治には、妻子の顔を見させる爲で、あつたらう。

五月五日の夕方に、旅順の本營に着いたが、まるで、喪中の如き、狀況であつた。此所には、川上操六が、頭張つて居た。

川上が、種々、打合せに来たから、巳代治は、覺悟の在る所を語つた。

「私は、文官であるから、戦争の事は、よく知らぬが、聞く所に依れば、三國の軍艦は、芝罘に、十四萬噸は在る、と、いふ事である。假に、西海艦隊を、率ゐて行く、としても、どれも破れ船ばかりで、逆も相撲にはなるまい。萬一、批准交換に、故障が入つて、三國の艦隊と、戦ふやうになれば、破れ船でも、入用になるのだから、私は、全くの丸腰で、押掛ける、覺悟である。依つて、乗船としては、木造の商船を、借受けて貰ひたいが、どうでせうか」

と、言つた時に、川上は、ナツと立上つて、巳代治の、手を握つた。

「よく、言つてくれた。どうか、さういふ事にしてくれ、頼む」

川上の、眼底には、涙が、光つて居た。
それでも、旅順からは、本田、山縣の兩大隊が、行く事になり、艦隊からは、村田少佐が、乗込む事になつた。

五月六日の夕、七時頃に、商船の横濱丸へ乗つて、芝罘へ向つた。巳代治が、此日を選んだのは、翌日が七日で、自分の誕生日であるから、生まれた日に、死ぬ覺悟で、萬一の場合を考へ、斯うして、誕生日を、選んだ所に、頗る味ひがある。

旅順を、出る時から、風が強くなつて、船の動搖は、可成り、激しかった。七日の朝、芝罘へ着いたが、巳代治は、グツスリ寝込んで、少しも知らなかつた。

海軍士官が、やつて来て、

「只今、英國の艦隊から、代表者が、挨拶に來ました」

と、いはれて、大急ぎで、顔を洗ひ、衣服を改めて、その代表者に、面會した。東洋艦隊の司令長官、フリーマントルの、代理であつた。一應の、挨拶が済んで、その士官は、質問を始めた。

「西海艦隊で、おいでになるやうに、聞いて居ましたが、それは、何うなつたのですか」

「艦隊は、後から來るでせう」

此あやふやな、答を、聞いて、代表者は妙な顔をした。

それから、問もなく、やはり、英國艦隊のエドガー艦長が、やつて來た。

「西海艦隊が、見えないやうだが、何ういふ譯ですか」

「實は、つれて來ないのです」

「何故ですか」

「芝罘には、三國の立派な船で、一杯になつて居るから、戦餘の、破れ船を、持つて來て、お目にかけるのも、氣恥しいから、止めにしました。
殊に、平和の使ひが、軍艦でもありませんから、ハツハ、、、」

それを聞いて、艦長は、巳代治の手を、しっかりと握つて、感心した、といふ、表情を示した。後で聞く、と、西海艦隊が来たなら、有無を言はず、衝突する計畫が、あつたのである、と、いふ事だ。

四

支那側から、午後一時に、上陸してくれ、と、言つて来た。ホテル迄は、海岸から、十四五丁あつた。ランチが、埠頭へ、横付けになると、支那の大官が、迎ひに来た。埠頭から、ホテル迄の間は、兵隊が、五列になつて、警戒して居る。思つたよりも、警戒が、嚴重であつたのは、下關の事件に、鑑みての事であらう。

相手の、伍廷芳は、天津談判の時、よく知つて居たから、先づ、禮儀として、そのホテルを、訪問しやう、としたら、支那側で、いろいろに言うて、それを拒んだ。口實とする所は、夜中であつて、充分に、警戒が出来ぬから、是非、止めてくれ、と、いふのであつた。

そこで、巳代治は、一時、ビーチホテルへ、落付く事になつた。ホテルに入らぬ前、伍廷芳を訪ねやう、としたのは、巳代治に、深い魂膽が、あつたのだ。

巳代治は、伍廷芳が、批准の本書を持つて来たか、どうか、それを確かめたい爲に、訪問しやう、としたのだ。妨げられて、一時中止はしたが、ホテルへ着いてから、特使を以て、伍廷芳へ、訪問すべき事を、通じてしまつたら、もう、妨げる事は、出来ない。

夜の九時頃に、ホテルを、出かける、と途中は、篝火が、澤山に、焚いてあつた、青龍刀を持つた、兵士も交つて警戒して居る。伍廷芳に、會つて見たら、正式の委任状は、持つて来た、と、いふから、條約の本書も、持つて来たに違ひない。

そこで、明日の打合せを、始めた時、政府から、電報が来た、といふて、伍廷芳は、中座した。しばらくして、出て来た。

『あなたの政府は、批准交換の、延期を承諾した、と、いふ事ではありますが、あなたは、それを、知りませんか』

『私は、全權辦理大臣として、来たのであるから、延期の事に就ては、私に、権限があるので、私は、絶対に、延期の承諾は、致さぬつもりである』

『併し、政府が承諾した、と、いふたら、どうしますか』

『左様な事は、絶対に、ありません。何故ならば、私は、全權を、委任されて来たのであるから、政府が、若し、延期を承諾する場合には、私の同意を、求むべき筈である。然るに、其事のない以上、私は、延期承諾と、いふ事は絶対に、認めない』

此相合ひで、大分、時間を過ぎた。夜半になつたからホテルへ、引上げて来た。

翌朝、十一時には、フリーマントルが、態々、訪ねて来た。これは、全權へ對して、よほどの、御馳走であつた。英國が、日本へ、好意を示しかけたのは、これからである。

フリーマントルが去つて、三十分ばかりする、と、伍廷芳が、やつて来た。

『是非、批准交換は、延期して貰ひたい』

『それは、折角のお頼みだが、平にお断りする』

『どうしても、いけませんか』

『出来ません』

巳代治は、随員の方を、振向き乍ら、

『船は、何時でも、出帆の出来るやうに、用意しておけ』

と、故らに英語で、いふたのは、伍廷芳が、英語の達人であるから、聞えよがしに、ヤツつけたのだ。伍廷芳は、顔色を變へて、引取つて行く。

茲に、一つの天祐は、米國領事の、リードが、支那政府の顧問、フォーストと、叔父甥の關係に、なつて居て、村田少佐は、リードと、極く親しかつたから、リードを通じて、フォーストを動かし、フォーストの力で、支那政府を動かすやうに、策動を始めた。それは、相當に、效を奏したらしい。

フォーストは、人格者であつて、支那政府は、李鴻章に對するよりも、フォーストを、深く信じて居た。

伍廷芳が、李鴻章へ、已代治の事を、言ふてやつたらしく、李鴻章は、伊藤首相に對して、

「貴國の全權、伊東已代治氏が、支那政府を、脅迫して困る」

と、いふ電報を打つたので、各國の公使から、種々の注意を受けて、伊藤と陸奥は、頗る、迷惑をした。

午後二時頃になつて、伍廷芳は、また、やつて來た。

「今晚の九時迄、正式の會見を、待つて貰ひたい。それ迄には、政府から、何とか、訓令が下る、と思ふから、是非待つて貰ひたい」

「期限は、今日限りで、夜の十二時が、その時であるが、九時迄待つては、残る時間が、幾らもないから、甚だ迷惑である」

「訓令さへ來れば、批准交換は、簡単に済むのであるから、どうか、待つて下さい」

「よろしい。それでは、九時まで待たう。併し、覺書を、貰つて置きたい」

伍廷芳は、澁々、覺書を認め、署名して、已代治に渡した。

然るに、其夕方、日本政府から、平語電報で、批准交換に、延期承諾の旨を、通じて來た。已代治は、身體中の血が、熱くなる程に、疝癪が起きた。

斯ういふ電報を、平語で打つとは、何事である。平語で、打つてくれば、支那側の者にも、知れるのであるから、折角に、いちめつて置いて置いた、今晚の九時には、伍廷芳が、やつて來るか、どうか、判らなくなつた。

之に就ては、村田少佐を初め、附いて來た者は、非常に憤慨して、政府の弱腰に、呆れ返つた。

已代治は、此訓電に對して、やはり平語で、

「支那全權は、今晚九時に、批准交換をなすべく、誓約したから、心配はない。延期の事は、既に峻拒して、支那側でも、それは、承知して居る」

といふ、意味を、通じてやつた。

飽迄も、強氣には、出て居るが、實は、心配でもあつた、何分にも、相手が、支那人であるから、都合によれば、

證文まで書いた、約束でも、平氣で、故紙にする、連中であるから、果して、九時迄に來るか、どうか、疑問であつた。

已代治を初め、一行の人達は、無言で、時計の針を、見つめて居る。そのうちに、九時が近づいた。

所へ、伍廷芳は、やつて來た。何か知らぬが、唐櫃を持たせて來た、と聞いて、初めて、胸を撫下した。その唐櫃

には、條約書が、入つて居るに、違ひない。

果然、伍廷芳に會見する、と、

「政府から、只今、訓令が來たから、批准交換をする」

と、いふのであつた。

かくて、我全權の一行は、横濱丸へ引上げた。それは、夜半の、一時頃であつた。

船は、日出を待つて、出帆すべく、用意を命じた。船長が、やつて來たから、

「港内を、退く間は、つとめて、速力を鈍く、港外へ出たら、全速力で、走るやうにしてくれ」と、命令した。

夜が明ける、と、船は、巳代治が、命令した通りにして、芝罘を離れた。旅順までは、四時間で、やうやく着いたけれど、一人の出迎ひもなく、まことに淋しかつた。

旅順の本營には、批准交換は、延期された、と、傳へられて、川上を始め、一同は、悲憤の涙を呑んで、ガツカリして居たのだ。全權の一行が、今着いた、と聞いても、やはり、延期のために、一時、引返したものとのみ、思つて居た。

川上は、巳代治に向つて、

「飛んだ事に、なつたな」

「何事か、あつたのですか」

「イヤ、批准交換は、延期になつたのでせう」

「そんな事はない」

「ハ、ア、延期には、ならなかつたのですか」

「何だか知らぬが、兎に角、批准は、交換して来た」

「さうでしたか」

これから、巳代治は、詳しく、顛末を話した。川上は、非常に喜んで、

「若し、延期したら、それこそ、三國が、どんな事を始めるか。實に、危険なことでした」

といつて、これから、祝杯を、擧げる事になつた。全權の一行を、歓迎するのと、批准交換を祝するのと、此二つで、宴會を、開く事になつた。委員長は、有栖川宮

が、自ら進んで、その勞を執られた。

▲此事は、伊東伯の一生を通じて、最も、記念すべき事の一つである。同時に、批准交換が、無事に済んだ事は、全く、伊東伯の突張が、強かつた爲めであるから、當時、隨行の一人であつた、佐藤顯理氏が、十數年の後に至つて、最も詳しく、記述したものであるから、それを掲げて、伯の苦心を偲びたい、と思ふ、

▲伍廷芳の嗣子が、今の伍朝樞である。

▲フォスターといふ人は、支那政府の顧問として、有力な人物である。若し、此人に、無職をされたなら、批准交換は、無事に、完了し得なかつたらう、と思はれる。同時に、日本の立場は、非常な不利となり、戦勝の結果は、或は逆轉して、戦敗國よりも、悲惨なものになるかも知れない。

▲然るに、フォスター氏の態度が、どこ迄も、紳士的であり、第三國の人として、終始、公平な心事を以て、此問題を、取扱つた爲に、無事の終結を、見る事が出来た。

▲フォスター氏は、米國の名士で、國際法專攻の學者である。南北戦争の時には、北軍の一雄將として、馳名があつた。遣外公使としては、メキシコ、ロシア、スペインにも、駐劄した事があり、一たびは、國務卿にも、なつて居る。

▲日清戦争の終了したのが、明治廿八年であるから、今では四十年前の事に屬す。著者は、當年の事を、回想して夢の如き、思ひがする。

▲その後、新聞紙上へ、フォスター氏の、日清談判回顧録なるものが、續掲せられた事がある。著者は、それを寫取つて、筐底に收めて置いたが、本稿を起すにつき、これを再讀して、感慨無量の感があつた。

▲佐藤氏の、實驗記述を、轉載する以上、フォスター氏の、回顧録も、併せて、借用したくなり、それを、全掲す

る事にした。
 ▲今や、蕩蒙に事變起りて、我軍部の活躍は、實に目ざましきものがある。それに反して、外交部の不振、無能なる事は、古今無比の態がある。
 ▲彼是を、想ひ合せて、此三篇を掲載し、當年の事を、今の若い人達に、追想して欲しいと思ふ。
 ▲すべての事は、始まりよりも、終りが大切である。始めも大切であるが、終りは尙更大切である。
 ▲殊に、國際關係は、始めから終り迄、外交の力で、押進むのが、正道であり、定石である。けれども、外交が無能に陥つた時、軍部の進出が必要になる。但し、その尻拭ひは、外交に、據る外はない。
 ▲萬一にも、その外交が、いよ／＼無能であれば、國家は、滅亡に、一步を、ふみ込むのであるから、深く自から戒愼して、實力ある人に、その席を譲るのが、當然である。

芝罘談判真相 (佐藤顯理氏談)

三國干涉の警報

下ノ關に於ける、媾和談判了を告ぐるや、時の伊東内閣書記官長は、批准交換に關する、全權辦理大臣に任せられ、余等隨員一同、廣島に引揚げ、日ならずして、宇品出發、批准交換地たる、芝罘に、赴かんとして、之が準備に忙はしき一夕、伊東全權の、之を一見せよとて、一通の赤電(外字電報紙は、皆赤色)を、余に示さるゝを、一瞥すれば、豈顧らんや、今の今迄、戦勝の夢に憧れ、堂々たる西海艦隊に、護衛せられて、全權大臣一行の、芝罘頭、其威容を誇るべき、當日の壯觀を、待ちわびたるに、咄々怪事、茲に三國干涉の、急電を傳へ來りて、暗雲低迷、余等の前程を、蔽はんとは、余は、一字一句、電文、今尙ほ、余の記憶に、新たなるを覺ゆ。其要、露國皇帝は、友誼上の新證として、東洋水

遠の平和の爲に、日本の遼東還附を勸告せるものなりき。余は一讀愕然として驚き、悄然として、言ふ所を知らず平素、温容、溢るゝ許の、愛嬌を湛へたる、伊東全權は、惘然、長太息、唇頭、固く鎖されて、感慨に堪へざるもの、如く、余と、兩々、黙々對坐、五分十分にして、遂に一語なし。當時、余は、言はんと欲するの思餘りありて却て舌端、強ばるを覺え、全權の命のまゝに、之を國文に翻譯し、聽て甚しく、意氣の激するを覺えて、唯僅に、「實に残念至極、心外なれども申しやうもなく、此際は致方なし」とまで申述べたるも、伊東全權は、黙々煩悶の狀依然たり、余は、全權の許を辭して、寢に就きたれども、百感交々起りて、徹宵、睫を交ふる能はざりき。後に聞く所に據れば、此日、大本營に、會議を開かれ、暫らく忍ぶべからざるの情を忍びて、時運の到來を待つに若かず、といふの説に一決せしなりと、思ふて、當年の事に及べば、余は、今尙ほ新愁胸に迫るの感なくんばあらず。全權一行、頓に打濕めりて、又前日の意氣なく、批准交換の成行に關する、憂慮一方ならざる他の一方に、支那にも、亦小山六之助の徒、なきにしもあらざるべきを案じては、大に全權一身の、安危を念としたる、余等、隨員の心事、今より見れば、實に想像の外にありしなり。
 余の茲に一言特記したときは、時の伊東書記官長が、全權辦理大臣に、任せられたる事なり。日本外交史を案ずるに、遣外使節にして、全權辦理大臣の權能を授けられたるものは、僅に二人のみ。一に、臺灣事件に關する、大久保利通卿の、清國政府と、交渉の際に於ける資格にして、他の一人は、即ち伊東氏其人なり。抑も、全權辦理大臣とは、外務大臣を経由せず、直接、陛下に伏奏さるべき、資格を有するもの、伊東氏が、此名譽ある使命を、帶ぶるに至れるは、畢竟、同氏の、下ノ關談判に於ける、功勞を多として慰安的に、之に酬いるの意、ありしものと察せらる。而して、此の如き、事情の下に任命せられたる、伊東全權が、忽ちにして、三國干涉の大難局に遭遇せんことは、余等の、毫も豫期せざりし所なり。

大本營會議の事

三國干涉の、警報に接するや。大本營に於ては、緊急會議を開かれ、暫らく忍んで、遼東の還附を、肯んずるの決議を爲せる事、既に述ぶる所の如くなるが、後、會議の光景に就き、傳へ聞く所に據れば、時に陰鬱の氣、滿場を罩めて、絶えて人語の外に洩るゝなく、人々唯痛憤の切ならしむるのみ。元老諸公、皆黙して言はず、折しも會議に、出席の榮を得たる、伊東内閣書記官長は、劈頭、徐ろに言葉を切り、「事體、此に至れる以上は、既に策の施すべきなし。我疲憊せる、軍隊を提げて、三國の聯合軍を、敵とするが如きは、到底、不可能の事に屬す。三國が、斯く提議し來れるからには、必ずや最後の決意あるべく、此場合に處するの道は、潔く穩かに、承認の旨を、三國に回答するに若くはなし」と述べたるに、當時の大勢は、固より他に上策の取るべきものなかりしを以て、列席の諸公、皆之に同意し、議は速に決せられたるが、當時陸奥全權は、病を養うて、須磨に在りしかば、右の經過は、直に同地に急報せられたる、と同時に、一方、外務省の意向、如何と見れば、假令、三國より、如是、意外の提議ありたればとて、一も二もなく、之を屈伏するは、戰勝國の體面を、損する事甚しとて、大本營に於ける、決議に同意せず、茲に廟議は一變して、三國に、再考を求むる旨の、電報を發するに至りたるが、大勢は、既に如何ともすべからず。遼東還附の、提議の、翻さしむるには、勿論寸效なかりしも、抑も再考を促すとは、三國を對手として、開戦するの意か、將た國家の體面上、單に此形式を取るを利あり、と思惟したるか、何れにしても、日本が、三國に再考を求むるに決したり、との報に接したる時、余は、事局の前途に對して、不安の念禁すべからざるものありき。

余の記憶に徴すれば、三國干涉の事は、下の關談判の際には、其形跡だも認めず。支那全權の顧問たりし、フオ一氏の回顧録にも、李全權の、天津到着迄は、三國運動に關して、何の聞く所なかりし、と、あるに見ても、事は咄嗟の間に、決せられたるものゝ如く、察せらる。講和談判終了に際して、獨帝より、祝電を發せられたるを、畢竟、日本を、翻弄するの意に出でたりと、解する者あるは、致し方なし。但し、三國の提携成れるは、事實上、祝電發送後に在り、と判斷するを得べし。

却説、外務省が、三國に對して、再考を求めたり、といふ、其眞意如何。三國と、對戰の準備ありしとせば、意を強うするに堪へたれども、此準備なくして、三國の銳鋒に當らんとするは、無謀も亦甚しきものなり。兎も角三國に、再考を促すや、日本が、柔順に屈從すべきを、豫期せる、三國が、頗る意外の感に打たれたるは、事實なり。日本が、此態度に出でたるを見て、三國、亦大に其用意を密にし、愈々辛辣なる、手段を講ずるに至れる事、後にて思合はされたり。批准の交換たる、通例形式に止まり、演劇に於ける、所作事の類にて、俳優の儲け役と一般なれども、事局は、斯くて、漸く險惡に陥り、茲に東洋の外交史上、邦人の記憶に、最も深き印象を刻みたる、芝罘談判の一幕は開かれんとするなり。

伊東全權の覺悟

我が廟議、既に三國に、再考を促すに決せる上は、事體の、頗る重大なるは、言ふ迄もなく、伊東全權は、須らく開戦を期せざるべからず、と爲し、時恰も、大本營の、京都に移さるゝに會し、行李勿々、同地に赴きて、一切の打合せを了し、同時に、此行、生還を期せざるの覺悟を爲し、一封の遺言狀を、草し置きたる事、余は、後日に至りて、之を確め得たり。同全權、既に死を決して、事に當らんとす。余等隨員、亦形勢の容易ならざるものあるを看取し、一死、君國に報いん、とするの決意、亦甚だ固かりき。

伊東内閣書記官長が、全權辦理大臣として、大久保利通卿以來、最も光榮ある資格を、帶ぶるに至れる次第は、既記の如くなるが、是れ畢竟、政府當局者が、伊東全權の責任、頗る重大なるを察し、若し、通例の場合に於てす

れば、批准交換の事、決して斯かる最高資格を附すべきにあらざるも、既に日本は、三國の強壓的干涉に對して、再考を求め、三國は、支那に對して、三國の日本に對する、干涉の願末を通告し、而して、支那は、形勢の自國に便なるを知りて、日本に對するの、態度を強硬ならしめ、事局、頗る至難に陥るの日を、豫期したるに在るなり。批准交換は、豫ねて五月八日に、決定せられ居り、愈々、其期日も切迫して、五月一日、一行は、八重山艦に搭乗して、宇品を出發し、取敢へず旅順に直行して、談判に臨むべき、最後の命令を、待つ事とはなりぬ。一行の面々は、伊東内閣書記官長を全權として、之が隨員は、西源四郎、檜原陳政、龍居頼三の諸氏、及び余にして、外に警官三名ありき。旅順に到着せるは、五月五日の事なるが、其到着前、果して最後の訓令、大本營より達し居たり。其要、三國の壓迫は、次第に加はり來りて、形勢急なり。爲に、豫ねて機裝せる、西海艦隊を率ゐて、芝罘に、入港するの學を見合せよ、といふに在りしかば、一行は、横濱丸なる、一商船に轉乘し、肥後丸を、通報船に充て、五月六日夜、解纜、芝罘に向へり。此地より、全權一行に加はりたるもの、鄭永昌氏、陸軍側より村田少佐（今の中將）海軍側より野間口（今の少將）山縣（今の太佐）の二大尉、外に憲兵一小隊、約廿名許あり。殊に、憲兵には、性質温順にして、事に激し易からざる、人物を選択したるが如き、伊東全權の用意那邊に在りたるかを察すべし。時に、支那にして、約の如く、批准の交換を了さば、事、頗る容易なれども、支那が、三國の干涉を、楯に取りて、我に臨むは、獨ほ虎の禍を負ふが如く、當方の不利、實に少小ならず、此の如くにして、歩一步、陰暗の雲影は、一行の前程に、迫り來れるなり。錨を投じて、港外に假泊すれば、夜色沈々、尙ほ四邊を罩めて、遠近を辨ぜず、曉風、衣袂を拂うて、人を凄殺せんとす。既にして東天白く、芝罘市街の家々、髣髴として指呼の間に、認め得るに及んで、徐ろに船を進めて、灣内に入る。當時、港頭の光景は、一見人をして、肉躍り血進るの、感なき能はざらしめき。英艦一隻、米艦亦一隻、過ぎざりしかど、十數隻の露獨佛諸艦、ズラリと整列して、其威容を誇り、中には戦闘色に塗り換へ、若しくは砲門を開いて、其決意を示せるものありしのみならず、各班の、交互に禮

砲を打放す、殷々の響、港内、鳴り渡して、果して威壓の、漸く加はれるを覺えしめたり。聞く、三國の艦隊司令長官は、日本全權、若し西海艦隊を率ゐて入港するあらば、直ちに砲火を切て、之を邀撃せよとの訓令を、受け居たるなりと。形勢の急、此の如し。嗚呼、伊東全權の、發程に際して、生還を期せざるの用意ありたるは、即ち如是、死地に臨むの日、必ずや到來すべきを、察知したればなるべし。

芝罘港頭の感慨

伊東全權一行、入港當時の光景は、歴々として、昨、猶ほ今の如く、余の記憶に新なり。横濱丸投錨するや、第一着に來訪せるは、英國の海軍大尉なりき。余は、報を得て、船室より甲板に出でて、之を迎へたるに、同大尉は禮裝美々しく、極めて懇懇に、一行の無事來着を祝し、且つ曰く、フリーマントル提督は、砲術練習の爲め、今や港外に在りて、親しく伊東全權に、敬意を表する能はざるを遺憾とする旨、同全權に、御傳言あらん事を望む。清國全權吳廷芳、聯芳の兩氏は、昨夜、既に當港に、來着し居れりと。支那全權が、果して約の如く、批准交換日に參會するや否や、將た、其全權は、何人なりやは、余等の、深く念とする所なりしが、逸早くも、右の消息を知り得たるは、全く英國の好意にして、特に一行の、深く感謝せる所なり。

英國の一大尉、辭し去りてより、數十分を経て、禮裝嚴めしき、米國一士官の、來訪せる旨の報を得、倉皇出て、之に接すれば、即ち米艦マサイヤス號の艦長なりき。伊東全權の、來着に對して、國際上の、儀禮を致せるものは、芝罘在港の、列國軍艦中、實に英米の二ヶ國なりしなり。現に、我が横濱丸より、僅に二十間許を隔て、露艦アゾバ號の錨せるあり。其艦體は、宛然、小兒の半、月代を施せるが如く、其一部を、戦闘色に、塗り換へ砲門を開きて、嚴然、戦闘準備を、爲せるを見たるが、獨、佛の諸艦は、勿論、其艦員を派して、我が全權に、敬意を表するなく、風物、轉た懐愴を極めたり。

先に、横濱丸の入港するや、三國の軍艦、交互に發砲して、股々の響、耳を聳せしが、是れ、三國各自に、其着港に對して、禮砲を發せるものにて、毫も日本全權への、禮意ありしにあらず。思ふに、我西海艦隊にして、豫定の如く、芝罘港頭に入り、三國軍艦と、禮砲交換の事あらんか、實彈の飛來、或は免れざりしなるべし。余は、今尙ほ、慄然として、膚に粟を生ずるの所あり。三國の豫期に反して、日本全權の坐乗せるは、一商船横濱丸のみ。三國艦隊の失望、蓋し察すべきものありしなり。故加藤伯、曾て屢々、余に語るらく、刺客の、來り訪づるゝ者ありし毎に、毎時、身に、一刀を佩かずして、平然、之に接したるが、是れ、柔能く剛を制するの道なりと。伊東全權の、三國艦隊に對せる、態度は、三國艦隊を、啞然たらしむるに於て、是れ將た勝伯と、同巧異曲の感なくんばあらず。

余は、伊東全權より、一行來着の趣をば、米國領事を経て、支那官憲に、通告するの任務を帯び、支那通の大冨家、鄭書記官（永昌氏）と共に、第一着に、上陸を命ぜられ、甲板より、遙に陸上を見渡せるに、支那人の群衆、埠頭に堵を爲し、喃喃、相寄るの状、深く余を動かせるものありき。余は、心私に決すらく、丈夫身命を致すは即ち此際に在り。支那人の群衆中、一小山六之助の在る、あるべきを思へば、萬一の場合に、備ふるの要あり、と鄭君には、暫しの暇を乞ふて、余は急遽、甲板より船室に戻り、感愧無量。端坐黙思、武士の最後の、屑かるべきを祈りつゝ、ポケットの中より、指頭に觸れたる、ナイフを取り出して、寢臺の下に投入し、身に寸鐵を帯びざるべき、用意成りて、鄭君と、一小氣船に同乗し、愈芝罘に上陸せんとして、以爲らく、日本に生れて、此危局に處し、幸にして、塞々匪躬の誠を、效すを得ば、一死、眞に辭する所にあらず、と、嗚呼、身には、寸鐵を帯びず、任を重しとして、單身、死地に入る。當時の光景は、唯、余の記憶に新なるを覺ゆるのみ。未だ曾て、余を満足せしむる記録の、世に存することを知らず。斯く小刀をも、遺留し行きたるは、萬一の場合、潔き當方の、覺悟を知らしめん、とするに在りたれど、實は、之が爲めに、不自由を感じたる事、少なからざりき。今日となりて

は僅に一笑に値するのみ。

全權一行の上陸

却説、余は、鄭氏と、小蒸汽船に同乗して、芝罘に上陸したるが、此上陸地點より、沿道一面、目に餘る、群衆に填められ、身動きもならぬ有様なるに、鄭氏は、熟練なる支那語にて、テキパキと叱咤して、道を開かせ、案外にも易々と、目的地たる米國領事館に着するを得たり。伊東全權大臣、上陸の手續に關して、打合せを了したる上、余は、鄭氏と別れて、右の経過を、全權に、報告の爲め、一葉のサンパン船を僦ひ、本船を見かけて、漕ぎ出でたるに、全權は、早くも上陸の用意成りて、小蒸汽船に乘込み、棧橋指して、進行し來れるに會したれば、余は、其船に飛び上りざま、一行に加はりて、一同、愈々正式に、上陸する事とはなりぬ。

伊東全權に對する、支那側の用意は、甚だ周密、余等の目には、物珍らしき、青龍刀を横へた支那兵、順路の筋筋を、固めたる間を、全權一行は、轡に打ち乗り、何事をか囁ける、山なす群衆に見送られつゝ、豫ねて旅館と定められたる、ゴビーチ・ホテルに入りぬ。

此時、旅館の周圍には、多數の支那人麤集し、何となく景色立ちて、見えたる處へ、百餘名の露國水兵、酔歩躡躑、何處よりか徘徊し來りて、喃喃、囁語を、吐き居れるさま、正しく一種の、示威運動とは讀まれたり。衝突を避けん爲め、我警官、憲兵とも、一步も旅館外に出づる事を禁せられたるが、さて、戰陣に臨みては、一騎當千の猛者なるべきも、外國の禮式は、勿論、食事の作法も心得ぬ、二十餘名の軍人を、洋式旅館に宿泊せしめ、フオク、スプーンの持方まで、世話役に立ちたる、余の煩累は、今より想像の外に在りき。甚しきは洋式厠に戸惑せる、さる兵士を救援せるなどの、滑稽談も多かりき。

談判に、取掛るに先ちて、余等、隨員の部署定めらる。村田少佐は、佛國語に通ずるを以て、同じく佛國語を能

くする、米國領事リード氏の應接に任じ、西、鄭、樞原の諸氏は、支那語學者たるを以て、支那側との交渉に當り龍居頼三氏は、全權の手許に在りて、庶務を處理し、余は、専ら全權の爲に通譯、其他の雜務に、執筆したるものなり。

余等の、芝罘上陸は、五月七日午前中なるが、支那全權に對しては、余、既に米國領事館を通じて、日本全權一行、來着の旨を、報じ置きたれば、上陸後間もなく、支那全權より、使者が、我が全權の許に走せ、兩全權、會見の日取に付て、打合はす所ありき。此時、双方の合意を以て、同日午後三時を以て、第一回會見を、日本全權の旅館たる「ビーチ・ホテル」に、開催する事とはなりぬ。嗚呼、明治二十八年五月七日午後三時、イザ會見となりて、批准交換、談判の幕、撤せらるゝや、意外なる、支那全權の態度、如何にも曖昧至極にして、伊東全權が、怪訝の念に驅られつゝ、愈々、三國干涉の、苦き經驗を嘗むべき、閃めきを看取したるは、此時なり。余は、是より序を逐うて、彼我、兩全權會見の光景を説かんとす。

第一回會見始末

第一回會見に先ち、支那全權の使者、來訪せる時、會議の時刻を定むる、と同時に、暗號電信の件に關して、支那側の同意を求め置きたり。其故は、日本全權が、本國政府と、暗號電信の交換を、爲し得るは、國際法上、當然の理由、存する事なれども、先に、支那第一次の全權、張蔭桓の、廣島に來るや、其以前、在北京日本公使が、北京政府の爲に、本國政府との、暗號電信交換を、禁退せられたるに、報復せん爲め、之が暗號電信交換を差止めたる、事情あるに依り、茲に一應、支那全權の、同意を求むるの要ありたるなり。斯くして、第一回の、兩全權會議は、開始せられんとす。

豫定の通り、五月七日午後三時に至り、支那全權伍廷芳以下、ビーチ・ホテルに來着す。即ち兩全權以下、設けの席に着き、兩々、懇懇なる挨拶の、交換ありたる後、我が伊東全權は、英語にて「御話は、誤謬を避けんが爲、秘書(余)を通じ、英語を以て申上ぐべし」と、唯一言述べたる所あり。伍全權も、亦英才を用ひ、愈々、批准交換に關する、會議に移るや、伊東全權は、劈頭、批准交換は、何時が宜しきか、と切出したるに、之に對する、伍全權の返答は、極めて曖昧にして、言を左右に托し、三國干涉の次第もあればなど、早くも這中の、機略を洩し來れり。支那側の態度は、果して豫期の如くなりしなり。

伊東全權は、豫め支那全權の、術中に落ちざるの用意あり、即ち容を正し、譯を厲して曰く、さる事を仰せられければ、本全權に於ては、下の關係條約の、批准交換を了せんとするの外、本國政府よりは、何等の訓令をも受けず、三國干涉の如きは、本全權の、與り知る所にあらずと。伍全權は、之に答へて、下の關係條約調印以後、三國干涉の事起りたれば、爾く交換を急ぐの要なからん、といひ、其言、要領を得ざる事夥し。斯くて兩々、押問答の結果、第一回會議は、何の得る所なくして、夕刻に及び、一先づ閉會を告げたるが、伊東全權は、別るゝに臨み、警告を發して曰く、本全權は、今一度、閣下と會見して、批准交換の事を議せんと欲すれども、之に先ちて、一言閣下の反省を促さんとす。若し期限内に、批准の交換を、了へざるに於ては、日本軍の第一線は、直に砲火を切るに至るべく、而して、曠日彌久、此の如き事體を發生せしめんか、閣下は、之が責任を負はざるべからず。伍全權は、北京政府の、訓令を待つにあらざれば、御返答致し難し、と通れ、其態度の不得要領なる事、依然たり。是に於て、伊東全權は、以爲らく、伍全權は、或は批准條約書を、携帶せざるにはあらざるかと、伍全權は、第二回の會議も、亦ビーチ・ホテルに開催せん、と提言し、伊東全權は、禮として當方より、伍全權の、旅館を往訪すべしとの、希望を述べたるに、伍全權は、街上燈火なく、不逞の徒、或は非禮を、日本全權に、加ふるなきを保せずとて、重ねてビーチ・ホテルを、會場とするの説を主張したれども、伊東全權は、別に深く思ふ所ありて、結局、

伍全權の旅館たる、廣仁堂に於て、會見するに決し、一行は、夜間九時、ビーチ・ホテルを發し、黒闇々の街を縫うて、第二回會議の會場に赴きぬ。

第二回會議始末

當時に於ける、支那全權の、心事を忖度するに、其背後には、三國の聲援あるを以て、期限内に、批准の交換を了すと否とは、毫も其意に介せざる所、進んでは、下の關係の本文中に、日本が、三國の干涉に會して、遼東還附の、已むなきに至れる次第を、明記せん事を欲し、換言すれば、再び兩國全權の、談判を開き、遼東還附の議を、決定して後、始めて批准の交換に、及ばんとするの意なりしや、疑を容れず。伊東全權が、國家の體面上、下の關係の、批准交換を了せんと欲して、極力、支那全權と争ひたる、其苦心や、察するに餘りあるべし。されば伍全權の、三國干涉に論及する毎に、一言下下之を斥け、斷じて期限内に、下の關係の批准を、交換せん事を主張し、若し期限経過して、日本軍、重ねて砲火を、切るに至らば、其責、伍全權に、在るの意を、反覆論述して一步も假借する所なかりしなり。

伊東全權の、強硬なる態度は、伍全權、之を北京政府に電報せしや、其所なるべく、後日に至りて、聞知せる所に據れば、外務省は、北京に於ける、外交界の風説として、日本全權が、芝罘に於て、支那全權を威嚇しつゝありとの、報告に接したりと、雲行、既に漸く急なりしを想べし。

午後九時に至り、伊東全權は、約の如く、ビーチ・ホテルを出發して、廣仁堂に赴けり。隨員は龍居、橋原の二氏、及び余と、警官とにして、憲兵は、一人も之を具せざりき。街上は、眞に闇黒にして、危険も亦之に伴ひたれども、支那官憲の警護に、力めたるや多とすべく、二歩三歩毎に、支那兵、提灯を手にして整列せるさま、宛然、

舊式の武者繪を、見るの感ありき。

廣仁堂に着して、席定まるや、伊東全權は、開口一番、前回と同様の、言を反覆して、批准の交換を促したるに伍全權の返答、要領を得ざる事、將た依然なり。是に於てか、伊東全權は、愈々、伍全權の、態度を怪しみ、單刀直入、閣下は、批准の條約書を持参せらるるや、との問を發したるに、伍全權が、然りとて一封の書を、示せるを一見すれば、正しく批准の條約書なりき。伍全權の、條約書を持参せる事、確實なるを以て、然らばとて、交換の事を迫れば、又答へて、北京政府よりの、訓令を待つにあらざれば、明言し難し、といふ。伊東全權、乃ち一步を進めて、今より二十四時間以内に、批准を交換せざるに於ては、日本軍は、已むを得ず、砲火を切るに至るべきを以て、閣下、之が責に任ずとあらば、幸に其證として、文書を以て、批准交換を、決行するや否やを明かにせよ。と肉薄せるに、伍全權、言窮して、答ふる所を知らざるものゝ如く、北京より回答ある迄、確答の猶豫を訴ふる事、例の如し。伊東全權は、伍全權の心事を諒とし、其回答の來るを、待つべきを約して、ビーチ・ホテルに歸館す。

第三回會議始末

廣仁堂より、ビーチ・ホテルへ歸館せるは、深夜十一時頃なりし、と記憶す。途上、幸に無事なりしは、支那巡警の好意に由れり。當時、支那側の意向は、三國干涉を恃んで、批准の交換を、豫定の期日に實行せず、少なくとも遼東還附の次第を、下の關係約中に記入するか、若しくは三國干涉を認めたる、公文書を得ん。とするに在りしや、疑を容れず。余等、旅館に歸着後、伊東全權は、沈思黙考の末、一言、余に語るらく「支那全權と、兩回會見の結果、同全權は、批准の交換を、實行するの誠意なきものと認めたり。交換の時間を、明言せざるを以て、其證と爲すべし」と、事實、眞に此の如くなりき。余は、寢て寢に就きたれども、心機の亢奮を覺えて、終夜、險

を交ふる能はざりしが、翌朝に至り、伊東全權は、愈々、決心の臍を、固めたるもの、如く、支那側に於て、既に誠意なきに於ては、日本全權は、斷然、本國に引返すべしと、言ひ出されたり。

余は、伊東全權の、命に依りて「休戦條約期限の経過せる後、重ねて、砲火を切るの責任は、支那に在り」の意にて、一篇の抗議書を認め、米國領事の、手を経て、支那全權に送附し、又一方、村田少佐は、米國領事の許に走せて、日本全權が、今正に、歸國の用意中なるを告げたり。

此時、余等、私に以爲らく、支那全權が、公約の期日たる、五月八日に至るも、尙ほ、批准交換の、時刻を定めざるは、蓋し、其背後に在る、助言者の、然らしむる所なるべし。支那全權、即ち其言に動かされて、曠日彌久の策を持するものならんとして、大に支那全權の、外交顧問たる、フォスター氏の、心事を疑ひたるが、同氏の態度は、却て、極めて公明正大にして、寧ろ其好意の謝すべきものありしは、余の先に、同氏の回顧録に就て、語る所ありしが如し。

何れにしても、日本全權の、決意は固し、容易に翻へすべくもあらず、芝罘港頭に繋がれたる、我が横濱丸は、盛んに石炭を焚きつゝ、今にも解纜せんとするの、光景を示したるに、外間、之を目して、日本は、自ら談判を破却し去るものと爲し、之が評判甚だ高かりき。

時は、期日の五月八日なり、二日を緩うせば、即ち萬事休するなり。支那全權の意、亦穩かならざるものありしや必せり。當日の朝、支那全權より、只今推參すべしとの、通知ありたるを問もなく、同全權の來館あり、蓋し、港頭の光景を目し、且つ日本全權、歸國の通告を受け、頗る狼狽せしものなるべし。伊東全權は、批准の交換にして實行せられずんば、最早、芝罘に留まるの必要なしとして、歸國の決心を語り、其責任の、支那側に存するを、反覆切言せるに伍全權は、然らば、今一度、北京に、訓令を仰ぐ迄、猶豫せられたしと訴ふ。伊東全權は、之に要する、時間幾何かと切込めば、伍全權は行詰りてか、其態度落着かず、時計を取出しては、又收めつつ、其指頭の、

ワナくと、打頭へる様、今尙ほ髮髯として、余の眼中に在り。之に對せる、伊東全權は、其決意、平乎拔くべからざるを示して、威容端然、冒すべからざる者ありき。是れ、休戦最終の一日たる、五月八日の午前中なり。伍全權、此時ばかりは、最後の決心を、爲せるものと覺しく、願はくば夕刻まで、御猶豫ありたし、との一言、聊か誠意の掬すべきものありしに似たり。是に於て、伊東全權は、伍全權の意を諒として、其請を容れ、再會を約して、別を告ぐ。談判は、愈々決勝點に、近づけるなり。

批准交換大成功(上)

兩全權の、第三回會議終るや、伍全權は、辭し去り、余等は、晝食の食卓に着けり。余は間もなく、伊東全權を其室に訪ひたるに、同全權が、面上、甚だ不安の色を湛へつゝ、余に、一封の電報を、示さるゝを披見すれば、是れ即ち、更に五日間の休戦を諾せんとする、本國政府の、軟弱なる態度を、申し來れるもの、其本文には Five day armistice granted とありて、今の今迄の、伊東全權の、強硬なる主張を、反古にせんとするものなり。伊東全權は、黙して語らず、余等、益形勢の容易ならざるを感じて、徒に煩慮を切にするのみ、時に、余は、同全權に對して、

當地着以來、本國政府へは、既に暗號電信を、發送したる事、一再に止まらず、政府は、此等暗號電信を、接受せざるの理なく、事情、漸く切迫の折柄なるに、政府が、此場合、重大なる事項を、通例語にて、打電し來るの意、解し難し。思ふに、右の電報は、支那全權の許に、内容せられたるべく、即ち本國政府は、我が全權を、見殺にせんとするものなり。斯かる時機に於ける、不謹慎なる、通例語の電報は、貴全權に於て、正當と認めざるの道は存せざるべきか。

と述べたるに、同全權は、余の言を聽いて、始めて莞爾として、一笑を洩らせり、然れども、何の言ふ所なし。

一行、皆期せずして、曰く「これは、弱つたものだ」と、何人も、策の施すべきものあるを、思はざりしなり。余案するに、當時、北京に於て、日本全權は、支那全權を、威壓しつゝあり、との風評あり。外務省は、蓋し之れに關する報を得て、斯かる電報を、發するに至りしものなるべし。若し、支那全權にして、右の電報を提げて、談判に臨まるゝに於ては、現に、強硬、一步を譲らざるの、態度を持しつゝある、日本全權は、何の辭を以て、之を辯ぜんかと、苦心中、午後五時に至り、英艦隊のフリーマントル提督、盛裝にて、來館し、伊東全權と會見して、辭し去りたる後、支那全權より、使者あり。當夜、十時を以て、第四回の會見を催せんと申越し、且つ、切に望むに、出發歸航を、見合はせん事を以てす。余等以為らく、會見時間を十時とすれば、十二時迄餘す所、僅に二時間のみ。支那全權が、批准交換、實行の意あるを察すべしと。然れども、尙ほ半信半疑なり。何れにしても、當夜中に、支那全權の、目前にて解纜せんとて、早くも荷造に着手し、日本全權の決意、益々固きを示したり。

批准交換大成功(下)

夜間十時に至り、支那全權、約の如く來る。同全權隨員の、携ふる所に、大形の箱あり、との報あるや。一行、皆思はず、案を打つて「占めた」と叫びぬ。即ち、批准交換に要する、書類ならんと信じたればなり。後にて見れば、李鴻章の、下ノ關に於ける、遭難當時の、見舞者に對する、返禮の物品等、其内容品の重なるものなりき。却説、慈々、交換の手續に及び、余等、伍全權の、批准交換書を、取出したるを一見したる時は、心頭、喜悅、禁ずべからざるものありき。雖て、其讀み合せを爲し、三鞭酒の杯を擧げて、談判決了を祝したるは、正に是れ、明治二十八年五月八日の夜十二時十五分前なりき。實にも、際どき事どもにてありしなり。

先に、本國政府の送れる「五日間休戦」の電報に關しては、會議中、伍全權の、之に言及せん事を慮れて、一行甚だ不安の念ありしが、同全權は、之に關しては、全く知らざるものゝ如くなりき。悉く手續を了するや、同全權が、今少しく滞留し、緩々、出發せられては如何といふを、伊東全權は「否、否、即刻、歸國の途に上らん」と答へしに、伍全權は、一封の書を取り出して、之を御本國へ、御持ち歸りあれ、と申出づ。余等、期せずして相顧み、此一書の、三國干涉に關する、事項たるを感知しぬ。伊東全權之を一瞥するや「開は、余の使命以外なり、批准交換に關せざる事は、余、何等の訓令を、受くる所なし」とて、言下に、之を拒否せるに、伍全權は、宛がら伊東全權に、押付くるが如くに、該書類を、卓上に棄て置きて、歸り去りぬ。

伊東全權は、此書類を、如何に處置したるか。是れ、後世史家の、大に注意を拂ふを要すべき、一事件たるを記憶せざるべからず、時に、同全權は、斷じて之を手を手にせざるの意を決し、之に、米國領事に宛てたる、添書を附し日本全權は、批准交換の外、何の任務もなし、貴下より、此書類を、支那全權に、返送せられん事を望む、と聲明して、行李勿々、直に歸朝の途に上りたるものなり。

此の如く、伊東全權の、批准交換の大任に膺るや、周圍の事情、次第に困難に陥り、措置、一步を誤る事あらんか、日本が、果して如何なる、苦境に沈淪するに至らんか、測り知るべからざるものありしなり。伊東全權の、炯眼達識、能く事局を、料理する所以の策を定め、三國干涉に對して、巧みに樽俎折衝を遂げ、支那全權をして、下ノ關係約を其儘に、批准の交換を執行せしめ、日本帝國の、體面を全うするを得たるは、是れ一に、伊東全權の、功に歸するものなり。

芝罘談判補遺

一

明治二十八年五月七日、伊東全權大臣一行を搭載したる、橫濱丸が、芝罘港頭に投錨する、と間もなく、余が、任務を帯びて、上陸後に、英國巡洋艦エドガー號、艦長の來訪があつた、といふ事を、後に聞いた。其時、同艦長

は、伊東全權と、對坐するや、殊の外氣遣はしげに、貴國の西海艦隊は、何時頃來着するか、と問ふと、伊東全權は、何氣なく、イヤ同艦隊は、來航を見合せる事になりました、と答へると、同艦隊長は、始めて愁眉を開いた、といふ面持で喜ばしげに、ア、さうでありましたかと、首肯した。其理由は、我が西海艦隊が、威風堂々と、芝罘に乗り込んだ場合には、三國の聯合艦隊から、勢猛に打出さるゝに、相違ない事を、知つて居たからである。我が廟議、若し此點に氣付かなかつたならば、如何なる難局に臨む事となつたか、測り知れぬのであつた。

之も後で、傳聞したのであるが、伊東全權が、廣島から、京都に上り、辭令を受取つて、慇懃、出發の準備に、取掛つて居る時、伊藤、陸奥の兩全權は、伊東全權と會し、鼎坐の上、左の如く語つた、といふ事である。

「形勢は容易でないから、如何なる事件が、勃發するかも知れぬ。されば、萬一の場合には、此兩人で、後事を引受けるから、安心して出發するが宜しい云々」

眞に、形勢は容易でない。伊東全權が、遺書を認めて、最後の決心を示したのも、此時で、今の今でも、當時の暗濶たる、光景が偲ばれる次第である。

又聞く、伊東全權は、伊藤全權に向ひ「三國干渉を控へての批准交換故、形勢は、眞に容易でない。併し、私は、戰勝國としての名譽を荷ひつゝ、此使命を果たす次第であれば、私の心の決心は、過ぎたるの悔を貽すとも、及ばざりしの憾みなからんことを、期して居ります。されば、私の拜受したる、辭令面の職權に就ても、閣下、御奏請の上の事と、思ふ故、批准交換に際しては、今後、彼是の御訓令は仰ぎませぬ」と、言ひ切つた。伊藤全權が「大切の事は、相談をせぬと困る」と遮ぎると伊東全權は「非常の場合故、御訓令を待つ暇はありませんから大小とも、御附與の職權に依て、處理するの外はありません」と主張し、伊藤全權も「それなら、仕方がない」と我を折り、陸奥全權も、亦之を同意し、伊東全權は、眞に字通りの、全權大臣が出發したのであつた。されば芝罘の談判に取りかゝると、同全權に、仕殘しはせぬが、十二分に、遣つて退けた。其態度が、北京外交界の、問題となつたのも、其譯である。即ち、同全權の談判振りは、及ばぬ事は毫もなく、寧ろ過ぎたるの顧があつたと、評せらるゝのである。

二

當年の芝罘談判が、全然、我が主張通りに、結末を告げた、其成功は、今の今に至るまで、余等の、愉快に堪へぬ事であるが、茲に只、腑に落ちぬ、一箇條がある、といふ次第は、批准交換の當日、即ち明治二十八年五月八日午前、午後、兩度の會見に於て、伍全權は、飽く迄交換延期を仄めかしては、我が伊東全權を、焦心せしめて居たのに拘はらず、夜になると、其態度、俄然一變して、無造作に、交換の手續を了した、其内情が、何うしても合點が行かぬのである。余は、此頃、時の清國側の外交顧問たりし、フォスター氏の手記せる、回顧録なるものを見て、同氏が、李鴻章に對し、下ノ關係約の文面通りに、批准交換すべきを説いた、といふ、苦心を知り、さてこそ李鴻章も、大に心動き、今迄の曠日彌久策を一擲して、期限通りに、交換を了したのであらうと、聊か裏面の消息に、觸れたる感があつた。

それにしても、伊東全權は、本國政府より、五日間の、休戦を承認した、といふ、平語電報を、接受して居つて此電報の内容は、正に伍全權の、手にも入つて居たのに相違ないから、八日の、會見に於ては、當然、逆捻を喰はせられると、ヒヤ／＼して居た、其場合にも、嚴然たる、態度を以て、批准の交換を了せぬ限りは、斷然、同地引揚を主張した、其權幕に、辟易した結果だと思つたが、余は、此程に至つて、歴史上、最も珍とすべき、一史料を目にする事が出来て、十餘年來の疑問を、始めて名残なく、氷釋し得た。それは、當時、李鴻章から、我が伊藤總理に、宛て、發した電報を、同總理、自ら筆を執つて翻譯したもので、此頃端なく、大岡育造氏の、手に入つたので當時の一行に加はつた、我々は、之を一見して、皆々、成程、之ある哉の歎を連發した次第である。其全文は、左

の如く認められてある。

京都 伊藤伯閣下

我政府ノ訓令ニ從ヒ、余ハ、今閣下ニ左ノ件ヲ報道ス

芝罘ニ駐在スル、清國ノ全權使臣ニ、條約ノ批准ヲ、直ニ交換スヘキコトヲ命セリ

今、此事ヲ、閣下ニ報スルト共ニ、從前、批准交換ヲ、延期スルノ請求ハ、悉皆撤回ス

李 鴻 章

伊藤公の、墨痕淋漓たる、書風を見るに付け、余等にとつては、實に感慨措く能はざる、思出の種である。それは、故陸奥伯の『蹇々録』にも、其他の書類にも記載してあらぬ。珍中の珍と、いふべきものである。

三

本國政府と、北京政府との間に、如何なる交渉の行はれ居るかを、察知するの由なく、支那全權に對して、頻りに強硬意見を發表しつゝ、芝罘引揚をさへ揚言して、談判の如何に成行くかに就て、憂心忡々であつた、我が伊東全權が、右の電文に對して、感慨無量なるべきは、當然である。同子爵は、曾て之に關して、左の漢文を草して大岡氏に寄せられたが、當時の光景を、歴々、此一篇の中に、活寫せられて居る。

書春畝相公書後

乙未之歲、日清兩國全權、已簽約於馬關、突有俄法德三國干涉之事起、中外洶洶、變將不測、某非才謬膺簡選、委以全權、派往煙臺換約、以五月八日爲期、前一日辰刻、甫抵煙臺、時三國力阻換約、要挾展限、彼此廟議、不無動搖時三國戰艦、泊煙臺港內者、凡十艦、皆施武裝、清輪整砲、如即開戰狀、余竊謂換約展期、障魔伏、今日之事、定奪在我、掣肘由中、於我何有、猶爲未奉命、堅持不下、微露決裂東歸意、清國換約使伍廷芳、聯芳、蒼黃電請

於李少筮、夜方三更、始接回音、遂承換約、當是時、我春畝公、在京都大本營、憂心忡々、勤勞備至、及限期漸迫、危機一髮、寢食殆廢、忽接少筮一電、方悉展限之說、既行撤銷、公喜動眉宇、呼曰大事決矣、不暇召幕員、躬親接筆譯抄、即詣行在、上聞、此數行即是、噫呼、當時事體綦重、一日之內、情形百變、實非意料所及、乃能於列強眈視之中、解紛紜難、轉禍爲福、得挽狂瀾於既倒保金甌於無缺者雖由皇謨所使然、亦莫非公丹心報國、蹇蹇匪躬致此、某不敏託其鴻疵、折衝萬里、亦幸不辱命、豈非天歟、猶憶歸朝之日、公語以少筮致電一事、追念危局、忱惕咨嗟、因又爲國家、深相慶幸、曾幾何時、公之音容髮髯乎耳目間、而公歸天、已經三歲、不意、曩日機密墨蹟、散落人間、轉輾終歸友人大岡硯海之有、披覽之下、愴懷今昔、悲自中來、余又安得不淚潸々溢於卷端乎、頃硯海屬余、志其緣由、乃記換約前後所親聞、併言及余無窮之痛

明治辛亥冬初

晨 亭 主 人

四

清國が、三國干涉を、笠に着て、曠日彌久策を、取つたに拘はらず、四國の事情に打勝ち、戰勝國の名譽を、少しも失墜する事なく、下の關條約の文面に、何等、三國干涉の、暗影を留めなかつた、我が伊東全權の、苦心の多大なりしは、外間想像の、能く及ぶ所ではない。嘗に、戰勝國の名譽を、失墜せぬのみではない。萬一三國と、衝突でもした場合には、皇國の存亡に關する、大問題となるのであるから、批准交換の、豫定通り結了したのを、喜ぶの情は、何人に於ても、切ならざるを得なかつた。

茲に、日本人の、忘るべからざる事は、英國が、談判の、前後に於て深厚なる同情を、日本に寄せた、一條である。即ち、當時の英國の、支那艦隊司令官たる、フリーマンントル提督は、談判結了の翌日、早速、左の一書を我が伊東全權に寄せて、充分の好意を表して居る。

謹啓 昨深更御結了に相成候條約之批准之義に付御通報を煩はし御好意之段奉多謝候拙者は此際貴下が目出度御使命を全う被成候に就て祝意由速度尙平利克復は結局日本の利益なるべく、又自今日英兩國間に存する親交關係は何者にも阻隔せられざるべしとの希望を表明致度候
 深更にも不拘早速御通報に預りたる御好意に對し重ねて謝意を表し度追て日本にて御再會を期居候 敬具
 千八百九十五年五月九日
 芝罘「センチュリオン號」にて

日本全權伊東已代治閣下

五

昨紙掲載フリーマンントル提督の書簡は、五月九日とあるが、實は、當日未明に認めたもので、伊東全權から、通報の届いたのは、十二時過ぎ、とすれば、眞夜中に、寢室で執筆したものに、相違あるまい。察するに、同夜、日本全權大臣からの、來書があらば、就眠後でも、喚び起せ、と命じ置いたものであらう。是丈にしても、英國が、如何に日本に對して、好意を表して居つたか、といふ事が判るのである。伊東全權の、到着早々、同提督が盛裝にて、公式に訪問した時にも、英國の、日本に對する、同情は、言外に溢れて居つて、是非晩餐を供にした、とさへ申込んだのである。伊東全權が、時日切迫の爲め遺憾ながら、此招待に應ずる事が出来ぬ。と挨拶した事は、今尙ほ、余の記憶に新たである。芝罘に於ける、露獨佛三國の態度は、海陸の大戦に、疲勞困憊せる、日本を見限り露國の如きは、開戦の準備までも整へたるに、英國のみは、三國の行動に對して、無關係の意を示せるのみならず進んで懇切なる、友誼を表せられたる事は、斯かる場合に於て、殊に、身に沁みて、嬉しさに堪へぬ。觀いては、

フリーマンントル

米國の、日本に對する、好意も、當時、我々の感謝せる所、今日に於ても、其感は容易に衰へぬのである。
 日清戦争、開始の初期に於ては、英國は、兎角、支那最負の傾向あり、と目せられ、日本の一軍艦が、夜間、威海衛の、偵察に赴いた際、附近に遊戈中であつた、英國軍艦の探海燈に照破され、日没後なるに拘はらず、祝砲を放たれて、爲めに偵察の目的を達せず、空しく歸航した位であつた。右は、公文書には記録してないが、當時、紐育「ヘラルド」が、此事實を、其紙上に發表して以來、日清に於いて、最も有力なる、觀察の材料となつて居た。余は、其時、米國よりの歸途、新聞紙上の記事として、承知したに過ぎないが、此他、日清戦争に關する、各方面の材料に徴すると、英國の同情は、慥に、支那に、傾いて居た事が、明白である。故サー・ロバート・ハートの書いたもの、中にも「小國の日本が、支那大帝國を相手として、終局の勝利を、全うする事は、思ひも寄らぬ」と評してあつたやうに、記憶して居るが、ハートの意見は、英國人の、見て以つて、重きを置くは、理の自然であるから英國の輿論が、其際、日本に傾く、といふ事は、期待し得ぬ事であつた。
 然るに、日本軍は、開戦後、連戦連勝で、到る處に、成功せざるはなく、黄海の大海戦、旅順の陥落の事、あるに及んで、英國の輿論に、一大變化を來たし、英國の政府も、人民も、始めて日本の、實力を認むるに、至れるものと見える。是れ、獨り英國ばかりではない。歐洲列國、始めて茲に、日本の、實力を知るに、至れるものと見て可からう。兎に角、英國は、爾來、公然日本に、友誼態度を示し、而して、我政府當局も、外交上より見て、重荷を、其肩から、卸したやうな思が、したのである。

六

前回、申述べた通り、フリーマンントル提督より、伊東全權に對して、下の關係條約の、批准交換結了を、祝し來れる、書簡は、日清戦争の、終結當時、英國が、公々然として、日本の誠實なる、友國たるを表明したる、一大證據

物と、評するも、過言ではあるまい。尙ほ進んで、之を觀察するならば、後日、日英同盟を、締結するに至れる、第一の種子、即ち文書の上に表はれたる、第一の萌芽といふも可からう、と思ふのである。又、之に就て、關係上申述べたき事は、外交上、日英關係の、眞の基礎を、建設する上に於て、最も有力であつたものは、當時、英國倫敦駐在公使、加藤高明氏なる事は、余の喋々を、要せぬ事であるが、余が、曾て同公使より承れる、談話の中に三國干渉が、起つた時に、同公使の許へ、在倫敦の獨逸大使から、面會の都合を、問合せ来た。加藤氏は、公使であるから、定めて先方が、大使たる身分より、尋ねて來い、との謎であらう、と思つて、當方より、推參の趣を申送ると、獨逸大使から、待受くる旨の、挨拶があつたので、其日の午後三時に、往訪すると、談は、偶々三國干渉に及んだ。加藤公使は、其時、容を正して、語れるやう。

日本といふ國柄は、全國を焦土とするも、非理に屈伏するものではない云々

獨逸大使は、温容を裝ひつゝ、言ひけらく、

足下は、未だ若い。外交といふものは、單純ではない。三國干渉に就ては、歐洲との外交關係を、考へて呉ねばならぬ云々

加藤公使は、右の獨逸大使の言に對して、

日本は、極東に位するもの、歐洲外交の、渦中に投ぜられては、困る。

と、キツパリと斷言し、此談話の要領を、早速、本國なる、陸奥外相の許に、報告したといふ事である。

日清戰爭中、其進行に連れて、日本に對する、英國の意向の、追々と、變化し來り、前段記する通り、フリーマントル提督の、伊東全權に寄せたる書狀となつて、私書とは、いひながら、半公文書的に、友情の表白を受け、之と同時に、倫敦には、有力なる公使の在るありて、三國干渉に對して、如何にも不條理極まる事を、公々然と、發表し、日本人は、斯かる屈辱に對して、如何なる決心を爲すものなるかを、干渉當事者の一國たる、獨逸の大使に、公言して憚らなかつた、といふ事は、伊東全權が、芝罘に於て、三國干渉の、事實を無視して、戰勝國たる、日本の名譽を、全うせられたる偉勳と、好一對の話と、感じて居るのである。

七

此の如く、倫敦には、日本人の精神覺悟を、最も適切に代表する、加藤公使があり、其人、頗る英國の事情に精通し、又、英國々語にも熟達し、充分、意志の疏通に力めたので、爾來、日英關係は、益々親善の程度を増し、遂に日英同盟條約締結に至つた、といふ事は、加藤高明氏の、外交官たる、事蹟の上に、極めて顯著なる功勞として、何人も、之を稱賛するに、躊躇せぬ所である。

伊東全權大臣が、芝罘に向け、出發に際して「假令、過ぎたるの悔はあらうとも、及ばざるの憾なきを期さう」と、壯語した事は、既記の通りであるが、余は、實地に於ける、同全權の、談判上の、態度を見て、實に痛快淋漓の感に、堪へなかつたのである。然るに、一方、北京政府の態度、如何と見るに、何分にも、強硬であつたので、我が本國外務省も、此形勢に鑑みて、同政府の請求通り、五月八日、満期する、といふ、約束を結び、之を我々談判委員一行の許に、報じて來たのである。此の場合に於いて、我が全權は、極めて強硬に、清國全權を、問まして居たのであつた。幸にして、北京政府が、期限内に、下ノ關係條約の、批准交換を結了したから、可いものゝ、さもなければ、帝國は、何れ程、不利の地位に、陥つたか判からぬ。若し、支那全權から、貴下は、斯く強硬に主張せらるゝも、貴國外務省よりは、斯かる電報があつた、といつて、五日間、休戦延期の、電文を、見せ付けられたならば、我が伊東全權は、一言も、之に酬ゆるに、由ない譯で、爲めに同全權は、非常なる苦境に呻吟するに至つたのであるが、斯かる際に、臨んでも、同全權は、少しも踟躕逡巡の色なく、飽く迄、帝國の體面を尊重して地歩を占むるに力めた、遣り口は、外間、當時、之を評して、過ぎたりとの、感を起したであらうが、今日、日本

が、爾來十數年間、偉大なる進歩發達を遂げた、徑路を追究して、伊東全權の、強硬不屈なる、態度に及ぶならば實に、我が帝國の歴史を、飾るべき光彩となればとて、一寸の疵をも貽さなかつたのは、明治年間、我が外交史上の、輝ける一事蹟と、申さねばならぬ。
顧みれば、十六年前、芝罘に於ける、談判の光景、今尚ほ、明白に、記憶に存して居る。日本は、其後、日露戦争に、大捷を博して、旅順を租借し、朝鮮を併合し、國運、いやが上に、隆々たるに至つたが、當時、支那全權たる、伍廷芳氏が、今や革命軍の、外交部長として、上海に於て、北京朝廷と、折衝の任に、膺り居るなどは、余に取りては、言ひ知られぬ、感慨の種子である。

日清談判回顧録 (フオスター氏手記)

極東へ出發準備

余は、豫ねて在米國、支那公使館顧問たるの緣故あり。偶々、日清戦争、酣なるの際、即ち千八百九十四年(明治二十七年)十二月二十三日早朝、支那政府より、日清時局に關して、余を、顧問に招聘する旨、の電報に接したり。

余は、先づ、妻の同意を得、政府より、苦情の申出なき限り、渡清の意を決したるが、是れ單に、米清兩國の、關係の上のみならず、時正に、日清開戦中に屬したれば、太平洋上に於ける政治的關係、研究の爲に、清國渡航を思ひ立ちしなり。

余は、當時一市民たるに過ぎざりしも、來電の要旨を、華盛頓政府に、報告せんと欲して、國務卿グレシヤム氏を訪ひたるが、氏は、米國政府としては、余の使命には、何の干渉する所なかるべきを言明し、余も、亦個人として、支那政府に、顧問たるに外ならざるの意を表明したり。

次に來るべき、余の苦心は、日本政府が、果して、余の支那政府に、顧問たるを承認するや、否やの點なるが、余は、治外法權撤去問題に關して、會て多大の同情を、日本に表したる關係あり。一方、千八百九十四年に入りては、外相陸奥伯より、條約改正に關して、列國との、談判の進行に就き、協議に與りたる事情あり。余は、當時に於て、日本政府より、大に期待せらるゝ所あるを信ぜしなり。

余は、同年七月七日、華盛頓府に赴きたるが、時に、陸奥伯は、余に、一書を寄せて、曰く
條約改正事件に關しては、我駐米公使より、グレシヤム卿の、好意ある態度に就き、數日前、電報を接手せり。斯く條約改正の有望なるは、畢竟、日本の眞相に關し、貴下及び、グレシヤム氏の好意、盡力に負へるもの、多大なるの致す所にて、余は、將來に於ても、余等を、援助せられん事を希望す云々

と、此時より、二ヶ月以後、新公使栗野氏の、日本より、新に華盛頓に、派遣せらるゝや、陸奥伯より「條約改正に、成功する様」余に、助力を、求め來たり。日本多年の宿望たる、條約改正は、此新公使に依りて調印せられたるが、余は、此の如くにして、個人としては、日米條約の、改正調印に、少なからぬ緣故を、有するものなり。

日本へ到着前後

余は、日本政府とは、個人として、斯かる關係を、有するを以て、今や、清國政府の、招聘に應ぜん、とするに就ては、先づ、余が執掌すべき、任務の性質を、日本政府に、知らしむる所なかるべからず、と信じ、グレシヤム氏を辭するや、直に栗野公使を、日本公使館に、往訪して語るに、北京より、來電の次第を以てし、余が、從來日本政府に對して、負ふ所の厚誼に背き、支那政府の爲に幾分なりとも、日本政府を惱ますの、已むを得ざるに至るべきを喜ばざる旨、附言するや、同公使は、余が、赴任を是非せざるも、余が、新に支那政府顧問たるを、本國政

府に報告すべしといひ、且つ、余が往來の關係上、必ずや日本に於て、歡迎せらるべしとて、余を、慰撫する所あり。會見は、總ゆる點に於て、満足にて、官邊より、苦情の生ずべき、模様なきを確めたれば、余は、茲に意を決して、行李勿々、極東へ出發の、準備を急ぎぬ。

余の、日本に着するや、陸奥伯は、余が、支那構和委員顧問として、來航せるを發表し、且つ曰く
余の親友たる、フオスター氏の來朝は、余の歡喜措かざる所なり。曠日彌久を事とする、無規律なる、支那政府との談判に際し、其顧問として、フオスター氏其人あるは、蓋し、支那委員に、無二の檢束を加ふるものと謂つべし

フオスター氏は、其性格、間然する所なく、經驗に富める、外交家なれば、今、此人の談判に参加するは、大に其進行を敏速ならしむべし云々

當時、支那は、絶望の状態に在りき。多年輕侮せる、隣境の小邦に驅逐せられて、軍隊は全敗し、海軍は潰滅し、堅牢無比の、要塞さへ奪取せられて、頽然たる巨人の、今正に、凱歌を奏する、日本軍の脚下に、脆坐するを見るの有様なれば、如何なる條件を提出するとも、一に戰勝者たる、日本の意のまゝなり。此際、支那官憲の意向は、抑も那邊に存せしかば、時の在北京米國公使、デンビー大佐の、余に宛てたる、書簡中の左の一節にて、其一斑を窺ふべし。其要に曰く

支那は、今や、實に悲しむべき國情にして、始ご自立の力なく、如何なる代價を拂ふとも、米國其他の、列國に縋りて、一意、平和の克復に急なり。而して、支那政府の當局が、米國に頼らん、とするの意あるは、宛然、其本能に出づるものなるべし、……日本軍、一飛躍の爲に、支那の社稷、忽ち土崩瓦解せんとするの狀、憐むに堪へたり、といふべく、世界廣しと雖も、各階級を通じて、官吏は、全く腐敗し、孤立無援の、地位に立てるもの支那の現状の如きものあるを知らず云々

此老大帝國の、難局に赴かんと欲して、發程に臨める、余に取りては、右の如き書簡は、甚だ快とすべきものに、あらざりき。而して、他の一面、出發に際して、深く余を當惑せしめたる事情の、余の身邊に纏綿したるものあり他なし、余が、支那皇帝より、外交顧問に、招聘せらるゝの報、四方に傳はるや、各種の申込み、各方面の人々より、余の一身に、蟬集し來りし事なり。然るに、其申込の多くは、架空、取るに足らざる事項なりしかば、余は斷じて、此等と、關係を絶つに、力めたり。

即ち、日本が、支那政府に、多額の償金を、要求するに至るべしとて、後者の起償を當込み、之に應ぜんとせるもの、造船家にして、平和克復後に於ける、支那の海軍復興と、多額の償金の、大部分を充つべき、日本の海軍擴張とを豫期したるもの、支那内地に、鐵道敷設權を、獲得せんとする者等、皆、余が顧問たるの、便宜を利用して其運動をさ／＼怠りなかりき。若し、余にして、此等の機會を、捉ふるの意あらんか、余は、隨に一舉して、巨富を、懐にせん事、容易なりしなるべし。

却説、余は、支那總理衙門と、電報交換の結果、支那政府の、構和委員等は、翌千八百九十四年一月早々、日本へ向け、出發せんとする由を知り、余も、亦此一行に、加はるの必要を感じ、急遽、出發の準備を整へ、當初の電報接受後、僅に六日、即ち十二月二十九日、余は、秘書ヘンダーソン氏、一人を伴ひて、華盛頓を出發し、加奈陀太平洋鐵道經由、ウワンクーパーにて、エムプレス・オブ・インディア號に搭乘し、翌一月二十一日黎明、横濱に着す。時に、朝日影、富士の高根に眩く、余は恍として、航海の疲勞、身に在るを忘れたりき。

到着當時の印象

横濱へ、到着の當日、余の、妻に寄せたる、書狀は、當時の光景を追想するに、最も便なるものあり。茲に、其要領を摘録せんとす。

余等の、横濱に着するや、朝食に先ち、神奈川縣知事の、一秘書官は、副領事シトモア氏と同道にて、挨拶の爲、知事用の小蒸汽船にて、余等を、訪れ來りぬ。上陸すれば、總領事マカイバー氏夫婦に、歓迎の朝食を饗せられ、廳で、旅館へと赴けるに、途上、米國公使ダン氏の、特に余を訪問せんとして、東京より來濱せるに會し、陸奥伯よりの、傳言を聴取したるが、當時、媾和談判の爲め、廣島に赴き居れる、同伯は、焦心、余との會見を、待ち詫びたるものゝ如し。

到着後、余は、清國媾和主任委員、張蔭桓氏よりの、電報を落手せり。其意は、張氏不快なれば、余を、上海に招き、氏と會して、同地より同委員等と、廣島に向はん、とするものなり。此時、余、以爲らく不快、とは蓋し時日を猶豫せしむべき遁辭ならんと、さは言へ、上海へ赴かんには、是非共、此船（イム・オフ・インディア號）に乗組まざるべからず。此地を去るは、午後四時なるに、英國及び露國の兩公使と、會見の爲めに、一たび東京に赴きざらざるべからず。されど、東京へは、距離も近からざれば、留まるは、二時間に過ぎざるべし。斯く時間の餘裕なきより、ダン氏は、英國公使に、電報を發し、余等の、將に往訪せんとする旨を報告して、在宿を望み、且つ、氏の書記官、ヘロッド氏へは、馬車を用意して、余等を、停車場に、待合すべきを命じたり。

着京するや、氏は、更にヘロッド氏を、露國公使の許に派して、余の、午後一時半に、訪問すべきを告げしめ斯くして、余は、直に英國公使館に赴き、公使トレンヌ氏と、愉快なる會見を遂げたり。同公使館を辭するや、ダン氏は、余と日本外務省に同行し、茲に外務次官林氏と會見し、陸奥伯へも、挨拶の電報を送りたり。余は、次で露國公使を訪れぬ、ダン氏は、余と、會食の暇なきを顧慮せられしが、イザとばかり、約立るに成りて、米國公使館に着し、二十分間にて、會食を了し、且つ、諸夫人等との、會見を濟しぬ。斯くて、ダン氏以下に、判を告げて、停車場へと急ぎ、横濱へ着するや、直ちに埠頭へと、馬車を驅りたるが、早くも知事用の小蒸汽船の、余を汽船へ運ばんと、律ち構へ居るを見たり。船室に乘入れるは、拔錨前、僅に十分間なりき。多忙の一日ながら、會

見せる高官達より、學べる所少なからず、此等の人々は、談判に關して、余の占むべき、地位に就て、大に感ずる所ありたるもの之如く、日本政府も、亦、余に、重きを置くの意あるを見たり、云々

翌日、船、神戸に着せるに、更に張蔭桓氏よりの、電報を接手したり。是れ、余に、其地に留まりて、媾和委員一行の、到着を待つべし、との申越なり。されば、余は、同地に上陸し、心地よく滞在、八日に及びり。陸奥伯は來つて、余と、會見せんとするの、希望ありしが如きも、事情、已むを得ざるものありしにや、數年間、日本外務省の顧問たる、デニソン氏を、余の許に、派遣し來りぬ。氏と、會見後、余は、一書を、妻に寄せて、左の如く記せり。

媾和の成立を、見ん事は、不可能には、あらざるべきも、大に至難なるべきを憂慮す。日本は、戦捷の意氣、大に昂り、曾て、支那に輕侮せられたるに、報いんが爲に、輕侮的條約を、締結せんとするの意、頗る切にして、極力、支那を壓服せん、と欲す。支那は、勢ひ、之を憤るべく、斯くして、戦争は持續せらるべし。

委員の資格問題

余の、日本に上陸、當時より、最後に、出發の日に至るまで、余と、余の秘書役とは、絶えず平服巡查、監視の下に在りき。是れ、日本政府が、戦時に際し、民心軒昂の折柄なれば、余等の身邊に、危害の迫るなからん事を、期したるが爲めなり。斯くて支那媾和委員一行は、一月三十日の早朝、神戸に來着したり。主任委員は、張蔭桓氏なり、氏は、總理衙門の一員にして、曾て公使として、數年間、華盛頓府に、駐紮したる事あり。副委員は、邵友濂氏にして、別に、五名の隨員、以下翻譯者等を合せて、一行は約、五十名より成れり。

余は、東京に在りしの日、日本が媾和使として、張氏の資格に、嫌らざる所あるを知りたるが、氏は、外交上の閱歷に於て、優に其任に堪ふべきも、唯氏は、最高階級に屬せざりしのみ、而して、殆んど無名の邵氏を、副委

員に任命せしは、蓋し其當を得ず。日本皇帝が、談判委員として、伊藤總理大臣及び陸奥外務大臣を任命したるに支那が、右の如き、委員を派するは、是、支那側に於て、媾和の誠意なきものなり、との意向、新聞紙を通じて、明に看取するを得たり。右の如き、事實あるに拘はらず、日本政府は、張氏一行を、迎ふるに於て、正規の作法に、欠くる所なく、其の乗船は、廣島に轉航せしめらるべく、神戸にて待受けられたり。

解纜に先ち、正副兩委員、張邵二氏は、余の旅館にて、余と、朝食を、共にせんが爲に上陸し、一場の會議を催しぬ。上陸地點より、旅館への道筋には、使節を一瞥せんとて、日本人と外人と、群集、堵の如く並列し、一行の埠頭を出發せん、とするや、之を嘲弄する者ありしかば、警官は、直に之を制止したるが、其後、警護の注意行届きて、靜肅に接待せられたり。會議中、兩委員は、余に清國皇帝よりの、信任状を示したるが、余は、之を一見して、萬國通用の、形式に則らざるを指摘し、兩委員、若し其資格を、吟味せらるゝに於ては、日本より、媾和に關する、兩委員の全權を、拒否せらるゝならん、と語れり。

廣島は、數哩の内地なる故、汽船は、字品港にて、委員等を上陸せしめ、余等一行は、同地より、多數の兵士に途上を護衛せられて、廣島に入り、張邵二氏、以下隨員は、市の中央なる、二軒の料理店を、余と、余の秘書役とは、一哩を隔てたる、市外の一家屋を、其旅館に定められたり。

余は、到着の夜、支那委員等を訪問したるに、既に、日本委員より、翌日、縣廳にて會見せん、とする旨の通知を受けたるを知りぬ。而して、張氏より、北京へ發せる、暗號電報は、未發送にて返付せられ、委員と、北京政府とは、暗號電報の交換、叶はざるを確めらるるや、張氏等の激昂、憤怒一方ならず、是に於て、余は、翌朝、デニソン氏を訪問して、右の如き、暗號電報に關する、命令は、外交上の慣例に反し、文明諸國民の、非難を蒙むるに至るべしと語るや、デ氏曰く、此命令は、先に閉戦に際し、北京政府が、日本の暗號電報、使用を拒否したる、措置に報復するものなりと、余は、之に答へて、言へり。敵對行爲、開始の場合に於ける、措置に就ては、蓋し辯明の道あらん。而かも、媾和が、媾和談判開始に一致せる、今日に於ては、決して其然るを許さずと。

支那委員の歸國

媾和談判委員、第一回の會見は、余等、到着の翌日、即ち二月一日に行はれたり。第一回は、信任状の交換に止まり、支那側の信任状、慎重に吟味せられたる後、一通の覺書は、支那委員の手に交附せられ、同委員は、果して支那皇帝より、全權を賦與せられたるかを、文書を以て、明確に回答せられん事を、要求せられたり。右に對する回答は、翌日を以て送附せられ、其資格の確實なる旨を斷言せしかば、直ちに第二回の會見を、同日午後五時より開始する趣、日本委員より、指定せられたり。

第二回會見に於て、伊藤全權は、過去に於ける、支那の態度を非難し、現に着手せる、媾和談判に於ても、誠意を缺けるを指摘し、同時に、日本は、固より平和を希望し、全權を有する委員と、談判せんと欲せる次第を述べ、更に一通の覺書を、支那委員に交附し、其資格を、虚偽なりと排して、今回の談判は、茲に終りを告ぐべきものなり、と宣言するや、支那委員は、支那使節としては、全權たるべき、通例の形式を取りたるものにて、曾て歐洲諸國間にも、承認せられたるものなりと辯じ、支那皇帝は、之を以て、余等に、全權を賦與せられたるものなれば、今は電報を以て、日本委員の同意を得るやう、訂正する所あらんと、申出でたり。然れども、是れ全く無効なりき。

斯くて、支那委員一行は、本國へ最近距離の、長崎港へ送還せしめらるべく、四日の正午には、汽船の用意、整備すべき旨の通知を受けたり。翌二月三日の朝、支那委員は、一書を、日本委員に致し、前日、會議の當時と、同様の意見を具陳したるに、伊藤全權は、之を一讀後、談判は、既に閉鎖せられたるを以て、支那委員より、更に何等の交渉を受くべきにあらずとて、返附し來れり。

最終會議の夜、余は、デニソン氏より、會見を求められ、翌三日午後に至り、氏は、余の僑居に來訪したるが、其目的は、支那使節との、談判開始を拒否せる、日本の行動に就き、一層充分に、余に説明せんとするにありき。氏は、日本委員は、支那委員が、平和を求むるの誠意に、信を置かずといひ、伊藤全權も、其陳述中に、言及したるが如く、過去の事例に徴し、又、使節の地位低きを引證し、且つ曰く、日本は、眞に平和を希望するを以て、泰親王若しくは李鴻章にして、正式の信任状を、懷にして派遣せられんか、勿論、日本委員等に、迎接せらるべし。今や、日本に於ける、軍人派は、爲めに甚だしく、此一派に檢束せらるると、又附言して曰く、前記の如き、使節にしてらずと主張し、伊藤陸奥は、爲めに甚だしく、此一派に檢束せらるると、又附言して曰く、前記の如き、使節にして派遣せらるゝ事とならんか、此使節は、北京と、電報を以て、通信の自由を許さるべく、而て、支那側の便宜上、旅順口を、其談判地に選定するを得るならんと、デニソン氏との會見に於て、余は、日本が、支那委員を排斥したるを快とせざるの感あるが爲に、余を通じて、其行動を、外間に辯明せしめんと欲するの、意あるを看取せり。氏は、此他に何等、日本委員の行動に、言及する所あらざりき。時に一遠征隊は、威海衛の堅壘を陥落し、之が防護の任に當れる、支那海軍の殘艦を轟沈し、若しくは捕獲せんが爲に派遣せられ、支那講和使節の、廣島に在りて談判開始中、威海衛は、激戦正に酣なりしかば、日本委員が、此戰鬪が日本軍の勝利に歸したるの曉に於て、更に有利なる講和條件を、提出し得るの地位に、立つべきを思ひしや、蓋し疑を容れず。

二日四日出發、先に、余等を、廣島へ渡來せしめたる、同一の汽船に搭乘し、翌日は、長崎に上陸して、上海行、便船を待受けぬ。廣島並に、長崎に滞在中、余は、屢次、張氏と、會議を重ね、其際、余は、北京の、事情に就き、詳細、聴取する所あり。其語る所に據れば、北京駐紮、米國公使デニビー大佐は、張邵二氏に交附せられたる、信任状の形式に關して、相談を受けたる際、書式の缺點を指摘し、更に、張氏の、依囑に依りて、正式の全權委員に關する、信任状を認めたるに、海廷一人の、先に支那皇帝より、下附せられたる信任状に、不備の箇所ある

を、奏上し得る勇氣あるものなく、爲に、デニビー公使の、手に成れる、草案は、其用をなさざりしなり。張氏は更に北京に於ける、内政に關して談ずらく、宮廷は、殆ど戰況に就て、知る所なく、朋黨比周、軌轍排擠を事として、愛國の至情なく、其腐敗の狀、曾てデニビー公使の、余に寄せたる、書中に述ぶる所よりも、一層甚しきものありと。

余等、風光愛すべき、長崎に、留まる事、一週日、米國領事、アベルクロムビー博士の邸に、起臥せる爲め、在留、外國官民等と相會する機會を得、極めて愉快を覺えたり。

支那、講和委員の使命、不成功に終り、歸國の已むを得ざるに、至れるを知りたる時、張邵二氏は、余に求むるに、同行を以てしぬ。其意察するに、事、失敗に歸したる上は、刑罰の、其身に及ばざる迄も、非難を受くるを恐れ、失敗の原因に就き、余をして、北京政府に、説明せしめん事を思ひしなるべし。抑も、失敗の責任は、決して張邵二氏の、負ふべきにあらざるが故に、余は、苦境の裡に立てる、二氏に、同行すべき筈なり、と感じて、其希望を容れたり。余等は、二月十五日、上海に着し、同地に於て、兩委員は、各々、其任を解かれて、符前の、官職に就くべき、訓令を受けたり。

李鴻章全權任命

張邵二氏の派遣、失敗に歸するや、李鴻章は、日本政府の、意向に従はんが爲めに、頭等全權大臣に任ぜられ、支那皇帝及び西太后より、上諭を受くべく、北京に召喚せらる。余の、上海に着するや、李全權より、余に宛てたる電報ありて、新に開始せらるべき、講和談判に、余の、參與せん事を申越しぬ。是に於て、張氏は、余を、顧問に任用すべき、條件に關して、李氏との間に、交渉の任に當れり。航海上、氷塊の障害あればとて、余は、李全權

と、天津にての會合前、二週間以上、上海に滞在を勧められたるが、此間余に取りては、大に愉快を感じ、且利益を得たり。同地は、支那貿易諸港中、第一位に居りて、商業の中心となり、外人の存住する者多し。當時、最も余の印象を深うしたるは、英國の領事制度の利、遙に米國の、同制度に優れるの點なりき。米國總領事は、手腕あり、法律の素養あり、信任するに足るの人なれども、着任は、前年のことにて、曾て、海外に於ける、職務上の經驗なく、支那語、及支那人民に關して、知る所なきに反し、英國領事は、北京の公使館にて、一學生として、多年の修練を積み、支那に在留二十餘年、支那語を操り支那文を讀む事、自在にして、支那人の特性、歴史、商業及び外交に就て、知る所、最も孰し、余が、政治上、並に商業上の、研究に際して、米國官憲の、何等、得る所なかりしに比し、英國領事は、諸般の報告に於て、無盡藏なるを示し、余の求めたる出版物は、悉く其圖書室にて、發見するを得たり。

却説、此時、白河口の氷塊は、尚ほ一掃せられざるも、天津よりの、來報に據れば、天候平穩なりといひ、熟練なる、航海者の所見にては、三四日、航海の後には、上陸叶ふべしとの事なりしかば、余は、慙々、李全權の、講和談判に同行すべく、三月四日、上海を出發して、天津に向へり。航海中、張氏の一隨員は、余に語るらく、張氏等は、其使命、失敗に歸したるを以て、其願末を、北京宮廷に、報告するに際し、失敗の故に、其官や貶せらるべく、又、刑罰に處せらるべきを奏請しぬ。張氏等は、勿論、貶官處刑を希はざるも、慣例上、之を敢てせざるを得ず、雖て、免罪の報あり、張氏は、總理衙門に、邵氏は湖南巡撫に、各、其官職に、復歸すべきを命ぜられたりと、以て、支那官吏の風習、一斑を知るに足るべし。

李鴻章全權任命 (續)

來るべき數箇月間、余は、李鴻章氏と、懇親の關係を、結ぶ事と、なりたれば、茲に、氏の人物に就て、聊か記

する所あらんと欲す。李氏は、十九世紀中に輩出せる、支那政治家中、最も偉大なる、一人たるを失はず。氏は、良家の出なれども、其榮達は、自家の努力に、待てる所多し。初め、長髮賊の、征討に參し、偉勳あり。身、軍職に在らざりしも、軍事上の手腕、亦非凡なるを示したり。されど、李氏の、誇とする所は、其學者たるの點に在り思ふに、支那の如く、立身の徑路に、學者たるの資格を、重んずるの邦國なく、李氏は、此の如き、社會に在りて幾多の競争者に打勝ち、始めて高名を博せるもの、政治家たる、他の一方、翰林院の、一學士たりしを見れば、亦學者たるの名に、耻ぢざる者也。

李氏は、北京政府の、高官たるの外、頭等講和全權大使たるに、適任の資格あり、時に、七十三歳の、高齡に達したるも、體力、氣力、共に、極めて旺盛にして、身長六尺有餘、其風采の堂々たる、樽俎折衝の、膺るに堪へたり。其支那式の、盛裝の威儀、様々なるは、以て同國人の目を喜ばし、又、日本人に、感動を與へしは、正に其所なり。

見渡せる所、支那に於て、國家の安危に關する、外交の要局に、當り得る者、李氏の外に、其人なし。氏は、由來、外交上の、閱歷に富む、居を、天津に卜して、蟄居せる、支那皇帝と、海外諸邦との間に介在する、老帝國の警護者たるの觀あり。十年前、朝鮮事件に關して、李全權を、伊藤全權と、天津に會商したる事ありしが、今や此の兩外交家は、再び相會して、日清講和談判の、要局に當らんとす。然れども、會するの地は、日本にして、其國情、亦大に前日に異なるものあり。

三月十日、余は、李全權を、其衙門に訪ひぬ。

下の關談判開始

李全權、一行の出發は、三月十五日なりしを、一層の吉日なりと、ありて、十三日に改めらる。李全權は、假令敗軍の使節ながらも、支那の大國たる、自任と、東洋一流の、見榮張りとを忘れざりき。大使一行、百三十五名、其中には、遣外公使たりし者二名、英佛日語を解する官人四名、翻譯者書記、支那醫、修國醫、船長及び護衛者最高級官入用の、椅子一脚、及び其擔夫、料理人、從僕等ありて、二艘の商船に分乘したるが、解纜に先ち、支那の地方官吏等、李全權を見送りにとて、甲板まで、來訪せるものあり、余は、此の時、支那人叩頭の、禮法を目撃するを得たり。各自、李全權の、座前に近づき、身を伏し、兩手を延べ、跪いて其前頭を、床上に打付くるさま、坐るに憐愍の情を催しぬ。

航程三日にして、一行は、日本にて、講和談判地と撰定せられたる、下の關に着す。此地は、風光明眉、瀬戸内海の入口に在り。李全權の上陸は、蓋し、其の足跡を、外國に印するの初なり。日本側の、余等に對する、手當、萬事行届き、一寺院の、規模大なるものを、支那風に裝置して、一行の旅館に充て、市内に、唯一の洋式建物一棟を、余の、秘書役の、宿舎に定めらる。余の宿舎は、李全權等の旅館よりも、一層小高き、丘上に在りて、關門の風物、一眸の裡に收まる。余の居室に對する、注意實に遺憾なく、四週間の滞在在中、毎朝、日本の園丁來りて、各室に備付けたる、花瓶を取出しては、新しき花を差換へ行けり。

下の關に到着したるは、三月十九日朝なるが、即日、兩國全權、到着の趣、文書を以て、通告を交換し、第一回の會議を、翌二十日の、午後三時と定めらる。李氏は、單獨の全權なるに、日本側にては、共に廣島にて、支那講和委員等と會見せる、伊藤陸奥の二全權、其局に當るものなり、第一回會議に於ては、先づ信任狀交換せられ、其の満足なる旨、認めらるゝや、李全權は、講和談判の、豫備事項として、休戦の事を議定せん、と申出で、伊藤全權は、次回の會議に於て、回答を與ふべきを約したるが、翌二十一日の、會議に於て、日本全權は、休戦の要求に對する、左の如き、條件を提出す。曰く『山海關、太沽及天津の三箇所を、日本軍に降服せしめ、其間、鐵道を

以て連絡し、南京を開放して、日本軍の占領に、妨礙なからしめよ』と。

李全權は、言下に、其條件の、支那に取りて、酷に過ぐるを辯し、寧ろ、直に講和談判に、入らん事を提言せるに、伊藤全權對て曰く、若し、此の如くせば、戰鬪は進行すべく、自今、休戦問題に、重ねて附議せられざるべしと、是に於て、李全權は、此問題を、本國政府に通告して、之に責任を負はしむるを、最善策なり、と思料し、此目的を、達せんが爲に、會議を、停止する事、三日に及べり。

既にして、北京より、日本の提議を、拒否する旨の回答ありしかば、李全權は、二十四日の、第三回會議に於て文書を以て、之を日本全權に交附し、且つ進んで、講和に對する、日本の條件如何を問ひ、一場の激論の末、李全權は、休戦の、提議を撤回し、講和の條件は、翌日の、會議に於て、日本全權より、支那全權に交附すべし、といふに、議一決したるが、討議中、伊藤全權は、日本の一遠征隊が、今正に臺灣進撃の、途上に在る旨を語れり。當時、余の手録中、左の記事あり。討議の眞意、那邊に在るか、思半に過ぐるものあらん。

李全權曰く、若し講和條件にして、他の外國の、利害に關すべくんば、宜しく、茲に意を致す所あるべし。

伊藤全權曰く、何の謂ぞ。

李全權曰く、幾多の困難を惹起すべし。余は、多年、諸外國との、國交に徴して、之に言及す。伊藤全權曰く、是れ全く、我々、兩國間の事件なり。諸外國に、其干與する所なき、事柄に容喙するを許さず。李全權の心頭には、思ふに「露國熊」の幻、往來せしなるべし。然れども、彼は、唯、日本の臺灣占領は、英領香港に、接近せるの故を以て、英國の、喜ばざる所となるべし、との所信を語れるのみ。

李鴻章遭難始末

第三回、會議の歸途、李全權は、不幸、狂漢に襲はれて、痛手を負へり。余は、李氏、遭難の翌日、人に寄せた

る、私信中に記して、曰く。

李全權は、昨日、午後四時二十分、講和會議よりの歸途、其旅館より、約百ヤードを隔て、日本人群集せる、小徑に差掛かるや、輜の中にて、日本人の一狂漢に狙撃せられたり。彈丸は、左眼下、一寸許の處に命中し、余が、此書簡を、認むる時までは、彈丸を抜き取り、若しくは、其所在を、確むる事能はざりき。李全權は、一撃を受くるも、敢て度を失ふ事なく、端坐せるまゝ、淋漓たる流血を、止むる爲め、徐ろに手巾を、一名の輜夫に求め、斯くて何の故障もなく、旅館の寺院に運ばれ、輜を出で、定めぬ室に、歩み入り、醫師の治療を受けんが爲め、長椅子に凭りぬ。

余は、此時、恰も此室に到着したるに、李全權は、余の、手を取りて、莞爾として首肯きぬ。醫師等の、探針を差入るゝや、其疼痛を感じるや、如何を問ひしに、李全權は、答て曰く、疼痛の如きを念とすべからず、足下等の職務を盡すべしと、醫師等は、此時、彈丸を、抜き取り、若しくは之が所在を、確むる事能はざりき。次で一時間の休憩後、日本の一病院より、新器械を齎せる、一外科醫の補助を受け、再び探針を入れたるに、殆んど十五分間を費したるも、竟に成功を見ず、此間、彼は、如何に堅忍剛氣なるかを示し、人皆、自若たるを稱し合へり。

其夜、余の、李全權と、語を交へしは、寸時に過ぎざりしも、其語れる所に據れば、彼は、其出發前、日本に於て、暗殺の計畫行はるべければ、寧ろ此行を思止まるの可なるを、其友人等より勸告せられたるが、デンビ一米國公使、佛國公使、其他の人々は、些の危険なかるべきを證言したりと。李全權、又曰く「卿、今に於て、何の状をか見る」と。

而して、全權の隨員等は、大に激昂して、日本政府の、責任を問はんとし、少なくとも、其不注を、鳴さんとせるを見て、余は、大に之が慰撫に力めたり。即ち當初、隨員等は、市街を歩行し、若しくは會議の地に、赴くを不安とせしが、思ふに、事前よりも、警官兵士の保護、一層嚴なるべきを以て、實際に於ては、却々、危険少なかるべく、今に及びて、決して其行動を變ずべきにあらざるを、説く所ありき。

本日、李全權を訪ひたるに、前日の襲撃を、憤るの風ありしかば、余は、之を慰め、且つ日本政府を、辯護する所ありき。彼に謂て曰く、其苦痛は、自國の爲に利あるべく、老軍人たるの、彼は、如何に之を忍ぶべきを知りたるべく、余の、見る所を以てすれば、日本は、事後、其要求條件を、差控ふべきが故に、襲撃は轉じて、支那に幸ひすべしと。此意見は、彼を安靜ならしめたるに似たり。支那人一行は、一時、大に恐怖の念に驅られ、如何なる無分別の、擧に出づるやも、測知すべからざりしが故に、余は、余の、茲に在るの、用なきにあらざるを思へり。

此際、日本政府、及人民の、立派なる態度は、世に其比類なし、と謂ふべく、伊藤、陸奥の二全權は、變を聞くや、馳せて李全權の、旅館に赴き且つ、其子李經芳氏に對して、其罪を陳謝し、且つ其不幸を、悲むの意を致しぬ。陸奥全權、余に語りけらく、且つ悲しみ、且つ恥ぢ、何の辭を以て、之を表明すべきかを知らずと。事、天聽に達するや、皇帝は、直に陸軍々醫總監と、其侍従とを派し、皇后よりは、其玉手に成れる、繙帯を用意せしめて、二名の熟練なる、看護婦を送られ、今朝、當地に着し、其趣、李全權の、許に報ぜらる。初め全權は、瀟洒たる小作りの、日本看護婦を、輕視するの觀ありしが、看護婦の、即時繙帯を施すや、日本皇室の、彼に厚

きを見て、其意を安んずるものゝ如くなりき。狙撃者は、愛國の至情に、驅られたる狂漢にして、遙々、遠隔の地より、下の關に来れるもの、日本の、法律に照らされ、終身懲役の刑に處せられぬ。

負傷中の李鴻章

李全權遭難の翌朝、襲撃に關する、激越の情、稍々融和せられたる時、余は、同全權と、長時間に亘れる、談話を試みたるが、此時、附添の醫師等は、尙ほ此負傷が、果して致命的なるや否やを、確むる事能はざりき。彼は、其生命に關して、思を致し、若しくは其疼痛に就て、苦悶するの状なく、其念頭に掛りしは、世界の、最大帝國の最大政治家が、外國都會の、街道に於て、名もなき一漢子に、襲撃せられたりとの一事のみ。

彼は、余に語つて、曰く「余は、長へに辱かしめられたり。余は、此地に來つて、保護せられず、又た重んぜられず、余は、自國に留まるべかりしなり。余は、同胞人民と、共に面目を失ひぬ」と。余は、彼の負傷は、畢竟、名譽の表彰にして、支那皇帝の爲に、重大にして危険なる、任務に就きたるものなり、と説きたるも、左迄、其心を緩和せしめたるの状なかりしに、時日の経過するに従ひ、傷口は、速に癒合し、且つ特に、日本の皇帝及皇后より、鄭重なる取扱を、受くるに及びて、始めて漸く、安静なるを得たるが如く、雖て、其隨員等が、前日、負傷の際、碧血に染まりたる、衣服及び傷口の、出血を止めたる、手巾等を示すや、之を疊みて、入念に、保し置くべきを命じたなり。

余の、米國に歸りし後、彼れは、一葉の寫眞を、余に贈りたるが、其左眼下に受けたる、拳銃の彈痕は、歴々として、之を認むる事を得たり。彼の流せる碧血は、日清戰爭に關して、支那側に取りて、多大の効果ありたり、といふべく、即ち全世界の同情は、彼の一身に歸し、假令、媾和條件を、緩うするに至らざる迄も、日本全權等の、彼に注意を拂ふや、一層の深きを加へしめたり。

支那人は、由來、靈性上、一種の迷信的、觀念に驅らるゝの風あり、李全權の如き、斯かる氣質の、邦國に在りて、教育を受けたるの人物が、多少、此の風を帶ぶるは、怪しむに足らず。偶々彼の受けたる、彈丸の位置を、確めて、之を抜き取る事、不可能なるの報道、海外に傳はるや、其一友人たる、某總督は、上海より一電を寄せ、同地に有名なる、巫術師ありて、疼痛なく、彈丸を、抜き取るに、巧なる旨を申越すや、彼は、第一發の便船にて、其地に赴かんと返電したるが、其着するに及びては、傷口は、全然不安を感じざる迄に癒合し、且つ隨行の醫師等より、巫術師の治療は要なし、と説かれて、之を中止したるが如き、以て其氣風を窺ふべし。

李全權の負傷するや、日本官吏の、高級下級の別なく、見舞の電報を發したるもの無數なり。皇帝よりは、御署名の勅語を賜はりて、痛く御愁歎の、情を表せられ、元帥及び陸軍卿は「匹夫、國民の大功業を傷けたり」と宣言し、地方の官吏等は、見舞狀に添へて、日本の慣習に従ひ、多々果物類を齎せり。李全權は、之に對し、其一子李經芳氏をして然るべき挨拶を爲さしめぬ。

李全權の負傷は、三月二十四日にして、四月十日、第四回會議の開催せられしまでは、此地を去る事、能はざりき。而かも、談判は、之が爲に、甚だしく遅延する事なく、負傷當日の夕刻、余の用意せる、日本全權への通告に捺印し、又翌日に開かるべき、會議に出席する能はざるを、遺憾とする旨を附記し、且つ、媾和の條件に關する、覺書を送付せられん事を求めたり。翌朝送れる、日本全權の回答は、前日の悲しむべき事件に關しては、先づ陛下の御思召を承るの要ありとて、伊藤全權は、之れが爲めに、廣島に赴けり。

媾和談判の經過

越えて二日、陸奥伯は、一書を、李全權に寄せて、日本の、天皇陛下が、二十四日の、李氏遭難を、痛く悲ませ給ひ、無條件にて、休戦に同意すべきを、日本全權等に、命ぜられし趣を報じ、是より二日の後、廿一日間、休戦の議定書に、調印せられたり、是れ李全權の、當初の會議に、要求して拒否せられたるもの、以て、日本が、如何に李氏に、眞摯なる同情を、表せるかを知るべし、此一事は、負傷せる李氏に對する慰安にして更に媾和談判の

爲に其道を開けるものなり。

李全權の、事に堪へざるべきを見るや、支那政府は、同全權に同行せる、其一子李經芳氏に、全權として協力、父全權を輔佐すべきを命じたり、氏は、曾て日本に公使たりし事あり、又、歐洲にも漫遊し、英語を操る事、極めて巧妙なり、氏は、教を米人ベシツク氏に受く、ベ氏は多年、李全權の秘書、通譯者として、支那に在り、現に媾和使一行中、有力なる一員たる者なり、李經芳氏は、父全權の、事に堪へざるの間、數回、日本全權と、非公式の會見を遂げ、父君を助けて、媾和條約の調印に、努力する所ありき。

李全權は、休戰條約調印の、當日を以て、書を、日本全權に致し、媾和に關する、日本の要求條件を、與り知らん事を請ひ、若し、此希望にして容れられずんば、會議を催さんが爲に、日本全權等の來て、其宿舎に臨まん事を求めたるが、其翌日を以て、日本の媾和條件を、明記せる覺書は、媾和條約案の形式に於て、李全權に宛て、送付せられたり此覺書を見るに、其要求、支那に取りて、極て酷薄に過ぐるものなりしかば、李全權は、之を見て、大に失望し、媾和談判の、到底、其功を奏せざるべきを思はしめき。此時、余は、李全權に説くに、決して談判の絶望すべきにあらずして即ち正義の觀念に訴へて、重要なる修正を、爲さしむべきを以てしたるに、同全權は、聊か余の忠言に鼓舞せられたるもの、如く、余をして、日本の覺書に對する、回答を起草せしむ。

講和談判の經過(續)

余は、日本及び、上海に滞在中、日本の峻嚴なる要求に對し、如何に之に處すべきかに就て、自得する所あり、余は、李全權と、屢次、懇談を重ねたるの結果、既に同全權の、意見の、那邊に在るかを、確め居り、條約案の送付せらるゝや、余は、豫め之に對すべき、處置に就て、用意する所ありしかば、余は、二日を出でずして、詳細に日本の媾和條約案を、檢閲したる上、之に對すべき覺書を、李全權に致したり。此覺書は、支那文に翻譯せられ、

李全權と、細心の協議を遂げたる結果、多少の修正を加へたるのみにて、同全權の、満足同意を博するを得、日本より、條約案を受領してより、僅に四日目に於て、回答を發するに至りたるが、是れ東洋に於ける、外交上の慣例と比して、其進行、異例なりと謂つべきなり。

此文書は、媾和談判中、日本の要求に對する、回答案として用ひられたるが、其要點は、領土の割讓、軍費の賠償、及び商業上の特權に關する、三箇條なり、日本の要求を見るに、日本軍の、占領に屬せざる、地域の割讓を迫りたるが、此要求は益し交戦上の異例なり。公文書及び、伊藤全權の議會に於ける、陳述に徴して、日本の賠償、金三億兩要求は、實際の軍費よりも、二倍以上の、超過なるを明にしたるが、若し次れ、商業上の特權要求は、列國民の承認せざるべき所、此意見は、東洋の商業上、強求に過ぐるの故を以て、英國の同意を得たり。

此文書は、日本全權に對して、好影響を博し、數回の會議、及び文書の交換ありたるの結果として、日本が、滿洲に於ける、領土獲得の要求を、撤するに至りたるのみならず、軍費賠償金に就ても、一億圓の減額を見るに至り其他、通商航海等に關する、諸般の要求撤回せられ、軍費賠償の擔保として、滿洲の舊都たる、奉天の占領も要求せられざりしなり。日本が、斯の如く、讓歩するに至れるは、李全權に取りて、多大の利益にして、日本の要求條件は、事實に於て、大に緩和せられたるものなり。

談判の經過中に、起れる事件、枚擧に遑あらざるも、而かも、特記するに足るものは、甚だ多からず、談、偶々白人種に對する、黃人禍の事に及ぶや、李全權は、第一回會議に於て、語つて曰く
支那と、日本とは、東洋に於ける、隣邦にして又同文なり。然るを、我等の、互に之を敵視する事、豈に可ならんや。我等は、歐洲の例に倣ひ、我等の軍備を擴張し、以て相結ばざるべからず、閣下と余にして、全然、此義を重んずるに於ては、黃人種をして、歐洲の白人種に、屈從せしめざらんが爲に、茲に、永遠の平和を、確立するの外なし。

伊藤全權、之に對して曰く

余は喜んで、閣下の見に、裏書すべし。十年前、余の、天津に在りしの日、閣下と、支那に於ける、改革に就て談論する事ありしが、余は、支那が、今日迄、何の成す所なかりしを、嘆するものなり。

李全權曰く
余、之を牢記す……耻づらくは、十年間、何の變化なし。是、余等、無能の證なり、此間に於て、日本は、泰西式の、有力なる軍隊を組織し、絶えず政府の改善に力めたり、

伊藤全權曰く
天は、公平にして、正義に與す。支那にして、努力する所あらば、茲に天佑の降るを見るべし。天は、平等に、我等を擁護するもの、固より閣下を捨てざるべし。國民は、斯くして、其運命を、支配するを得ん……

李全權曰く
假りに、支那が、閣下を、其首相として、招聘せんと欲せしならば、如何。
伊藤全權曰く
余は、陛下の勅許を得て、之に應せん。

媾和談判の經過(續)

余は、茲に會議中の、光景を録して、其一班を想見するの、便に供せんとす。

伊藤 余は、當地にて生れたり。
李 當地にてか、此處と相距る、幾里の遠きに在りや。
伊藤 約二十哩あり。

李 然らば、此地は、有名なる人々の、出產地なり。

伊藤 然れども、清國安徽州(李全權の出產地)とは、比すべくもあらず。

李 安徽州は、當國に髣髴たり。されど、失敗の官人、多きには閉口なり。

伊藤 併し、余は、閣下には若かざるべし。

李 閣下は、余が、清國に於て、模倣せんと欲する所を、仕遂げたり。されど、閣下、若し、余の地位に立んか清國には、言語に絶せる、困難あるを察知するなん。

伊藤 然る時、余は、失敗すべきなり。

右の問答を見るに、如何に、李全權の煩悶苦慮せるかを、察するに足るものあり。

伊藤 諾か、否か、余は、貴答を促さざるを得ず。

李 辯論は、許容せらるゝを得んか。

伊藤 閣下の、欲するが如く、辯論せよ。然れども、斷じて讓歩せじ。

李 余の當惑、如何許りかを、察せられよ。

伊藤 時間は、切迫しつゝあり、閣下、我が條件を、承認するを得ば可、若し、之を容れずんば、余等は、之れ拒否せられたるものと、思惟するの外なし。

李 閣下、余をして、其條件に就き、辯論せしむるを得んか。

伊藤 閣下、之を欲せば、即ち辯論する可なり。されど、我が決意は、到底、之を變ずる事能はず。

戰時中、支那人は、愛國心に、缺くる所ありて、其自國の爲に、犠牲を、拂ふ事を喜ばず、との評、屢次、反覆せられたり。戰爭間の、出來事に徴するに、往々、此評の當れるを證するも、余は、李全權の、態度に於て、最も愛國の精神に富み、且つ勇者の風あるを見たり。蓋し、其使命たる、支那に於ける、各政治家の、齊しく回避せる

所、即ち苟も、之が任に當らんか、其人の、將來に於ける、立場に、致命傷を、蒙むるに至るべきを、知れるが故なり。談判中、李全權は敗軍の使節ながらも、熱誠を披瀝して、屈辱的條件より、本國を救済せんとする、其努力に於て、倦む所を知らざるの風は、如何なる、慷慨激越の士も、之に過ぐるあるを見ざるなり。

既記の如く、余は、李全權と共に、日本の條約案に對する、回答の覺書に就き、極めて細心に、研究する所ありき、同全權は、尙ほ其負傷に、惱めるの際にも、其身を、椅子に横たへつゝ、此事に従へり。余が「戦争の繼續せらるゝに於ては、支那の社稷、眞に危く、されば、若し、談判不調に了へたる、場合に於いては、北京帝室は、山西に蒙塵し、支那政府、茲に無窮に、戦争を、持續するを得ば、二百萬人の犠牲は、敢て念とするに足らざるべく此に至て、日本は、名譽ある平和を、承認するの外、なきに在るべし」と、説くに及び、同全權は、寢臺より、起上りさま、余の手を握り締め、熱誠なる言葉に、至誠を單めつゝ、兩眼に、涙を湛へて、余に、感謝する所ありき此光景を見るに、余に於ては、同全權は、高潔なる、愛國心の、權化たるの感ありき。

支那全權等歸國

斯くて、日本全權より、此上は、秋毫も讓歩すべからざるべき旨の、最後、通牒を送らるゝに及んで、茲に、會議も、文書の往復も、其終を告ぐるに至れり。講和條約の本文は、最後に修正せられたる通り、全文、北京に打電せられ、總て、之に調印すべしとの、訓電、李全權の、許に致されぬ。是に於て、兩國全權等は、何等、特別の儀禮を、行ふ事なく、四月十七日朝十時、會議室に於て、其署名捺印を了せらる。其後、余は、下の關なる、此會議室が、多大の注意を加へられ、特に、日本の歴史的觀覽場として、保存せらるゝ由を開けり。同日午後二時、李全權、其隨員一行、及び余は、先に搭乘し來れると、同一商船に乗込み、天津へ向け、歸航の途に上る。記憶すべき下の關の滞在は、四週間なりき。爾來、此地は、亞細亞、太平洋の運命に、顯著なる影響を及ぼしたる、日清講和條

約の調印場として、其名を知らるゝなり。

談判中の、特色ともいふべきは、廣島及び、下の關の、兩地に於て、英語を、其用語と爲せる事にて、伊藤、陸奥、及び清國の隨員等、之を語る事、流暢なりき。談判上の要件を、李全權に報告するには、支那語を以てし、同全權の、之に對する答辯は、英語にて通譯せられ、日本語を用ひず、一切の往復文書には、英語を添附し、事、至急を要する、場合に於ては、單に英語のみを用ひたり。

余等は、六十時間の、愉快なる航海の後、太沽に着し、同地より、鐵道にて、天津に向へり、余は、四月二十日附にて、一書を、人に寄せ、當時、歸航の光景を叙して、曰く

李全權は、人々の大歓迎を受け、屈辱的、平和條約に、調印したるの人、猶ほ大勝利を博して、歸國せるが如き觀ありき。太沽砲臺よりは、禮砲を發し、鐵道沿線は、軍隊を配置し、官人等來りて、叩頭の禮を行ひ、天津全市を擧げて、奏樂、禮砲、一に李全權、歡迎に賑はしき、光景を呈したり。彼は、依然として「支那の偉人」たるを得ん。彼は、慥に多くの點に於て、著名の人なり云々

是れ、彼が、多年、官人生活を送りて、自ら其總督たりし、直隸人民の、歡迎に外ならず、然れども、一たび其總督衙門に着するや、茲に、其官僚に、會するに及んで、此の如き、外面上の歡迎運動は、一變して、皆憂色あり。早くも、各州總督及び、大多數の將軍等、講和條約に、反對の議を上奏し、爲に、條約の批准、至難なるべき旨を警告せられたり。

余及び、彼の親朋等は、寧ろ親しく、北京に入り、自ら、其手腕を振て、反對の議を、説破するに若かず、と勸めたるも、彼は、當面の國論沸騰に對して、意氣、消沈せるものゝ如く、天津に於て、其衙門に、留まるに決し、一方、余に囑するに、代て北京に赴き、中央政府に對して、講和條約を辯護し、之が批准を、爲さしむべきを以て

す。余は、一外人たるの故を以て、此の如き場合、其必ずや歓迎せられざるべき、慮ある旨を、答へたるに、彼曰く、(余フオスター)は、支那皇帝の、御召に依りて、媾和談判員一行に加はれるもの、政府は、媾和條約には反対なるべきも、余の説に、傾聴せん事は、拒否せざるべし。余の語る所は、彼(李)の説く所よりも、遙に重んぜらるゝならんと。

批准躊躇の事情

余は、直隸總督、李氏の、希望を容れて、北京に、使するに決し、其出發に先ち、同總督は、余と、會談の際、軍機處各大臣の、特性及其周圍の、政治的事情に就き、詳細に説明する所あり、其言ふ所を聴くに、中央政府に於ける其反對派に關して、知る所の深き、將た、此等を譏弄するの、手段に於て巧なる、如何に、彼が、老熟の政治家たるかを、察するに餘あり。總督は、愈々、余の出發するに及んで、其一秘書官たる、吳廷芳氏をして、余と同行、通譯輔佐の任に、當らしむる旨を語れり。

余は四月二十四日、北京に到着したるが、條文は、既に三日前に、送付せられたり。余は、入京後、先づ有力なる、露國公使カッシン伯(後の華盛頓府駐紮大使)が、支那皇帝をして、媾和條約の、批准を拒否せしめんが爲に佛獨兩國公使の、援助を得て、總理衙門に臨み、大に奔走、努力中なるを知れり。三國の反對あると、支那各地よりの、抗議あるとに徴するに、事體甚だ穩かならざるものあるに似たり。此の如く、余の當惑せる、事情あるに、加ふるに、余が、政府當局と、會見の前夜、吳氏來つて、余に語るらく、李總督に對する、反感、激越を極め、同氏が、余の、通譯者たるに於ては、其際已むなく、余の所説を、曲譯するの外なきに至るべきを思惟すと、是に於て、余は、米國公使に乞ふて、其通譯者を、余が爲に、通譯の任に當らしめんとし、其快諾を得たり。

四月三十日、余は、政府當局と、總理衙門に、會談す茲に、余の會見せるは、支那に於ける、最有力家十名にし、特に、皇帝及び西太后の親近者なり、余は、從來、未だ會つて、支那に於て、此の如き、會議に列したる事あらず。過去、十四年間、北京に於る、官人生活の進歩は、大に著しきものありて、當時、外國公使等の交際は、單に總理衙門、及新年に於ける、皇帝謁見の、禮あるに過ぎざりしに、同夜、英國公使館の、招宴に於て、余の會せる者の中には、外交團中の首腦者、並に會つて多くは、決して參會せる事なき、政府當局者の、顔觸を見て、甚だ異様の感あるを禁せざりき。

會議の目的は、政府をして、媾和條約批准の、必要を認めしむるに在りき。余が、切言せる所は、此條約は、既に一李鴻章の條約にあらずして、支那皇帝の條約なり、といふの點也、即ち調印に先ち、一言一語、電報を以て、北京に電報し、政府當局の、奏請を経て、支那皇帝は、既に之が、調印を御裁可ありたるに、今にして、之が批准を拒否するに於ては、皇帝は、文明世界に立ちて、面目を失ふべく、又、支那政府は、皇帝の、不面目に對して、其責に任せざるべからずとの、余の所説は、多大の注意を、喚起せるもの、如く質問百出、前後二時間に亘りて論議する所あり。余は、更に支那政府の、修正せんとする、諸點に就て、勸告する所ありき。余は、記憶す。當時皇帝の一師傳の、余に發せる、質問が、泰西の戰爭に於て、一個の領土が、他國に割取せられたる例ありやといふに在りたる事を、支那當局の、海外の事情に、迂なるを知るに足るべし。

愈々三國干涉の幕

余の、五月三日に發せる、私信中、北京訪問の、結果に就き左の如く記せり。降兩の爲め、水流激し、舟行、矢の如く、白河を下る。先是、李總督は、媾和條約が、余の、中央政府當局と、

會見の翌日、支那皇帝の、批准を經たりとの、電報を受けし、速に、余の、來訪を待てる旨を報するものあり、余の、衙門に着せる時、總督は、余を、入口に迎へて、之を遇する、頗る懇懃なり。座に就くや、彼は、皇帝の、批准に關して、語る所あり。余と、政府當局との、會議に就ては、既に詳報を得たりとて、余に對する、信認を傾倒し、若し、余にして、北京に赴かずんば、到底、講和條約の批准を、見る能はざりしなん、と述べたり。彼は、次で、余の、北京に於て、聞知せる、露佛獨三國の、日本に對する、遼東半島還附、要求の件を確認し、且つ、之に關する、重大なる紛議起るべく、又、條約の批准交換は、芝罘にて、行はるべきを語りて、此紛議の終結を、告ぐるに至るまで、余に、滞在を求め、既に、總理衙門に請うて、皇帝より、之に關する、訓令を受けたる旨をも、附言せり。余は、在留豫定よりも、延期せるを以て、北京より、天津に到着後、直に歸國の筈なりしも、條約の、成功に關する、余の任や重く、茲に一箇月、若しくは二箇月以内、更に當地に、留まらん事を、約したり。批准交換は、五日の後に、迫れり。余は、之が爲に、芝罘に、急行せざるべからず。支那側に於ける、批准の交換は、李總督部下の二委員、其局に當るに決せらる。余等は、特に備入れられたる、外國商船にて芝罘に赴き、日本全權委員一行、亦殆ど同時に、來着す。利害關係上、列國、皆注意を、此地に拂ひ、余は、港内に英・米・佛・獨及び伊の諸國軍艦、遊弋するを見たり。此外露國は、從來、支那海に在りたる、最も恐るべき、艦隊を、同港に集合せしむ。此艦隊は、實に軍艦十七隻、水雷艇數隻、其他の諸艦より、組織せられたるもの、如、是、露國の運動は、日本に對する、威嚇の意にして、又、他の一面には、支那をして、講和條約に、最後の決定を、與へざらしめん事を、期したるものなり。露國は、此示威運動を、一層、有効ならしめんが爲に、各艦艇投錨するや、直に之を、暗灰の戰時色に、塗換へたり。而して、日本委員宿舎の正面なる、海岸を端艇、帆其他、幾多の附屬品の、置場に充てたるは、是れ正しく、支那領土權の侵害なり。

批准は一應交換

然れども、威嚇は、何の効なく、支那全權委員等が、北京よりの、訓令に基き、前夜までも、批准の交換に、脚蹠巡せるに拘はらず、五月八日、午後十一時半に至りて、始めて決行せられ、條約は、茲に完全なる、文書となりぬ。即ち支那は、前言を重んじ、以て其名譽を、毀損せざるを得たるが、關係兩國中、此結果を見て、満足を感じるの至情、蓋し、余に過ぎたるものなかるべし。

譯者曰く、佐藤顯理氏は、當時、伊藤全權辦理大臣に隨行して、批准交換の事に參與す。偶々、談、此一節に及ぶや、三國威嚇運動の、光景を追憶して、感慨、禁ぜざる者あるが如く、喟然として歎じ、且語るらく、余は、フオスター氏の、記事を一讀して、始めて當年、談判中の消息に、觸れたるの思あり。前回、既記を經たるが如く、露國軍艦は、戰闘色に塗換へて、戰意の決せるを示し、其の水兵等、芝罘市街を、横行瀾歩するの狀、今尙ほ髮髻として、眼前に在り。

眞に形式に過ぎざるべき、批准の交換せらるべくして、容易に交換せられず、日一日、危機は、寸前に迫るの感ありて、我大使一行、實に憂心、忡々たる者あるの時、余等以爲らく、支那委員の背後に、顧問フオスター氏あり。斯く交換の遅延せらるゝ所以のものは、同氏の行動に關して、憤慨、措く能はざるの情、漸く切となり。多年、日本に對して、疑心、暗鬼を生ずれば、同氏の行動に關して、憤慨、措く能はざるの情、漸く切となり。多年、日本に對して、淺からぬ縁故ある、君子人たるに拘らず、頗る其人格を、疑ふに至りたるが、今其回顧録を一讀すれば、李全權と、北京政府との間に介在して、批准の交換に、力めたるの眞意、極めて明白、余は、當時の事情を明にすると共に、同氏の人格、果して高潔端慤、敬するに堪へたるを知り、先に、其態度に、疑念を挿みたるを、遺憾とせざる能はず。今、右の二節を見れば、叙事、甚だ簡明にして、單に日東兩國中、批准交換の結了を見て、満

足するの情、何人も同氏に若くものなかるべし、といふに過ぎず。
 不用意に、之を讀過すれば、他の奇なしと雖も、同氏が、日本側よりは、疑念の中心となり、頑冥なる、北京政府を説きつゝ、批准の交換に苦慮せる、其の心事、實に同情の念に堪へず。而して、其自ら記する所は、此一語に止まる。意を、言外に寓し、知己の、了解を得て、始めて甘んぜんとするの、高風欽すべきなり。同氏が、如何に公平なる、正義の觀念を以て、事局に臨めるかは、露國の威嚇運動を評して、支那領土權の侵害なりと、喝破せるの一言、筆端權威ありて、秋霜烈日の概あり。
 日本は、三國干渉に對する、此公平なる批評を、得たるを感謝し、且、同情者が、時の敵國たる、支那の全權委員、顧問たるを見て、如何に、斯人の態度の、大義を重ざるかを知るべく、余は、此點に於て、日本開國、當時の米國使臣、ハリス氏の、人物に比せんと欲す、一應、批准の交換ありて、舞臺一轉、遼東還附の幕は開かる。爾後の記事を見て、感慨、禁ぜざるべきもの、蓋し、余一人のみならざるべし云々。

嗚呼遼東の還附

批准交換の事、結了を告ぐるや、更に第六の談判は、開始せらる。是れ、露獨佛三國より、日本に對して、遼東半島—旅順口を含める—を、支那に、還附せん事を、要求せるに由るものなり。戰勝の結果として、贏ち得たる、同半島を還附するの、屈辱を忍ぶは、國民の意氣、軒昂の折柄、日本に取りて、眞に苦き經驗なりき。而して、此國際的、活劇の傍觀者たる、英國は、之に關して、何等、援助する所あらざりき。日本の此屈辱と、其後忽ちにして露國が、旅順要塞を占領せると、又單に、遼東半島のみならず、滿洲に於ける、更に廣瀾なる地域に、割據するに至れるとは、一小島國民たる、日本が、爾來、露國に對して、開戰を賭せる、勇敢なる、決心を示せる所以を、説明し得べし。

先に四月十七日、李全權が、下關に於て、媾和條約に、調印するに當りて、彼は、列強より干渉せらるゝ事を、保證せられ、一たび遼東の割讓に、同意を表するも、日本は、決して之が領有を、承認せられざるべきを、豫知せし者なり、と信ぜられたれども、當時の事情は、此の如き、次第にはあらず。媾和の條件は、四月一日を以て、李全權の手に交附せられ、其前日、井上氏が、陸奥伯の發意にて、李を訪問せられし時、媾和の條件を、發表せざるべき保證を、與へられん事を、李に求めたるを以て、李は、支那全權が、下の關に於ては、之を發表せざるべきを、確信するも、北京政府の、行動に就ては、保證の限りにあらざる旨を答へたり。會議中、伊藤全權は、媾和の條件は、獨り支那及び、日本のみに關すべきものにし、他國政府は、之に就て、報告に接すべき權利なきものなり、と、いふの意を表明したるが、井上氏、來訪の目的は、談判結了前、媾和條件の、歐洲列強に、知らるゝを防遏せんとするにありし也。媾和條件を、列強に通告するは、支那の利益なる事、固より明白、是に於て、李全權は、余の勸告に依りて、條件を、北京に打電し、之れを歐洲に於ける、支那の、各公使館に、轉電せん事を乞へり。されば、列強は、條約調印の、二週間前に於て、右の通告を受けたるもの、余は、李全權が、當時、露國より、何等かの申出あらんかと、焦心、期待したるを知る。然れども、余等の歸途、天津に達する迄は、何の報道にも接せざりき。

余は、支那本土に於ける、領土割讓の要求は、伊藤全權の、本意に反せるを、信するの理由あり。日本皇帝を圍繞せる、軍人派の意氣、頗る昂れる事は、余、既にデニソン氏の言に、徴し置きたるが、余は、陸奥伯と會談中、露國が、日本をして、北京に接近せる、支那の本土を、威壓的に、領有せしむるを承認せざらん事は、寧ろ余の意を得たるもの、日本が、其主張を固持するは、得策にあらずと語りたるに、伯、答ふらく、伊藤全權と、伯と私見は、暫く之を惜き、軍人派の態度に依り、之を要永するの、已むを得ざるに至りしなりと、されば、三國の聯合は、之を豫知せざるべきも、露國の態度、判明せる時、兩全權が、愕然として、驚けるが如き事あらざりしは、余の確

信する所なり。

臺灣問題一波瀾

遼東の、遼東に關する談判、紛議を重ねたる結果、臺灣割讓を、實行せんが爲に、兩國は、條約に於て、委員を、同島に派遣するに決したるが、同島に於て、日本へ、讓渡の議に、反對の氣勢、甚だ壯んにして、爲に暴動勃發、支那官憲は、投獄若しくは放逐せられ、獨立共和國は、茲に建設せられて、新官憲は、武力を以て、讓渡に反抗の意向を有する旨の宣言、發表せられたり。李總督は、余の勸告に反し、此紛亂に、名を假りて、讓渡を延期せんと欲し、伊藤全權に打電して、本問題を、遼東に關する、談判中に包括せしめんと求めたるに、同全權は、言下に、之を拒否し、且つ、臺灣の讓渡を實行すべき、支那委員を、任命せん事を、要請し來れり。是に於て、李總督と、余と、電報を、總理衙門に發して、速に臺灣に關する、條約事項を、處理せん事を、勸告せるに對し、同日夕刻に至りて、李總督の一子、李經芳氏、委員任命の報あり。此任命は、李總督の、大に喜ばざる所、即ち北京政府の意は、最も好ましからぬ、臺灣讓渡取扱の任を、李總督及其一族に、負はしめんとするに在るを見て、同總督は、大に警戒する所あり。而して、李經芳氏は、病の故を以て、此任を拜するに堪へざるを、電送せしに、支那皇帝より、左の如き峻嚴なる、上諭を發せらる。其要に曰く、

李經芳は、先に李鴻章と共に、日本に赴き、平和條約に關する、談判上、協力、事に從ふべく、全權に任じたり。然るに、天津に歸還するや、其任務に關する、報告の爲め、其身、入京する事をも敢てせずして、南下の途に就けり。昨日、事務處理の爲めに、臺灣に赴かん事を命じたるに、病と稱して、再び其任を回避せるは、朕の大に驚愕惜かざる所なり。李鴻章の任や、甚だ重し。即ち之に關して、最も其意を致し、以て事の完了を期すべきなり。然るに、何故に、冷然看過、李經芳をして、其責任を、遁れしむる事を爲すや。日本の委員は、臺灣に、到着の期近し、是に於て、朕は、重ねて李經芳に、即時、任に臺灣に赴き、事體の、困難を恐れて、苟も逃避の計を、案するなからん事を命ず。脚跡逡巡、爲に紛擾を、生ずるに至らば、其罪を問ふべく、而して、李鴻章、亦責なき能はず。此意を體せよ。

李總督は、何故に、斯かる上諭の、發せられたるかを知れり。即ち全く、其政敵の爲に、壓倒せられたるものなり。是に於て、同總督は、秘書ベシツク氏をして、余を訪問せしめ、上海に赴いて、芳經芳氏と同行、臺灣に、渡航せん事を求めらる。ベ氏の言に據るに、父總督は、李經芳氏の、激昂せる臺灣人の爲に、殺害せられん事を、苦慮するや甚しく、且つ、經驗の乏しき點より、殆ど信を置く能はず。而して、余は「老兵」にして、經驗に富めるを以て、輔佐擁護の道を知るならん、と、語れりと。當時、余は、歸心、矢の如く、且つ、其使命も、決して願はずしき、次第にはあらず。地は、熱帯に屬し、時、將に炎熱期に入らんとし、更に恐るべきは、虎列刺疫の流行にして、危険は、臺灣の亂民よりも、甚だしきものありき。然れども、其懇求、辭するに由なく、同夜、特別仕立の、汽船に搭乘して、李經芳氏と會すべく、水路、上海に向へり。

臺灣引渡の結了

余の、上海に着せる時、李經芳氏は、其任を厭うて、逡巡の色ありしも、尙、其使命の爲に、準備中なるを見たり。余の、搭乘し來れる、汽船は、直に渡臺用に供せられ、護衛として、約五十名の支那兵、外に米國醫師一名を乗船せしめ、五月卅日、淡水港に向け、上海を解纜したるが、余は、同地に於て、日本委員樺山大將と、會見の約ありしなり。

解纜に先ち、余は、李總督の秘書、ベシツク氏より、一封の書を、接受す。其一節に、曰く
總督は、李經芳氏の、警護に就き、一に貴下に信賴す。請ふ、同氏をして、日本人の、全く占領せる以外の地

に、上陸せしむる勿れ。又た、土人の官吏、其の他に導かれて、往訪に赴かしめ、若しくは如何なる口實ありとも、日本軍の所在地外に、出でしむる勿れ。貴下は、同氏をして、第一は、貴下と詢りて、同意を得たる後にあらざれば、何の地にも赴かず。何人とも、會見せざる事を、約せしめざるべからず……

李總督と、伊藤全權との、協定に據れば、暴徒、猖獗の故を以て、李經芳氏と、樺山大將とは、臺灣、近海に於て、會見し、正式に、同島の引渡を、了する事、能はざるに於ては、李氏は、福州若しくは、附近の支那港に引揚げ、以て日本軍が、獨立共和政府を、潰滅せしむるの日を待つべし、といふに在りしなり。余は、李氏が、頗る上陸を、逡巡するの状あるを、看取したるを以て、別に、使命を全うし、條約を、實行するの道あるを、同氏に暗示し、抑も、泰西諸國に於て、領土を、其所領者より、他者に讓渡す、場合に於ては、其所在地に、赴く事なく、單に調印と、文書の交付とを以て、其手續を了するを、常例とする旨を語りたるに、同氏は、此説を聽いて、歡喜する事一方ならず、日本委員と、會見後、直に此議を、提唱すべし、と語れり。

余等の乗船は、解纜二日後、淡水港外に到着し、同港よりは、數哩を隔てたる、砲の射距離外に投錨す。余は、茲に日本軍艦の、所在を發見したるが、其指揮官より致されたる、樺山大將の、通報に據れば、同大將は、目下、基隆港附近に、在るを以て、其位置に於て、會見せん事を、李氏に、申込みる者なり。然るに、他方、淡水の支那稅關吏員は、一行の到着後、臺灣島内の、形勢に關して、之を余等に通報すべき、訓令を受けたるものなれば、余等は、先づ、同稅關吏員の、來船を、待ちたるが、果して、米人モールス氏は、端艇に搭じて、きたり訪れぬ。其報告に徴すれば、暴徒等、同島を擧て蜂起し、武力に訴へて、同島を、日本に引渡さざらん事を、決議したりと。

余等は、是に於て、日本の軍艦に護衛せられつゝ、樺山大將と、會見の途に上りたるが、同大將の旗艦は、基隆の東南、十二哩を隠てたる、一地點の碇泊所に、投錨中なりき。日本軍一個師團は、二日前、此點より上陸じ、既に基隆城砦の前面に、進軍し居たり。六月二日、李氏は、其隨員一行と共に、敬意を表せんが爲に、同大將を訪づ

れ、其會談中、不健康なるが上に、島内騒亂の際なれば、正式の引渡は、今正に投錨中なる、港内に於いて、文書を以て、了せん事を提言したるに、同大將は、此議を容れて、成るべく李氏の意見に、應ぜん事を約し、同日午後、同大將の、返禮の爲め、來訪の際、午後二時を以て、引渡の會議に入り、夕刻には、調印、交換の手續を了し、廳て、訣別の挨拶は交換せられ、深更に及んで、余等の乗船は、投錨し、日本軍艦の禮砲、轟けるを聞きつゝ、上海に歸航せり。余等の、臺灣近海に留まる事、正に三十六時間、蓋し、官命を全うして、歸路に向ふ者の、歡喜の情、李經芳氏の、此行に若くものなかるべし。

日本を經て歸國

余等、上海に歸着して、事の顛末を、北京に報告するや、余は、李總督より、深厚なる謝意を致せる、祝電を接受し、越えて五月八日、余は、支那に、最後の訣別を告げて、一汽船に搭じ、橫濱より、程遠からぬ地に着して、茲に米國行、便船の解纜を、待合せたり。

此滞在中、余が、這次の媾和談判に於て、平和の克復に、貢獻する所、多大なりとの故を以て、東京商業會議所を主とし、商工業者の團體より、余の爲に、饗宴を張らんとすの申込を受け、余は、其好意を諒として、六月十九日、紳商大倉氏の邸に招かれたり。主人役は、同氏の外、東京商業會議所會頭たる、澁澤氏及び、トコヤマ氏（不明）にして、時の諸大臣、及び下の關媾和談判に參與せる、多數の高官、米國公使、及び有力なる實業家、之れに列席す。席定まるや、澁澤氏は起つて、一場の演説を試み、米國人士に對する、日本人の、眞情を流露せしめ、頗る余の渡米を喜び、平和克復の努力者として、大に歡迎の意を表せられたり。余の、右に對する、挨拶の辭は、今茲に、之を省略に附するも、翌朝、東京の主なる、實業家の代理者は、余の許を訪れ、平和の克復に關する、余の努力に對して、感謝の意を表すべき、手段を講ぜんとするも、其暇なきを遺憾とする旨を述べ、余の、海上無事、

歸國を祈り、余の將來、重ねて日本に、渡來するの機會あらん事を、希望して去れり。

余は、東京に滞在中、米國公使を通じて、時の伊藤首相より、招待せられたるが、談話中、同首相が、余の、北京に赴きて、支那政府當局と、交渉の任に當り、平和條約の、批准に關して試みたる、余の行爲に就き、熟知する所あるを發見したり。余の、講和談判に關する、使命は、獨り、日本の高官のみに、認められたるにあらざり、余と、相識らざる一人は、書を、余に寄せ、中に其寫眞を封じて、講和談判の、満足なる結果を收めたるを感謝し、余の、安全に、歸國せん事を祈ると、申越したりき。

余は、千八百九十五年六月二十一日、横濱を出帆し、七月二日、ヴァンクーバーに着、同月七日、始めて華盛頓に入る、余の、此使命の爲に、海外に在りたる事、實に六箇月と九日なり。

歸國後、余は、李總督の秘書、ベシツク氏より、一封の書を接手す。其要に曰く、

李總督は、其談、往々、貴下の事に及ぶ。貴下は、支那の、國難に關して、大事を遂げ、極東に於ける、外人中、比例なき實歴を、有するのひとなれり。貴下は、支那の爲に、盡すに於て、思ふに、絶好の事業に従へるものなり。

篇を結びて

本篇は、芝罘談判を以て、一段落とする。

其後の事は、藩閥政府と、政黨の抗争時代に入り、議會を中心として、激しく、争つて居るので、其間には、種々の経緯もあれば、又、珍談、逸話の如きも、少なからずあつて、伊東伯の傳記としても、頗る面白い物語はあるが、今は、それらの事を、すべて割愛し、他日を期する事にした。『明治の伊藤博文』を、書いて見る計畫があるから、その際に、伊東伯が、常に帷幄の裡に在つて、世に傳ふべき、多くの事を、爲した顛末も、併せて、述べて見たい、と考へたからである。

芝罘談判までは、伊東伯の前半生、とも見るべく、それから後は、後半生として、之を區別するのが、伊東伯を語る上に於て、適當であると思ふ。

伯の歳は、八十歳に近く、大概な人ならば、現に隠居して、孫を相手に、餘生を、樂む事にもならうが、著者の視る所では、伯の氣象として、まだ、却々、退隱なぞを、爲る人ではない。

或は、世を終る迄、國政の問題から、離れ得ぬ事に、なりはしまいか。伯自身も、さう考へて居るらしく、想像し得る。

従つて、その傳記の終結は、容易に、達し得ない事になる。人に依つては、古稀以前に、早く退隠して、世塵、俗事から遠ざかり、一個の老翁として、只管、餘生を樂むやうに、なるものであるが、どうしても、さういふ風に、なり得ぬ人も、少なからずある。

現在に於ては、實業界に、澁澤榮一子があり、樞府には、石黒忠恵子が居る。また、役人生活からは、早く遠ざかつたが、今尙、蒲原の隱棲に、維新の志士を語り、その事蹟を、世に傳へる事を以て、終生の仕事、として居る、田中光顯伯も居る。

凡そ、斯ういふ人達は、隱居したのか、どうか、それにも疑はしく、年若き身を以て、世に立つて居る、者よりも却つて、多くの仕事を、爲て居るのだから、故人として、その傳記が、世に、現はれて來るのは、何時の事か、さらに判らない。

それだけに、種々の誤解も受け、惡聲を、放たれる事にもなる。伊東伯の如きは、其點に於て、王者の地位に、居る人だ、と、いつても可からう。

一一

白柳秀湖が、大阪の雑誌に——週刊朝日か、サンデー毎日か、どちらかである——伯に對する、批評の如きものを書いて居たのを、見た事がある。大體に於て、誤りの多いものではあつたが、殊に、最も甚だしい、と思つたのは、『東京市長に、奥田義人を、嵌め込んで、東京電燈會社を、有利な立場に置かう、とした』と、いふやうに、長々と、書いてあつた事で、實に、荒唐無稽の、甚だしきものである。

何の根據もなく、一時の感情や、一旦の思ひ違ひを、其儘に、事實なるが如く、傳へた上に、勝手な批評を、加へるが如き事は、紳士の態度でない。

著者は、白柳君を、よく知つて居るだけに、さうは思はぬが、結果から言へば、矢張り、それに近いものだ、とは言へる。

阪谷芳郎男が、東京市長をやめたので、其跡へ、誰を納めたらよいか、と、いふ事には、可成り、複雑な事情があつて、頗る面倒な、問題であつた。

阪谷市長は、電燈料金の問題で、職を辭したのであるが、あれは、辭職する程の事でなく、又、辭職させねばならぬ、といふ程に、差迫りし事でもなかつた。

市の爲から考へても、もう少し、留任して欲しかつたが、何分にも、東京市會と、いふものが、昨今の如く、ひどいものでないにしても、それでも、相當に、厄介なものであつた。

市會議員の中には、市長寤めを、唯一の仕事の如く、考へて居る者があり、それに引掛つたのが、正直な、阪谷市長であつた。

今迄の市長に、議場の應酬で、自ら辭職を、聲明した者は、阪谷市長の外にない。それといふのも、一部の議員が、罵詈雑笑して、嫌がらせを言ひ、辭職を、強要するが如き、言動を以て、迫つて行くから、市長を、營業と心得ぬ、正直な人は、自然、椅子を、離れる事にもならう。

その頃から、市の財政に就ては、議員の中に、深く、憂慮する者もあつて、新たに迎へる、市長としては、財政の整理に、手腕ある人を、第一條件として、詮衡する必要がある、といふ、議論が、盛んに、起つて來て、その人選には、相當に苦心した。

著者は、不圖、思ひ付いた事があり、之を豊川良平氏に、話したのである。

「財政の事が、よく解つて、現在の財政を、整理、若しくは、緊縮するとなれば、多少の動搖が、起る事を、豫期しなければならぬ。

且つ、自然の勢ひ、電車賃の、一錢値上も、或は、斷行する事に、なるかも知れぬ。依つて、此場合に、市長を選ぶには、財政に、手腕ある人は、勿論、必要であるが、同時に、人格上の非難を、受けるやうなものでは、適任とはいへぬ。

僕の考へる所では、奥田義人先生が、最も適任である、と思ふが、どうでせうか。先生は、山本内閣に在つて、あれだけに、行政改革を、斷行し得て、歴代の内閣が、何時も、持て餘して居た、財政の整理を、爲し遂げたのであるから、それに比ぶれば、東京市の財政位、何でもなからう、と思ふ。依つて、先生を第一候補として、推薦する事にしたら、よいでせう。

豊川氏は、之れは、よい思付である、といつて、ひどく喜んで、すぐに、加藤正義、中野武營の兩氏に、相談をかけた。それから、問題になつて、やうやく、具體化したのである。

そこ迄は、進んで来たが、市長となる迄には、種々の曲折もあつて、容易に、決しなかつた。第一に、本人が、どうしても、御免蒙りたい、といつて、固辭して居るのだから、幾たびか交渉しても、確答を得る事が、出来なかつた。茲に於て、詮衡委員は、協議の結果、伊東伯と、奥田先生が、親しくして居る、といふので、伯に、助言を頼まう、となつたのが、巧く成功して、問題は、解決し得た。

それであるから、伊東伯が、奥田市長を、自分のために、市へ、嵌め込んだのではなく、市の方から、懇願して、伯に、助言を請ひ、さうして、本人の承諾を、辛うじて得た、と、いふのが、事實であり、最初の推薦は、僕の意見から、始まつたのである。

尙、詳しい事は、『後藤新平』の篇に於て、言ふ事にしよう。

東京日々の社長として、又、同時に、農商務大臣として、新聞社と、役所を、掛持ちに、往復したのは、伊東伯の外に、あるまい。

段々、聞いて見る、と、實に、やかましい社長で、編輯のものが、毎日のやうに、劍突を喰はされた、と、いふ事である。

論説は、朝比奈藤堂が、多く書いて居たから、固より、申分はないが、それでも、時局の問題に就ては、伯と、意見の交換をして、然る後に、筆を執つた。

毎日、役所と、新聞社と、どちらへも、欠かさず出て、世話焼くので、可成り、忙しかつたらうが、更に、忙しさうな、顔もせず、澄まして居た、と、いふのだから、精力は、強い方であつた。

假令、一時の氣まぐれ、としても、兎に角、新聞社長に、なつたのであるから、記者生活の一端には、觸れて居るのだ。それで居ながら、新聞記者を、大嫌ひなのだから、實に、可怪なものだ。

今でも、新聞記者は、玄關拂ひと、相場が、きまつて居る。若し、一度でも、伯に會うて来た、ものがある、とすれば、二重にも、三重にも、紹介人を煩はして、而も、面會し得る迄には、相當の手續を、要した事であらう。新聞記者には、鼻つまみの横綱である。

其代り、新聞記事で、どれ程、書きなぐられても、さらに驚かず、如何に、嫌がらせを書いても、一向に、利目が無い、と、いはれて居るのが、伯の事である。

趣味の人としては、多方面に、亘つて居る。盆栽、刀劍、硯、此三つは、最も、得意であるのみならず、斯道に於ては、有名でもある。

世の富豪が、道樂の一つとして、金の力で、よい物を集め、それを誇りとする、といふやうな、上滑りのした、趣味、愛好の類ではない。

盆栽は、幾百種の多きに、及んで居るが、すべて、自ら手入れをし、一鉢毎に、手入れの年月日を、小さい木札へ、自筆で書込み、これを差込んである。

刀剣も、よく解るし、硯の鑑識も、屈指の一人に、なつて居る。従つて、愛翫癖も、ひと通りでない。先年の大震災には、丁度、土蔵の中で、刀剣を、調べて居る時、あのグラ／＼が、来たのだけれど、到頭、土蔵を、出て来なかつた。家人が、覗いて見ると、刀剣に、打粉をかけて、拭つて居た、と、いふのだから、えらいものだ。

あの庭園の隅に、大きな柿の木がある。それに就て、面白い物語がある。

やうやく、一人前の役人に、なつた頃、今の邸の前、現在、建築中の、議事堂の所に、一軒の植木屋があつた。

其頃から、植木に、趣味を有つて、役所の往復に、その植木屋へ、立寄る事が、樂みの一つに、なつて居た。

不圖、眼についたのが、一本の柿の木であつた。

『此柿の木は、幾ら位するか』

と、聞かれて、植木屋の親方は、怪訝な顔をした。

『お前さんは、よくやつて来るが、此柿の木に、眼がついたのは、偉いねえ。之は、ざつと、百年位は、經つて居るだらう。柿の木としては、珍らしい物だが、他の植木と違つて、柿の木では、仕様がな』

『ハムア、そんなに、古いものか』

『へい』

『僕が、買ふとしたら、幾らでくれるか』

『さうさねえ、只の木ではないから、斯うして置けば、安物の、柿の木でも、さア賣る、となつたら、やつぱり、二

十兩位は、貰ひてえね』

之には、伯も吃驚して、其日は、何とも極めずに、歸つて来たが、強て高値を、いはれた譯でもなからうが、それ

からは、一層、此木が、欲しくなつて、毎日、出かけて行つては、凝乎と、見詰めて居た。

月給も、大して、貰つて居たのではなく、柿の木一本に、二十兩を、出し兼ねる。けれども、何となく、欲しくて堪らぬ。

到頭、其木は、買取つてしまつたが、今の永田町の邸に、柿の木は、まだ、残つて居る。柿の實が、熟する頃にな

る、と、どこからともなく、鶯か、集まつて来て、其實を、啄つて居る。あの邊は、鶯の名所として、昔は知られ

て居たのだが、今では、伯の邸だけに、鶯は、集まつて来る。それは、柿の木のお蔭である。

其他、生きた盆栽に就ても、いろ／＼、聞き込んで居るが、これは遠慮する。

田
健
治
郎

彼 と 著 者

一

先づ、順序として、その少年時代を、簡単に、語る事にするが、其前に、著者が、彼を知った、最初の因縁を、少しく、述べて置きたい。

著者が、例の静岡事件で、獄に入つたのは、明治十九年の夏であるが、此事件には、附帯の強盗犯があつて、政府筋では、それを口實にして、國事犯としては、取扱はなかつたのである。

昔からの、叛逆事件に、強盗、脅迫、詐欺の伴はぬものは、殆んど無いであらう。極く近い、維新當時の事にして見ても、薩長の連中を初め、各藩の有志なるものが、確な財産も有たずに、あれだけの運動を、続け得た間には、どこかで、無理な事もあつたに違ひない。

昔からの諺にも、斬取強盗、武士の習ひ、と、いふ事があつて、その目的が、純な事であれば、その手段には、多少の非違が行はれても、人は、それを許してくれた。

そこで、悪い奴が、それを幸ひにして、心にもない、美しい事を、口に唱へ乍ら、實は、不義の榮華を貪らう、として、天下國家を看板に、不純な行動を、爲す者がある。さうなつて來ると、純と、不純と、その見分けが、つかなくなつて、善い人が、悪名を負ふ事もあり、又、悪い奴が、善人として、氣樂な生涯を、過す事もあつた。

謀叛のために、集まつて来る者は、どうせ、財産などの、有るべき筈がなく、ひどいになれば、日々の小遣錢にも、困るやうなのが、多く居るので、先づ、それらの人を、大切に、世話する必要があり、其上に、事件の進展を計るためには、相當の金を、要するのであるから、そこで、必要に迫られて、止む事を得ず、押借もすれば、もう一步、踏込んで、強盗も、爲るやうになる。さうした事が、あつたから、といふて、其事件を、國事犯と見ず、常事犯として、取扱つて了ふのは、少し、酷ではあるまいか。

尤も、加波山事件の如き、大掛りの國事犯でも、強盗罪で、處分されてしまつたのだから、あの程度に迄、及ばぬ中に、捕へられた人達が、悪名を付けられて、處分された事を、無理である、とのみは、いへないかも知れぬ。

十七人の壯士が、加波山上に集まり、政府顛覆の檄を飛ばして、警察署を襲ひ、巡査と戦つて、血を流した事件が、強盗罪である、と、いふのだから、考へて見れば、莫迦らしくもある。

例令、事件は、國事に、絡んで居ても、強盗罪があるから、それを、本件の附帯犯として、之を取扱ふ、と、いふのなら、理窟は判つて居るが、事件の全體を、普通の強盗罪として、取扱つたのは、どうしても、正しい審判とは思へない。

静岡事件は、すべてが、計畫中に、發覺したので、現實に、謀叛の證據は、殘されて居なかつた。けれども、或は、箱根の行在所に、大臣參議の伺候する、その途を擁して、暗殺を敢行しやう、としたり、或は、鹿鳴館の夜會を冒して、大殺戮を行ふべく、それ／＼の準備は、されて居たのだが、その前は、事は發覺して、獄へ繋がれたのであるから、國事犯たる事に於て、萬々、相異はなかつた。

然るに、政府筋では、之を、純な強盗罪として、取扱ふ事になり、著者が、捕へられた時も、その令狀には、強盗殺人犯とある。尤も、令狀には、何と書いてあつても、強盗だけは、やつて居なかつたのだから、著者の心は、まことに平靜であつたが、それを聞いた、親や、友人は、相當に驚いたらう、と思ふ。

全集中の、他の冊子にも、此事は、詳述してあるから、茲には、詳しい事をいはぬが、兎に角、被告人の連名を見ても、大概は、推察し得やう。

鈴木音高、山田八十太郎、湊省太郎、宮本鏡太郎、小池勇、鈴木辰三、中野次郎三郎。

其他、二十幾人の、多數に上つて居たが、その蔭には、猶、澤山の人が、關係して居たのだ。

未決監拘留は、約一年、豫審の決定は、事件が露れてから、約半年であつた。公判は、明治二十年の夏、東京重罪裁判所で、取扱はれたが、當時では、評判の事件であつた。

一一

著者は、鍛冶橋の獄に繋がれて、約半年は、獨房生活であつた。其頃の監獄は、まだ舊幕時代の慣習が、多く残つて居て、その取扱ひも、今に比べて、宵壤の差がある。

昨今は、すべての事が、文明かぶれて、監獄の中までが、それに引ずられて、ハイカラに、なつて居る、と、いふのだから、著者のやうな、舊式な者から考へれば、恐しい世の中だ、と、いふ感じも起る。

悪い事をして、引掛つた者が、優待されるやうになり、少しでも、取扱ひが悪ければ、すぐに、苦情を持出す。役所の方でも、その苦情を容れて、言ひなり放題になる、と、いふのだから、今に、監獄行の志願者が、續出するやうに、なるだらう。

四疊半の一室に、便器を抱へて、糞汁の匂ひを、嗅ぎながら、四分六の盛双飯を食ふ、と、いふ所に、監獄の苦痛があり、娯樂の樂みが、思出されるのだ。

『もう、こんな所へは、二度と、来るものではない』

と、いふ氣も、起つて来るが、昨今のやうに、大切に取扱はれては、こんな氣分は、起つて來ないに、きまつて居る。

共産黨の人達が、公判廷で、南京蟲の苦情を、いつて居るが、あの人達は、存外に、ブルの生活を、やつて居たに、違ひない。南京蟲を、氣にするやうな者は、貧乏人の資格がない、といへやう。

昔のやうに、極端な暴壓は、甚だ宜しくない、と思ふが、板敷に、薄縁一枚、といふ位の事は、監獄生活としては、丁度、適當では、あるまいか。

著者の入つて居た頃は、それであつた。毎朝、顔を洗ふには、小柄杓に、水が三杯、それ以上には、使へなかつたものだ。入浴は、一六の日に限られて、三十一日と、一日がつゞけば、どちらかど、止められる譯で、入浴時間は、僅に、十二分であつた。監房から、浴場迄の、往復時間は、其中にあるのだから、正味の入浴は、七分位であつた。一週間に、一度の運動も、僅に十五分間で、それ以上は、絶対に、させられなかつた。それでも、此運動と、入浴が、唯一の樂みであつた。

何よりも、一番に困るのは、獨房生活であつた。而し、三ヶ月位経つと、却て、その方が、氣樂でもあり、うるさくもないが、而し、今のやうに、書物の選擇が、自由でなかつたから、雨でも降つて、陰鬱な日には、可成り、苦惱する事もあつた。

雜房になると、泥棒や、詐欺師も居る代りに、馬鹿話で、時間を消す事が、出来る。幾分か、憂さはらしにもなるから、獨房よりも、ずつと樂だ。

著者は、豫審決定の少し前に、雜房へ移されて、ホツとしたが、それ迄は、随分、苦しい思ひをした。

拘留の月日は、割合に長かつたが、豫審判事の訊問は、僅に、二回であつた。常事犯の方に、關係のなかつた、著者は、事件が、純な強盗犯となれば、取調べられる事は、あまり多くないのだから、豫審廷へ、出る數が多くないのは、當然の事であつた。

結局は、豫審免訴に、なつたのだが、愈々、残つた人達の、公判が開ける前、その一件書類を見たら、著者の身分

に就て、神奈川県警察本部から、裁判所へ提出した、上申書が、續込んであつた。

『右、井上仁太郎は、性質、粗暴過激、素行、放蕩無頼、之に依つて、父兄には義絶せられ、云々』

斯う書いてあつた。

▲著者は、まだ、井上姓の時、實は、此事件から、父が、著者の入獄中に、廢嫡して、伊藤姓に、されてしまつた。

著者は、此上申書を見て、ひどく、疝癢に障つた。

やうやく二十一歳で、元氣旺んな、小僧時代であるから、警部長の官舎へ、乗込んで行つた。

取次に出て來たのは、書生であつたが、著者の名刺を見ると、代つて出て來たのは、松本剛吉であつた。

『ヤア、井上さん。何か、御用ですか』

『君は、警部長かね』

『イヤ、僕は、警部長では、ありません』

『それでは、どういふ人間かね』

『警部、松本剛吉で、あります』

『そんな者に、用はない。僕は、田警部長に、面會を求めるのだ』

『それは、よく判つて居ますが、その用件を、伺つてからでない、と、取次が、出來ないのです』

『警部長が取扱つた、公務上の件に就て、大に質問したい事があつて、來たのだ』

『ハ、ア、公務上……』

と、いつて、松本は、ちよつと、考へて居た。

『お待ち下さい』

松本は、奥へ入つた。間もなく、出て來ると、

『サア、こちらへ、お通り下さい』

いはれて、著者は、松本に案内される。それが、洋間の應接所であつた。しばらくして、田は、出て來た。

田の顔を見る、と、著者は、身體が固くなつた。

『君が、井上と、いふのかね』

『さうです』

『どういふ用事か、一應、聞いて見やう』

『静岡事件の、一件書類に、警察本部からの上申書なるものがあつて、それには、田健治郎と、署名してあるが、あ

れは、君が出したものに、相異なるか、どうか、先づ、それから、聞いて置きたい』

『少し、待つて下さい』

田は、その傍に、控へて居る、松本に、何か、さゝやいて居たが、

『今、聞いて見たら、それに違ひないさうだ』

『君は、自分の署名した、書類に對して、部下の役人から、聞いて見なければ、よく判らないのか』

『あアいふ書面は、部下の者が調整して、我輩は、一と通り、讀んで見るだけぢやから、月日が経つ、と、忘れる事

が多い。それで、君の質問に對しても、松本警部に、聞いて見て、初めて、思ひ出した譯だ』

著者は、此答へを聞いて、少し、張合が抜けた。役人の仕事は、こんなものか、と、いふ事が、やうやく判つた。

『人の名譽に關する事を、そんな風に、軽く取扱つても、よいと思つて居るのか。あの書類に對する、責任は、全體

誰が負ふ事になるのか』

『我輩が、職務上、署名してある、書類に對しては、すべて、我輩に、責任がある。その調査が、部下の手に、依つ

て、爲されたものでも、我輩が、署名した以上、我輩は、その責任を、辭するものではない』

『然らば、尋ねるが、僕の行動が、粗暴であるとか、或は、過激であるとか、それは、見やうに依つて、判断も、違

ふであらうが、放蕩無賴で、父兄には、義絶されて居る、と、いふ事は、どういふ、調査に依つて、さういふ事を

書いて出したか。それを聞きたいのだ』

此時、松本が、すつと立つて、

『そりやア、井上君、警部長に質問するのは、無理だよ』

『何が無理か』

『何がツて、我々が調べたのに、警部長は、署名したのであるから、警部長に聞いても、その説明は、警部長が、直

接には、爲さるものではない』

『それでは、誰が、説明するのか』

『僕が、主任として、取扱つた事件だから、僕が、説明の任に當らう』

『よし、然らば、君に尋ねる。答へてくれ』

『警察本部としては、さういふ風に見たから、さう書いたのであつて、そんなに、やかましく、いふ程の事ではなか

らう』

『何だ、その通り、もう一度、いつて見ろ。僕は、現に、父の家に居るのだ。只、それだけを、いふた丈けても、あ

の書類と、事實が違ふ、と、いふ事は、明白だ。何であアいふ、虚偽の、上申をしたのか。その理由を、聞かせて

くれ』

『まア、そんなに怒らず、と、靜かに、話したら、いゝだらう』

『貴様は、僕の名譽を、傷つけた方だから、そんなに、澄まして居られるが、傷つけられた僕としては、憤慨に堪へ

だいのな

「而し、君は、無罪になつて、出て来たのだから、それで、潔白は、證明された譯で、別に、怒る所はなからう」
「僕が、無罪になつたのは、静岡事件に就て、さうなつたのであるが、あの上申書へ書かれた、不名譽に就ては、まだ、何とも、解決されて居ない」

「君のやうに、さう理窟ばかり、いつても、物事は、わかるものではない」

それ迄、談判が、迫つて来る、と、もう忍耐が、出来なくなつて、先づ、松本の頭を、ポカリとやつた。田は、立上つて、松本を庇ひながら、著者の手を、しつかり掴んだ。

「そんな、亂暴を働いては、いけない」

「何を、吐かすか、貴様も、一つ穴の貉で、僕のやうな良民を、徒らに傷つけるとは、實に、怪しからん事だ」

「マア、さう興奮せずに……」

今度は、田に向つて、飛付いたが、背後から、松本が、抱付いて、引止めにかゝる。それを、振放さう、として、争ふ途端に、懷裡へ、納めて居た、短刀が、帯の緩みで、バタリと、音をさせ乍ら、床の上へ落ちた。

田は、眼を光らして、それを、拾ひ取つた。

「君は、實に、えらい事をする男だね、こりやア、何の爲の兇器か」

「貴様等の答へが、要領を得なかつたら、突刺すつもりで、來たのだ」

「これは、驚いた。君、その態度が、あの上申書にある、粗暴過激と、いふ事に、當る譯だ。マア、兎に角、落つて、懇談して見やうぢやないか。その上で、突くとも、刺すとも、君の自由に、やつて見たら、よからう」
背後から、抱付いて居る、松本も、同じやうな事をいつて、なだめる。

それから、日本間の坊へ、廊を移して、三人が、膝を交へて、話込んだ。まさか、謝罪するやうな事は、島なか

つたが、田は、頻に、著者を、なだめて、うまい事をいふ。こちらは、歳も若し、一旦の腹立ちで、乗込んで来たが、斯うして、話込んで見れば、意外に、人間味のある、面白さうな、人でもあるし、旁々、氣分を直して、穩かに、引取つて來た。

三

著者と、田との、關係は、それからであつて、松本が、其翌日に、著者の父に會つて、此事を語り、父の前で、頻に自分の調査が、粗漏であつた事を、謝して居た。

その事があつてから、著者の心持は、すつかり釋けて、今迄とは反對に、田に對して、多少の好感を、もつやうになつた。

住吉町一丁目に、黒市といふ、理髪店があつた。これは、理髪店として、可成り有名なもので、その後、東京へ、出て來て、明治座の附近に、店を出して居たが、黒市は死んで、その伴が、やはり、同じ業を、繼いで居る、といふ事を、近頃聞いたが、まだ伴には、會つて居ない。

普通の理髪師と違つて、その調子に、變つた所があり、仕事は、手際よく、優れた技術を、有つて居た。その妻が非常に世辭者で、人の世話をよくした。

黒市の二階が、倶楽部のやうに、なつて居て、いろ／＼の人間が、集まつて來る。松本も、何時か、その仲間になつて、足繁く、やつて來た。

著者は、幼い時から、黒市を、よく知つて居たので、早くから、二階の仲間になつて居たのだ。そこで、松本とも、自然、落合ふやうになり、一入、懇意は深くなつた。

それから後、立場がちがふから、あまり親しく、往來もせず、殊に、田とは、疎遠に過ぎて居たが、何かの會で、

出會ふ事があれば、親しく、口も利いて居た。
寺内内閣の時、田は、逓信大臣であつた。議會が解散されて、總選舉になり、著者は、國民黨の候補者として、淺草區から、打つて出た。

然るに、だんく、投票日が、近づくにつれて、いろくの事が、判つて来る。三等の郵便局長に對して、頻に著者に投票すべく、勧誘する者があつて、それが、誰であるか、少しも、判らなかつた。

局長のうち、さうした關係でなく、豫て、著者に、共鳴して居た者があるので、其人の話から、判つて來たのだが、意外にも、著者の爲に、勧誘して居るのは、田の手筋からである、と、いふ事が、判つて來た。

そこで、著者は、頗る迷惑を感じた。どういふ譯で、著者の爲に、骨を折つてくれるのを、迷惑である、と、いふのか。それには、譯がある。

此時の議會解散は、犬養木堂の、内閣不信任の演説が、その原因を爲したのであつて、著者は犬養の統率して居る國民黨の候補者であるから、それで、迷惑したのである。そこで、著者は、逓信大臣の官邸へ、出掛けて行つた。

「やア、伊藤君、戦況はどうだね」
田は、何時もの調子で、そんな事をいふのであつた。

「田さん、御好意は有難いが、實に、困つて居るのです」
「何を……」

「何を、といふて、あなたの援助して居る事が、若し、判然、判つて來ると、問題になりますよ」
「どういふ譯かね」

「僕は、犬養の配下で、國民黨の候補者なのだから、寺内内閣の大臣に、援助された、と、あつては、問題が起るの、は、當然でせう」

「ハツハ、、、、、、。それは、可怪な事だ、大臣はして居ても、君との交際は、人間としての交際だから、人間の我輩が、人間の君を、援けた所て、敢て不思議は、あるまい」

「而し、世間の人は、存外に、了見の狭いもので、萬一にも、邪推が加はつて來ると、相當に、面倒を、引起すだらう、と思ふから、御好意は有難いが、手を引いて、貰ひたいのです」

「それ程に、いふものを、無理に、應援するとはいぬが、然らば、君に尋ねる。古島一雄を、樞密顧問官の三浦將軍が、援けて居るのは、あれは、どういふ譯かね」

これには、著者も、ちよつと、答へに行詰つた。
「それ見給へ、世間には、幾らも、例のある事だ。そんなに、ビク／＼して、よく選挙競争などが、出来るものだ、ハツハ、、、」

「それでは、田さん、斯ういふ事を、約束して置きたい」
「どんな事かね」

「假に、當選しても、現内閣に、好意は有たぬかも知れぬから、それだけは、豫め、含んで置いて貰ひたい」
「勿論の事だ。我輩の方に、そんな考へが、あるのなら、初めから、君に相談して、手を附けるのであるが、我輩は只、君に對して、屢々の落選であるから、一片の友情を以て、遙かに應援するだけの事で、當選後の條件などを、考へては居ない。其點は、安心してくれ給へ」

それで、話は済んだ。當時、田は、内閣側の選挙係で、可成り、忙しかつたらしいが、食事を共にして、悠々閑々と、雑談に耽つて居た。

果然、此事が、或新聞記者から、國民黨本部へ傳へられ、犬養の耳へも、移されて來た。けれども、犬養と、いふ人は、斯うした場合に、存外、廣い胸を、有つて居る人だから、只一言、著者に向つて、

「田が、手傳つて居るさうだが、別に、心配する事はない。思ひ切り、手傳はせるがいゝ。それから先は、君の心次第だ」
 之を聞いて、著者は、涙の出る程、嬉しかつた。人間も、こゝ迄、信用されれば、其人のために、死ぬ事が出来る。
 此選挙は、不幸にして、著者の敗北となつた。其事情は、別冊の『政界回顧録』に述べてあるが、政府筋の干渉から、著者に味方して居る、有志者が、警察へ引かれたり、事務員の全部が、裁判所へ送られたりして、その記事が、新聞へ出た。それが、少なからぬ影響を及ぼして、僅少の差で、落選の憂目を見たのだ。
 世間には、斯うした、面白い事もある。内閣の大臣は、假令、個人的にもせよ、著者のために、應援して居るのに、却て、政府の干渉を受けて、それが爲に、落選するなどは、實に、不思議千萬といふべきだ。
 ▲話が、少し延び過ぎたけれど、田との關係を、いふには、これ迄の事を、述べて置く必要があるから、少し、長いとは思つたが、之を付け加へる事にした。

少年時代

一
 梅檀は、双葉より香し、といふ諺がある。昔から、萬人に優れて、出世する人には、その少年時代に於て、どこか、常人と、異なる處があつて、郷黨の間に、評判されるものである。
 著者は、田を以て、所謂、偉人であるとか、大人物であるとかいつて、無性に、褒め立てる事は、成るべく、避けたい、と思ふ。けれども、如何に安く見ても、世間並の人とは、思へない。假しその生涯は、多く役人で終つたにもせよ、循吏とか能吏とか、いふだけの、簡単な取扱ひは、出来ないものである。
 官僚畑の人ではあつたが、常識にも富んで、餘り、桁外れの事はせず、存外に、強情な所はあつたが、所謂、頑冥といふ質ではなかつた。
 理窟押の、力が強く、役人の下積としては、頗る、不向であつたが、それで、押切つてしまつたのは、何れにしても、偉いものであつた。
 役人で、評判のよい人は、野に下ると、その割合に、評判は、良くないのは、通例である。けれども、田は、それと異り、營利會社の重役に、なつても、一廉の實業家と、肩を並べて、恥かしくなかつた。
 大臣に迄なれば、役人としては、出世の行止りであるから、人間の出世としては、大したものであるが、若し、初

めから、實業界に乗り出して居ても、一方の旗頭には、なつて居たらう、と思ふ。

丹波の篠山から、四里餘り、昔は、織田出雲守の城下で、柏原といふ、小さい町があつた。織田は、僅かに、二萬石であつたから、城下といつても、大したものではなく、戸數は、七八百に、過ぎなかつたらう。

従つて、淋しい田舎町ではあるが、織田家は、信長の正統である、といふ事が、一つの誇りて、徳川からも、多少の敬意は、拂はれて居たから、領内の町人や、百姓も、小藩である、と、いふ爲に、餘り、いぢけて居なかつた。

代々の大庄屋で、相當に、資産もあり、時に、織田家の臺所を、賄つた事もある、田文平の伴が、二人あつて、その長子を、艇吉といひ、次子が、健治郎であつた。

健治郎は、早く、和田山の豪家、太田太右衛門に、養子として、約束が、出来て居た。兄の艇吉は、今でも、大阪の東區に、生き永らへて居るが、嘗ては、代議士にも選ばれて、自由黨に屬し、大阪の市會議長も、やつたやうに記憶して居る。

郷里の人は、賢弟愚兄と、いつて居るが、健治郎ほどに、牙えた腕はなく、社會的に、その地位が、低かつたとしても、愚兄といふには、餘りに賢明すぎた。

母の長喜は、繪を學んで、相當の腕があり、傍ら、詩書も學んで、一通りの力を、有つて居た。笠置の酒造家で、畫を好くして、世に知られた、大倉笠山の妻、袖蘭の門に入り、袖琴と稱し、一個の女丈夫であつた。

斯ういふ母をもつた、健治郎は、幸福な子供で、早くから、小島省齋の弟子となり、母の鞭撻と、師の訓育を受け同じ年頃の子供に、健治郎を、凌ぎ得る者はなかつた。

殊に、省齋は、佐藤一齋の門に學び、朱子學では、藩中、第一の人であり、幕末に起つた、勤王佐幕の争ひには、勤王派に、屬して居た。

健治郎は、さらに篠山へ出て、渡邊正順に、教へを受けた。正順は、別に、佛指と稱し、猪飼敬所の門人で、篠山に於ては、第一の學者であつた。

佛指塾の名は、遠近に響いて、其門人も、少なからず居た。省齋は、健治郎を、愛して居たが、自分は、江戸の藩邸へ、出る事になつたので、佛指塾へ行くべく、頻に勧めたので、健治郎は、父母の、許しを得て、篠山へ、出るやうになつた。

其時、健治郎の年は、僅かに十一歳で、門人の中では、一番に、年少であつたが、輪講の時は、何時も、先輩や、年長者を凌いで、正順を、驚ろかすが、常であつた。

正順は、門人に對して、單に、章句のみを、教へるのではなく、魂の鍛錬に、深く、注意を拂つた。

夜、遅くなつて、淋しい所へ、わざと使ひに出したり、其他、様々の方法を以て、少年の膽を鍊らせる。之を、膽試しと稱して、大概な少年は、一度で、及第した者はなく、中年の壯者でも、多くは、失敗するのであるが、健治郎は、一度で、それに及第し、正順の愛は、一入深くなつた。

一一

慶應二年、健治郎は、十二歳であつた。正順は、藩侯に附いて、江戸へ、出る事になつた。

『健治郎』

『ハッ』

『俺は、江戸へ、出るのぢやが、お前も、一緒に行かぬか』

『エツ、先生は、江戸へ、おいてになるのですか』

『ウム、さうぢやよ』

『行きたいなア』

『父母が、お許し下さなければ、伴れて行く事は出来ぬ。併し、俺は、お前に、江戸を、見せてやりたいのぢや。學問も、もう一息、俺の膝元で、教へてやりたい』

『どうぞ、お願ひ申します』

『お前が、お願ひ申す、と、いふても、父母が、許して下さねば、伴れて行く事は、出来ぬのぢやが、お前は、それを父母に、願つて見るか、どうぢや』

『ハイ、先生が、伴れて行つて下されば、母様は、きつと承知を、爲て下さいます』

『ウム、お前の母様は、女丈夫ぢやからのう』

『それでは、家へ行つて、聞いて参りませうか』

『さうぢや、それが、第一ぢや』

『先生、行つて参ります』

と、いひ乍ら、もう立上つて居る。正順も、之には驚いた。

『マア、待ちなさい。お前は、すぐに行くか』

『ハイ』

『此所からは、四里ほどはある。もう、夜に入つて、道は、淋しからうから、明日の事に致せ』

『イエ、構ひません。行つて参ります』

『恐くは、ないか』

『恐い事は、ありません』

『一人で行けるか』

『ハイ、行つて参ります』

正順は、暫く、健治郎を、見詰めて居たが、やがて、筆を執つて、書面を認めた。

『手紙を書いたから、之を持つて行きなさい』

『有難う存じます』

『途中は、よく氣をつけて、行くのぢやぞ』

『ハイ』

健治郎は、夜道の淋しさも、さらに厭はず、草鞋を穿いて、袴の股立を取上げ、甲斐々々しい仕度で、佛指藝を出

かけた。正順は、召使の者を、それと知らせず、こつそり、健治郎の跡から、附けてやつた。

父の文平は、餘り、學問に凝つて、慢心が強く、藩政に就て、織田侯へ、意見書を奉り、それが爲に、一と騒ぎ持上げた事もあり、其後は、謹慎して、讀書にばかり、耽つた居た。

斯ういふ譯で、一家の事は、すべて、長喜が、切廻して居た。従つて、子供の教育も、文平は、妻に任せて、すべて、口出しは、爲なかつた。

健治郎は、夜明前に、拍原へ着いた。男勝りの母は、健治郎から、一と通りの事情を聞き、又、正順の手紙を見て、

『わたしは、良いと思ふけれど、お父様が、何と仰言るか』

『お母様が、宜しいと仰言れば、お父様は、きつと、承知して下さいます』

『さうばかりは、言へません。それに、一應は、皆さんにも、相談して見なければ、何に致せ、遠い所へ、行くのですからね』

『どうぞ、江戸へ行けますやう、お母様の、お骨折を願ひます』
『どういふ風に、なりますか、静かに待つて、おいでなさい』
『ハイ』

さぞ、疲れたらうから、一と寝入しろ、といつても、健治郎は、寢床へ入らう、としなかつた。そのうちに、文平も、起きて来て、此事を聞くと、喜んで承知した。

何もかも、自分の心一つで、やつて退けるのが、常の事ではあつたが、其頃は、江戸へ出る、と、いふ事が、却々の問題であつた。殊に、家柄が良く、親類に、然るべき者が、多く居る程、斯ういふ事は、面倒に、取扱はれる時代で、あつたから、長喜は、却々に、大事を、取つて居る。

『あなたが、宜しいと、仰言れば、それで良いやうなもの、近い親類には、一應、相談をかけるのが、順當でありませうから、その手續を、執る事に致します』

『お前が、さういふのに、強ひて、悪いとは言はぬが、それ程に、手数を、かける迄の事は、あるまい。假令、親類を、集めた所で、彼等に、判る筈はないから、お前が取計らつて、俺から、後日に、いふて置けば、それで好からう』

『しかし、あの子は、和田山へ、遣る事にしてあるのですから、親類だけには、話して置かないと、跡が面倒でせう』
『和田山の方で、グヅ／＼いつたら、取戻す迄の事だ』

『あなたが、仰言るやうに、人間の事は、手輕にも、なりますまいから、マア、わたくしの爲るやうに、して置いて下さい』

『それだから、俺は、初めから、斷つてある。強て故障を、いふのではないが、相談されれば、自分の意見も、いふ事に、なるのだ』

『御尤もです。それでは、わたくしから、その手續を執ります』
文平は、不承々に背いた。此押問答を聞いて居る、健治郎は、限りなく喜んだ。
それから、親類が集まつて、いろ／＼の説も出たが、多くは、不承知を唱へ、あまりの冒険だ、といつて、老人からは、反對されたが、長喜は、それを、巧く説付けて、遂に、健治郎の江戸行は、親類も、認める事になつた。

三二

慶應二年の夏は、將軍の家茂が、世を去つて、十五代の慶喜が、その跡へ直つた。征長軍の失敗から、幕府の權威は、全く地に墮ちて、その前途には、暗い影が、映して居た。

丹波の篠山といへば、江戸ツ子は、熊の出る所として、ひどい山の中で、逆も、人間なその、居る所でない。と、思つて居た。そんな所から、江戸へ、出て来る者は、どんな人間か、一度は、見て置いて、眼の薬に、しやう位に、考へて居る者が、多かつた。

篠山でなくとも、中國あたりの、明い都會から、出て来た者でも、八百八町の賑ひには、誰にしても、眩暈がする程に、驚いたものである。殊に、丹波の山奥から、出て来たものとしては、見る物、聞く物、一つとして、驚異の感に、打たれぬものは、なかつた。

公務の餘暇には、正順が、自ら案内者となり、江戸見物を、させてくれる。百聞は、一見に如かずで、幼い健治郎の頭にも、此時に興へられた、印象は、可成りに深く、得る所は、頗る多かつた。

夜は、先生の膝元で、親しく、教へを受けるから、學業の進歩は、著しかつた。身體は、幸ひにして、壯健であつたから、下男の手傳までして、人の氣受は、存外によく、年老つた者にも、頗る可愛がられた。

柏原を、出る時、母が、一年分の黠灸を、一度に、濟ませてくれた。それが爲か、江戸へ出てからは、一層に達者

て、風邪一つ、ひかなかつた。

毎日、二つ宛、灸をすえて、それを、唯一の健康法として居たのだが、愈々、出發といふ時に、母は、一年分を、一度に、すえてくれたので、其時の熱さは、別であつたが、気分は、一段と、はつきりして、病ひを知らず、一年の月日は、知らず識らずに、過ぎてしまつた。

既に、慶應三年の春を迎へたが、それも、瞬間に送つて、秋の半ばになつた。時世の變轉は、實に恐ろしいもので、其頃から、京阪の方面には、險惡な空氣が、日を追うて濃くなり、倒幕の氣運は、芽ぐんで來た。

各藩の間にも、勤王佐幕の兩派が、今迄は、何となく、争つて居たのが、漸く其態度を、鮮明にして來た。天下の事に、志を抱く者は、京都へ出て、盛んに、飛躍を始めた。萬事が、その調子で、時局の進展は激しく、幕府の押手は、全く利かなかつた。

島津と、山内から、同時に出した、將軍辭職の勸告書が、慶喜の、容るゝ所となり、局面は、俄かに展開した。

一年の諒闇が明けて、新帝の即位が行はれ、幕府の、弱味につけ込んで、無理押付けに、領地の返納を、迫つた事から、伏見鳥羽の戦ひとなつたが、幕軍は、無慘の敗北を遂げて、天下の大勢は、それで決つた。

健治郎は、如何に賢いとしても、まだ十三の少年で、是等の事情には、全く關係がなく、先生の教へを受ける外、何の餘念も、なかつたが、何となく、藩士が立騒いで、邸内に、動搖が起つたので、子供心にも、多少の疑ひは、有つて居た。

先生の教へも、昨今では、暫く絶えて、何となく、忙しさうに、爲て居られる。出入する人も、やうやく、繁くなつて、どうかすると、夜を徹して、議論を、戦はず事もあり、幾らか、不安を、感じて來た。

『ハイ』

『サア、旅の仕度ぢや。丁度、國へ歸る人があるから、一緒に、伴れて行つて、貰へ』

先生の態度には、多少の狼狽も見えた。健治郎は、眼を丸くして、

『先生、何事か、起つたのですか』

『そんな事は、どうでもよい。俺は、まだ藩用があつて、立てぬから、跡に残る。お前は、一足先に、歸るのぢや』

『私は、先生と、一緒に参りましたから、歸りますにも、先生と、一緒になければ、嫌です』

『さういふ、我儘をいふては、いかんよ。お前は、先に歸るのぢや』

『私は、歸りません』

『何故、歸らぬか』

『先生の、お側を離れるのは、嫌でございます』

『馬鹿なツ、何を申すか』

『家に在りましては、親に従ひ、主を持ちましては、主に従ひ、師と共に、國を離れましては、師の側を去らずと、先生から、教へられて居ります。私は、先生の教へを、守りたいのであります』

之には、正順も困つた。

『さう、理窟を、いふては、俺が困る。それでは、本當の事を聞かしてやるが、實は、國許に、面倒な事が起り、此藩邸には、他藩の者を、置く事はならぬ、といふので、他から、來て居る者は、皆、斷つてしまつたのぢや。従つて、お前だけを、残す譯にはならぬ』

『私は、柏原の者で、ありますが、織田様の家來では、ありません。百姓の子で、ございます。どういふ事か、存じませぬが、百姓の子が、一人位は、御當家に居りまして、別に、お邪魔にも、なりません、と思ひますが、

百姓の子でも、いけないので、御座いますか』
 『假令、百姓の子でも、他領内の者は、いけないのぢや』
 『お武家でない者迄が、いけない、と、いふのは、どういふ譯で、御座います』
 小供とは、思つて居るが、斯う理詰になると、正順も、少し困つた。
 『よろしい。何といはれるか、判らぬが、一應は、重役方へ、願つて見やう』
 『どうぞ、お願ひ申します』
 其日の事は、それで済んだが、正順は、健治郎が、小供らしくない、理詰の懸合に、ひどく感心して、離して歸すのが、嫌になつた。
 そこで、いろ／＼の口實を設け、重役へ、願つて出たから、その裁量は、正順に任せて、重役は、知らぬ顔を、爲て居る事になつた。

四

慶喜が、大政を返上してから、各藩の中に、潜在して居た、各種の議論が、一時に起つて來た。それを、重役が、取鎮めやう、とすれば、却つて、反撥するから、重役も、うっかり、手が出せず、之には、各藩を通じて、皆、弱つたらしい。
 各種の議論、と、いつた所で、要するに、勤王か、佐幕か、どちらかに、落付く外はなく、先づ差當つては、薩長二藩に對する、反感が、相當に、強かつたけれど、伏見鳥羽の戦ひが濟むと、その反感も、段々、薄らいて行くばかりでなく、氣の早い奴は、薩長の袖の下に、潜り込む、算段を始めた。
 京都に遠く、江戸に近かつた、關係もあらうか、比較的、東北の諸藩は、頑張りが強かつた。それにしても、日を

経るうちには、内部から、癩病の肉のやうに、壞れかゝつて行くのが、醜い程であつた。
 大藩は、附纏ふ人数も、多いだけに、そのまとまりは、どちらへ向く、としても、却々に、むづかしかつたが、小藩になると、人間が少いだけ、其點に於ては、樂な所があり、轉身するにしても、存外、早く片づいて行く。殊に京都へ近い小藩は、ペシヤンコに、なるのも早く、藩の態度は、何の造作なく、決つて行くのであつた。
 篠山藩は、今、非常な苦境に、陥つて居る。藩としては、徳川家に、縁故が、ある爲め、容易に、轉身も出來ず、その態度を、判然させる事がむづかしかつた。
 そのうちに、國許の方では、朝廷へ歸順する、といふ説が強く、折柄、西園寺公望が、鎮撫總督として、乘込んで來る。否も應もなく、歸順と、決してしまつた。
 當時、藩主の青山氏は、江戸詰であつた。他家から、養子に來た人で、歳はやうやく、十五六であつた。従つて、大切な事は、左右の侍臣が、萬事を、決濟して居たのだ。
 家老の津田要は、頗る傑物であつた。用人の田邊輝實も、優れた人物として、藩中では、重く視られて居た。
 津田は、篠山に、留守居をして残り、田邊は、江戸詰であつたから、田邊の苦心は、津田に比べて、一段と、深いものがあつた。けれども、田邊は、伏見鳥羽の、敗報を聞いて、天下の大勢も、大抵は、見越しがついたので、早く、藩の態度を決めやう、として、頻に、苦心して居た。
 所へ、國許から、早打が、乗込んで來た。その使者は、津田の密書を、携へて來たのだ。それには、
 『藩主の青山侯が、禁裡守護職を、命じられた』
 とある。
 茲に於て、田邊は、正順を、すぐに迎へて、之に對する、態度を、如何にすべきか、といふ、相談を始めた。

「御用人の、お尋ね迄もなく、此位の好機會は、再び参るまい、と思ふ。只、此大役を、お引受けして、それが、果し了せるか、どうか。之は、むづかしい、事情もある、と、考へるが、三日勤めて、辭退する迄も、一應は、お受をするに限りませう」

正順は、儒者であつたが、藩の財政が、存外に、逼迫して居る事も、知つて居た。併し、朝廷の御沙汰を受けて、此大役のお受をすれば、それで、藩の態度は、決る譯でもあり、幕府の方から、いろ／＼に言うて、迫つて来るのを、断るのにも、都合がよい、と考へて、斯う答へたのだ。

そこで、田邊も、覺悟の臍を固めた。津田へ、返辭を認めて、早打を、出す事にした。此使者は、柘植周八と、いふ者が、いひ付けられた。

今とちがつて、昔は、一人の使者を送るのに、十人以上の人足が、禪一つの赤裸で、ワツシヨイ／＼、駈けて行く。見て居る状態は、頗る景氣はよいが、自動車は、遠州濱松の、驛傳へ着いた。一と休みて居る、と、西の方からも、早駕が一挺、空を飛ばやうにして、やつて来た。その早駕も、同じやうに、此驛傳へ着いて、一と休みした。

柘植が、ふと、その駕を、見た時、乗つて居る人も、駕から出乍ら、柘植を見た。「ヤツ、お手前は……」

と、調子外れの、聲を出した。其人は、同藩の瀧又右衛門であつた。

「オウ、瀧氏」
「柘植殿で、あつたか」
「マア、此方へ」

二人は、つれ立つて、奥へ入つた。段々、話合つて見る、と、津田要に、言付けられて、田邊へ、密書を届けるの

だ、といふ。爲るに、柘植の用事は、その津田へ、書状を持つて行くのであつた。使者の要件は、同じ事、而も、その要旨も、双方、同じ事であるから、二人も、ひどく喜んで、東西に立別れ、ワツシヨイ／＼、早打は、宙を飛ばす。

津田には、小島省齋が、附いて居て頻に勤王論を、吹込んで居たから、津田の立廻りが目覺ましく、見る影もなき、小藩であり乍ら、禁裡の守護を、命ぜられたのは、千載の一遇であるから、早く、藩主を、上洛させる爲めに、津田は、田邊へ、二度の使者を、發したのである。

茲に於て、田邊は、津田の請求に應じ、藩主を説付けた。萬事の責任は、田邊が、負ふ事にして、藩主は、微服潜行で、京都へ上る事になり、麻布一橋の藩邸を、ひそかに脱け出した。

其後、幕府へ、此事が、知れたから、嚴重な、談判を受けたが、田邊の答へは、
「君召せば、駕を待たず。殊に、朝廷の御沙汰では、致し方が御座らぬ」

といふのであつた。

幕府が、盛んな時に、こんな事を言へば、すぐに、切腹を、命ぜられたのだらうが、其時には、幕府の權威など、さらに無かつたから、お構なし、とあつて、田邊は、生命拾ひをした。

正順は、それから間もなく、江戸を立つて、京都へ、行く事になつた。健治郎は、お供を言付けられたので、大喜びであつた。

江戸を發つて、小田原へ着くと、少し、時刻は早かつたが、明日は、箱根を越えるので、小伊勢屋へ泊つた。丁度、此時に、國許の藩士も、江戸へ行く、途中で、此家へ、泊り合せた。其男は、佐幕派であつたから、正順の姿を見付けると、座敷へ、押掛けて来て、盛んに、議論を吹掛ける。正順は、物靜かに、大義名分論で、其男を、説き伏せてしまつた。

『どうぢや、健治郎……』

『面白うございました』

『人と、應待するには、斯ういふ調子で、爲すべきものぢや。よく覚えて置け』

『ハイ、私は、先生が、斬られるか、と思ひました』

『若し、斬られたら、お前は、どうする心算であつた』

『向ふの人を、斬るつもりでした』

『ハツハ、、、、強いらう』

京都へ、着いてから、篠山へ送られ、それから、柏原へ、歸つて來た。此時には、薩長の兵と共に、柏原の兵も、西園寺に附いて、山陰道へ、出た跡で、父の文平から、その顛末を、聞かせられる、と、やはり、正順が、いふた議論と、同じであつた。

幼い健治郎の頭腦にも、強く感じて、それから、頻に、學問に、身を入れ、どうかして、正順のやうに成りた

い、と心掛けた。

維新の變も、納まつて、新政府は成立した。間もなく、廢藩置縣の實施で、津田は、熊谷縣の權參事となり、田邊

は、七等出仕であるが、其時の縣令は、河瀬秀治であつた。

健治郎は、養家の太田から、強ひて離籍し、東京へ出た。田邊を頼つて、縣廳の雇になつたが、月給は二兩であつ

た。これが、役人生活の、最初であつた。

百 姓 一 揆

一

江藤新平が、司法卿になつて、明治五年、司法制度の上に、大改革を行つたが、之は、大改革と、いふよりも、或は大發展と、いつた方が、或は適當であるかも知れぬ。

それ迄にも、舊幕の奉行所を、少しばかり、改めた位の程度で、裁判所は、現に在つたのであるが、普遍的なものでもなく、全然、幕府時代の、それと、異らなかつたから、江藤は、それに手を入れて、井上大藏大輔と、大衝突の末、奏文まで奉つて、争ふに至つた。江藤の意見は、御採用になり、そこで、裁判所の組織が、根本から改められて、全く、文明的にもなつたが、同時に、その數も、著しく殖えて、全國へ、普遍的に、開設される事になつた。

明治七年迄は、三府五港と、關東の諸縣にのみ設けられてあつたが、人民の不便は、一と通りでなかつた。所が、明治八年になつて、名古屋へ、愛知裁判所といふものが、出來た。翌九年には、全國的に、裁判所が、激増したのである。

名古屋上等裁判所なるものが、同時に設けられて、その管轄は、愛知、三重、岐阜の三縣に、跨つて居た。これが、後に、控訴院と、なつたのである。

岐阜縣は、岐阜の町に、支廳が設けられ、三重縣は、安濃津に、設けられたが、之を、出張所と、稱して居た。

名古屋の本廳には、兒島惟謙が、所長として、控へて居る。其時に、田は、名古屋裁判所へ、採用されて、更に、安濃津支廳詰を、命ぜられたのである。歳は、やうやく、二十三で、當時の判官中、最年少者であつた。名古屋に、暫く居る間に、兒島所長から、眼をつけられて、拔擢されたのであるが、安濃津へは、糾問判事として、赴任したのである。糾問判事とは、今の、豫審判事の如きものだ。

そこで、兒島所長に就て、少しく、いうて置かなければならぬ。

多くの事を、いふ必要はあるまい。例の、大津事件を、簡単にいへば、兒島が、どういふ人物であつたか、といふ事が、判るから、それを、語る事にしよう。

明治二十四年の五月、露國の皇太子、ニコラス殿下が、西比利亞鐵道の開通式へ、臨場せられた序に、日本へ、廻つて來られたのだが、日本政府は、皇太子に對して、非常な歡待を盡した。

京都の、ホテルへ泊つて、大津の風景を、鑑賞の爲めに、やつて來られたから、滋賀縣廳の役人は、案内役を勤め、宮内省からも、式部官などが、出張して、接伴の上に、何等の手落はなかつた。

皇太子の顔を、見たい爲めに、非常な人出で、あの狭い町筋を、粗勿のないやうに、警戒する事は、却々の骨折であつた。

三井寺の石段を、上つた所に、明治天皇の行幸記念碑が、建てられてある。其前へ立つと、琵琶湖を、眼の下に眺めて、八景は、一眸の中に集まる。

そこへ、皇太子の一行は、ズラリと並んで、頻に、繪のやうな、風景に、見惚れて居たが、皇太子は、記念碑の臺礎へ、片足をかけて居た。それを見た人の中には、不快の感じを、有つ者が、少なからずあつた。

日本人と、西洋人とは、斯うした場合の、考へが、まるで、異つて居る。どちらが良いか、といふ事は、今更、詮索の必要もないが、兎に角、我陛下の、御座所になつた所へ、建てられてある、記念碑の臺石に、靴穿の儘、足をかけるとは、言語道斷である、といふ、感じは、皆、持つたらしい。

その下の方で、群集に揉まれ乍ら、警戒して居たのが、守山署の巡查、津田三藏であつた。周囲の群集が、振仰いで、皇太子の姿を見乍ら、頻に、罵るのを、耳にして、津田も、それを見て、不快に感じたのだらう。尤も、津田は、其前から、腦を病んで、頭痛が、持病の如く、なつて居た。終日、奔命に疲れて、前夜の

寢不足も、幾分か、影響したのであらうが、自分にも、判る位に、フラ／＼して居たが、此場合、どうする事も出来ず、其儘、執務を、續けて居たのだ。

皇太子が、石段を下る、と同時に、群衆の動搖が起つた。津田は、さらに、方面を換へて、小唐崎町の通りを、警戒する事になつた。

皇太子は、一たび、縣廳へ案内されて、少憩の後、再び、俚に乗つて、出掛けて來られた。

津田が立つて居る前を、一行の俚が、通り過ぎる、その刹那であつた。殆んど、無意識に、津田は、ズツと進んだ。皇太子と御同行の、ギリシヤの親王、ジョージ殿下の俚が、通り過ぎて、二臺目のニコラス殿下が、津田の前を、通らうとした時、

『ヤツ』

と、聲をかけて、斬りつけた。

ジョージ親王は、すぐに俚を、飛下りた。一説には、竹の鞭を以て、津田を打つた、とも、傳へられて居る。

皇太子の俚を、曳いて居た、車夫が、大喝したのと、殆んど同時に、後押をして居た、車夫が、津田を、引倒した。それから先は、殆んど、混亂の状態で、何が何だか、薩張り、判らなくなつた。

事件の概略は、斯ういふ譯であつたが、斬られたのは、露西亞の皇太子であり、斬つた者は、日本政府の巡查である、と、いふ事が、容易ならぬ問題として、世界の視聽を集めた。

丁度、初期の議會を濟ませ、山縣首相が退き、松方が、代つて、首相になつた。新内閣の初寄合が、開かれて居る時、恰も、申合せたやうに、此事件が、起つたのであるから、内閣の大臣らは、吃驚仰天して、腰を抜く程の、騒ぎであつた。

一一

其頃の政治家は、大概、恐露病に罹つて、露西亞と、さへ言へば、ブル／＼に、震へ上つたものだ。殊に、元老の伊藤、井上を始め、山縣にしても、又、薩派の政治家にしても、多くは、恐露患者であつた。

總理大臣の松方は、獨り歩きの出来る、政治家でなく、背後には、薩長の政治家が、控へて居て、何といふ事なく、世話を焼いて居たのだから、實をいふと、心細い内閣であつた。

大津の事變が、沖縣令の電報で、判つた時の光景は、形容し得ぬ程、狼狽を極め、甚だ、見苦しいものであつた。兎に角、露西亞の皇太子へ、巡查が斬付けた、と、いふのであるから、大臣等の恐縮は、固より、いふ迄もなく、明治天皇の御憂慮も、却々に、深きものがあり、即時に、京都へ、行幸遊ばした位であるから、其騒ぎは、一と通り、でなかつた。

新聞の號外は飛び、流言臆説は、盛んに傳へられ、今にも、露西亞と、戦争になるかの如く、國民の恐怖は、頂點に達した。内閣會議には、伊藤、井上、黒田、山縣等も、出席して、種々、協議を重ねたが、第一に、問題となつたのは、犯

人の津田を、どう處分するか、といふのが、議論の焦點であつた。司法大臣の山田顯義は、「當然、死刑にすべきものである」と主張して、之には、賛成者もあつたが、農商務大臣の陸奥宗光は、之に反對して、「處分の事は、裁判所があるから、それに一任して置けばよい。内閣の方から、彼是れいふべき、筋合のものではない」と、いふのであつた。それを聞いて居た、井上は、大喝一聲、先づ『馬鹿野郎』と、罵つて、それから、彼れ一流の議論で、『巡查の首、一つ位斬つたとて、それが、何て悪い。日本國の平和の爲には、代へられぬ』と、いふのであるから、逆も、當るべからずであつた。

結局、内閣は死刑と極めて、その内意を、大審院長の、兒島惟謙へ、傳へたのであるが、兒島は、何としても、承知しなかつた。

『二法は、一司なり、といふ事がある。日本には、刑法といふ、法律があつて、犯人の行爲は、その法律に據つて、裁判官が、決定すべきものであり、被害者の人物に依つて、法の適用を、二三にすべきものではない。その判決に對しては、事前にも、事後にも、内閣の大臣が、容喙するのは不法である』

と、いうて、山田法相と、内務大臣の西郷從道が、やかましく言つて、迫るのさへ、終に勿付けてしまつた。津田の處分は、兒島のいふ通り、裁判官の自由裁量で、無期徒刑に處せられ、西郷内相、青木外相、沖縣令は、職を退いて一段落になつた。

それから後の、兒島は、薩長の政治家に、あまり喜ばれず、司法大臣になるべき、實力と、經歷は、有つて居たが前途に、出世の見込は、無くなつてしまつた。

殊に、明治三十三年の、義和團事件で、その令息が、北京城内で、討死されてからは、すつかり、力を落し、晩年は、銀行の頭取として、淋しく、世を終つた。

兒島の事は、此位にして、田の身の上に、移らう。

田が、二十一や二で、安濃津裁判所の、糾問判事になつたのは、全く、兒島所長が、拔擢したのであつて、普通の役人に比べて、餘程、早かつたのである。

其頃の法律は、改訂律令と、新律綱領の二つで、其外には、民法もなければ、商法もなく、極めて、簡單なものであつた。併し、法律の文字は、非常に、難解なものが多く、其頃には、漢學を、修めた者が、多く居るから、どうか斯うか、讀みこなしたはつたが、新しい熟語や當讀の字が多いから、その解釋は、可成り、むづかしかつた。

今のやうに、漢學を、無視して居る、時代の人には、素讀も出來まい。其代り、裁判する人は、極めて、樂であつた。昨今の如く、被告人が、贅澤をいはず、裁判官の、言ふ通りに、なつて居たから、訊問の場合にも、大して、骨は折れなかつた。

著者は、共産黨の被告人が、勝手放題に、法廷を蹂躪して、やれ法廷戦術だとか、それ被告會議だとかいつて、自分の思ひ通りにならなければ、ハンガーストライキをやる、と稱して、無理にも、自分等の立場をよくしやうとする。それを、裁判官が、氣安く受入れ、被告人の自由に、任せて居るが、あれでは、法廷の權威もなければ、裁判官の有難味もない。只恐れるのは、共産黨以外の、被告人が、あの通りに、駄々を捏ねたら、矢張り、それを、容れるのであるか。若し、さうなれば、裁判なんて、實に、つまらないものになるのである、と、考へて見れば、莫迦らしいやら、恐ろしいやらで、嫌になつてしまふ。

少し、横道に外れて、甚だ恐縮するが、著者と、同じやうな感じを、有つて居る者は、少なからず在る、と思ふから、事の序に、言つて見たのである。

田は、明治九年の十二月十五日に、安濃津へ赴任し、十六日から、裁判所へ、出るやうになつた。所が、十八日になる、と、山田から、百姓一揆が起つて、遂には、伊賀、伊勢へ跨り、開關以來の、焼打が始まつた。

田が、赴任後、此事件に就て、その手腕を現はし、頭腦の冴を示したのは、此時であつた。

二二

明治になつて、制度の變革や、法律の改訂が行はれ、今迄の、慣例に背いて、新しい事が、多くなつて來たので、それが爲に、一般の人民は、頗る不平であつた。

殊に、地租の改正から、收納の手續が、變つて來て、今迄は、米納であつたのを、金納に、改めたから、それが、原因を爲して、全國、到る處に、強訴や、一揆の如きものが、起つて來た。明治三年から、六年へかけては、不穩の狀態が、續けられた。

米の現物で、納租するのは、可成り、不便でもあり、役所の方でも、非常に、手數の掛かる上に、それを、現金に引直すには、更に人民へ、賣下げなければ、ならぬのであるから、その煩しさは、一と通りでない。

百姓の方でも、役場の遠い所は、一日の時間を潰し、納租のために、徒らな手數を、要するのであるから、金納の方が、却つて、よい筈であるのに、餘り喜ばなかつたのは、改正の趣旨が、本當に、呑込めなかつたのであらう。

政府の方にしても、永い間の、慣習を破つて、此改正を、爲るのであるから、親切に、手數をかけて、よく諭してからにすれば、良かつたのだ。然るに、布告と稱する、一片の文書だけで、それを済ませさう、としたから、百姓は、承知しなかつた。

もう一つ、米價の公定に就て、百姓に、不平があつた。明治九年の、一石相場が、平均の五圓で、あつたのに、政府の公定は、五圓五十錢に、なつて居たので、金納にすると、一石に就て、百姓は、五十錢の損になる。

斯ういふ事は、直に、判斷がつくから、納める方に、苦情の起るのは、當然である。今は、さうであつても、今後は、高値になるから、お前の方が、得をするのである、と、いつても、それは、相場の事で、必ず、さうなるとの

み、限つて居らぬから、百姓は、一時に、赫となつて、怒り出したのは、必ずしも、無理とのみは、いへぬ。
一石を、納めるものは、金納になつたから、一石一斗を、納めなければならぬ。一石を五圓と見て、時の相場が、五圓五十錢であるから、一石一斗、持つて行く事になる。百姓の方にすれば、それだけ、増税に、なつたのであるから、苦情のあるのは、當然の事だ。

此事情は、各府縣共に、同じ事であるから、そこで、政府は、預米規則を發布して、米價が、高値に、なつた時、換算して、若し、五圓五十錢以上になれば、その剩餘金は、百姓へ戻す、と、いふ事にした。
百姓の不平は、それで、少し納まつたが、愈々、米を持込む、と、矢張り、一石納める者は、一斗だけ、餘計に差
出せ、と、いふのであつたから、正直一途の百姓は、政府に、欺かれたものとして、役場へ押掛け、直接行動に、出
る者が、やうやく、多くなつた。

此騒動を、明治九年の、百姓一揆というて、其頃では、評判の高い、事件であつたが、殊に、三重縣に起つた、一
揆は、どの府縣にも、比すべきものが、無い程に、大きい騒ぎであつた。
飯野郡魚見村の戸長、中川九左衛門は、自分も、大きな百姓であつて、小作米の揚りだけで、富裕な生活を、爲て
居たのだが、ひそかに、米の相場も、やつて居たから、米納が、金納になると、その懸引の上にも、深い影響があり
萬事に就て、勝手が、違つて来る。小作の百姓が有つ、不平とは、同じ不平でも、大分、違つて居たのだ。
多少の、文筆もあつたから、以前の如く、米納にして呉れ、といふ、願書を認めて、第八區の事務取扱所へ提出
した。

▲第八區とは、飯南郡樺田村豊原の事である。
區長の、桑原常藏が、此願書を見て、中川を呼出し、不穩の出願であるから、書面は、却下する、と、いうたので
中川も、頑強に、自説を固執し、それから、論争が、激しくなつた。

中川は、此事で、區長に、呼ばれた時、二三の者に、之を洩らしたから、忽ちに、其噂は傳播して、今迄、陰忍し
て居た、百姓等は、期せずして集まり、數百名が、一團となつて、區長の家へ押掛け、又、事務取扱所を襲撃して、
不穩の舉動を、示したから、桑原は、松坂の役所へ、急使を發して、救ひを求めた。
其日は、殆んど徹夜で、互ひに争つたが、松坂から、警察吏が、乗込んで来て、官憲の威力で、解散を命じたが、
容易に、服従しないのみならず、追々に、集まつて来た、百姓は、約五千の多數になつて、それから、亂暴を、始め
たのである。

此騒ぎは、十二月十六日から、十七日へ、かけての事であるが、追々に、人數が殖えて、十八日には、約一萬に及
んだ。
自然の勢ひ、中川等は、その指揮者となり、總勢を、三手に分ち、一手は、宇治、山田の方面に向ひ、更に一手は
一志郡の中央を横斷して、安濃郡に入り、別の一隊は、津市に、向つて進む。
その目標は、郡村の役場は、いふ迄もなく、區の事務取扱所、學校、警察署、其他、洋館作りの家は、私人の邸宅
でも、片端から打壊し、又は、火を掛けて、焼拂つた。

四

百姓の一群は、山田へ、押寄せて、先づ、役場へ迫り、亂暴を始めた。當時の警察署長は、工藤行幹であつた。
工藤は、青森縣人にて、後には、代議士として、衆議院に現れ、侃々諤々の辯を揮ひ、民黨の中では、屈指の、人物
となり、生涯を、民黨の一人として、過して了つたが、明治九年の當時は、無上の壓制官吏として、三重縣の百姓一
揆には、暴壓を加へやう、として、却つて失敗した、歴史を、有つて居るのだから、前後の立場を比較して、人間の
生ほど、判らぬものはないと思つた。

山田へ押寄せた、百姓は、初めから、亂暴を働いたのではなく、穩かに、愁訴の態度で、役所へ迫つたのであるが、何しろ、人数が多かつたので、役人等は、幾分か、狼狽の餘り、警察署へ、鎮撫方を、懇請したのであるが、工藤署長は、巡查を率ゐて、現場へ臨み、有無をいはず、十數名の百姓を引捉へて、引上げた後、腕力を以て、ひどい目に遭はせた。殘る百姓等は、警察署へ押掛け、それから、激しい鬭争が起つた。遅れずに、駈付けて來た、百姓は、只、譯もなく騒ぎ廻り、そのうちに、火を放つた者があるので、騒ぎは、一層大きくなつた。夜に入つてからは、火の燃え盛る中で、役人との鬭争が、續けられた。火は、追々に、擴がつて、監獄署へ、及びさうになつた。茲に於て、典獄は、在監の囚人を、安全の地へ移すべく手續を運んだ。

四日市の監獄には、輕罪犯人を容れ、山田の監獄には、重罪犯人を、容れて置いたのだが、そのうちに、長村鹿之助といふ、強盜殺人犯で、死刑の宣告を、受けて居る、兇惡な囚人が居た。

此奴は、士族の肩書があり、劍術も強く、犇猛な性質を、有つて居たので、平生から、監獄署の方でも、注意は爲て居たが、何しろ、此騒ぎであるから、長村だけに、多くの看守を、附けて置く事は出來ず、多少の隙があつたので、長村は、看守の佩劍を奪つて、暴れ出した。忽ちにして、二三人は、其場に、斬倒されるといふやうな騒ぎで、すべての囚人は、長村に應じて、看守と渡り合ひ、多くは構外へ、遁れて出たが、百姓の中へ飛込み、此奴等が、煽動、指揮を執つたので、山田の町は、修羅の巷になつた。

田は、赴任して、まだ三日目であるから、土地の事情は、更に判らず、同僚の顔さへ、よく知らなかつた。獨身の書生で、家も持たず、吳服屋の二階へ、下宿して居た。

百姓一揆の事は、幾分、耳にもしたが、それ程の騒ぎとは、思はなかつた。役所から、歸つて來て、これから、夕食を、始めやう、とした所へ、役所の小使が、駈付けて來て、すぐに、出て來い、と、いふのであつた。上官は、岩田武儀と、いふ人で、後には、大審院の判事として、相當に、知られた人物であるが、田は、其人の下役であつた。

早速に、縣廳へ、やつて來ると、上を下への混雜で、手も着けられぬ、狀況であつた。▲裁判所は、縣廳の構内で、殆んど、共通の形に、なつて居た。當時、縣令の岩村高定は、上京中であつたから、桑山某といふ、大書記官が、岩田所長と、相談の上で、何事も、取計らつたのだが、只、逃げる事の方に、忙はしく、暴徒を、防ぐ事には、何等の準備もなく、言語道斷の狀で、あつたから、そこで、田は、意見を述べて、防禦の策を、講じたのである。

一、如何に、暴徒の勢ひが、旺んであつても、縣廳を襲撃させて、一と支へもせず、逸早く逃去る、と、いふが如き事は、甚だ、其意を得ぬ。兎に角、防禦の策を講じて、一應は、暴徒を對手に、鬭争して見て、愈々、力が及ばぬ、と、なつてから、立退く事は、止むを得ぬが、初めから、逃仕度は、役人の面目としても、避けなければならぬ。

一、然らば、如何にして、防禦するか。それには、舊藩の士族を召集し、又、博徒の親分、或は、請負業の親方などを、狩り集めて、それを、陣頭に立て、吾々が、指揮を執つて進めば、必ずしも、防禦の出來ぬ筈はない。

一、武器庫を解放して、武器を、彼等に與へる事にしたい。

一、多少の金は、之が爲に必要であるから、大書記官は、その覺悟をして貰ひたい。

大體に於て、田の意見は、採用されたが、縣廳と、裁判所を通じて、一番に、歳の若い、田のために、引摺られたのだから、實に面白い。

五

四日市から、桑名の方へかけても、相當に、激しく、暴れ廻つたが、之は、四日市の監獄から、解放された囚人が、多く暴れたので、焼打よりは、掠奪の方が、ひどかつた。彼是れする中に、名古屋鎮臺の兵が、出動して、鐵砲を打放したから、その利目で、暴徒は、鎮靜に歸した。

松坂の町は、大半を燒盡され、三井の本家は、一番に早く、燒かれてしまつた。それから、永い間、柵を廻らして、再建せずに居たのは、どういふ譯か、知らないが、餘程、此一揆には、懲々したらしい。

山田の裁判所に居た、判事が、名古屋へ急行して、兒島所長に、事變の報告をした。所が、此判事さん、上官と、打合せもせずに、やつて來たので、どう辯解しても、逃げたものとして、取扱はれ、即時に、免職されてしまつたのは、笑止千萬である。

兒島所長は、部下の判事、芹澤政温を、安濃津へ、出張させる事にした。此人は、後に、大審院の判事になるが、其頃から、一風變つた所があり、兒島の命を受けるや、屬官二人を従へ、熱田から、押切船に乗つて、津の蟹崎の港へ、着いた。

芹澤の風態は、暖袍を着て、兵兒帶を締め、帽子の上から、頬冠りといふのだから、どうしても、暴徒の仲間、としか思へぬ。

それを見付けた、自衛團の連中が、忽ち、芹澤を取捲いて、詰問を始めた。

「吾輩は、名古屋裁判所詰の、判事である」

「馬鹿な事を、いふな。世の中に、暖袍を着て居る、判事と、いふのがあるか」

「併し、判事に違ひない」

「兎に角、自警團の本部迄來い」

「それでは、此所の裁判所へ、送つて貰はう」

「よし、何處でも宜しいから、素情の判る迄は、側を離れないぞ」

「それは、有難い。君等が、附いて居てくれれば、物騒な折柄、洵に安心ぢや、ハツハ、、、」

拔刀や槍を持つて、自警團の連中は、芹澤を取圍み、縣廳へやつて來た。丁度、田が、出かけやう、といふ時で、芹澤の顔を見て驚いた。

「ヤア、芹澤さんぢやないか」

「こりやア、田君」

「どうしたのです」

「暴徒の首魁として、送り込まれて來たのぢや」

「ハ、ア」

「何卒、お取調べ下さい、ハツハ、、、」

送つて來た、人達は、呆氣にとられて、何とも、いへなかつた。

「諸君、大きに御苦勞でした」

と、いつて、芹澤は、田と共に、裁判所へ、入つて行く。送つて來た者は、極り悪るさうにして、引取つた。

暴徒が鎮定して、檢舉に掛かると、被告人の數が、十二萬七千人といふ、多きに及んだ。恐らく、世界中に、これ程、澤山の被告人が、押へられた事は、あるまい。

併し、押へつけて置く、としても、それだけの人数を容れる、監獄署は、有る譯がないから、牢から、出て来た、奴と、暴れ廻つて、重罪の見込ある者だけを、拘禁する事にした。それでも、約、七千人は、居たのだから、大したものだ。

其他の十二萬人は、在宅の儘、被告人として、取扱ふ事になつた。取調べに就ては、大審院から、中澤重業、石巻清隆、上田庸淵の三人が、わざ／＼出張した。其外に、名古屋の裁判所から、助手が来て、都合六人で、此事件を、受持つたのだが、何というても、十二萬人の被告では、取調べも、骨の折れた事だらう。

當時、田の詠んだ詩がある。寺内内閣の時、著者に、その詩を、書いてくれたから、参考の爲に掲げるが、之を讀んで見れば、取調べの上に、どれ程、苦心したか、と、いふ事が判る。

案窓無掃委埃塵、
春色滿城未顯春

王事靡盬膏纒晷、
不梳不浴既三旬

右、明治十年、予當三重縣下暴動治獄之局之時、所作也。今茲、大正六年春、伊藤君來問當時之史實、則錄而贈之、以代答、讓山健。

被告は、十二萬人といふが、その多數は、美濃紙一枚で、取調べが、済んで居るから、極めて簡單ではあつたが、入獄して居る、七千人は、取調べの手數もかゝつて、相當に、面倒で、あつたらしい。

中澤判事は、裁判長の格で、實際の取調べは、五人で受持つたのだから、一人の受持が、二萬五千で、之を、百二十日間に、調べ上げたのだから、一人の受持が、一日の平均、二百人に、なつて居る。

六

茲に、一つの問題は、十二萬人の被告を、どう處分するか、と、いふのであつた。兇徒囂集罪として、取扱ふ事に

なれば、いづれも、一年以上の、懲役に處す外はないが、十二萬人を容れる、監獄は無いのだから、それも、考へなければならぬ。

考へて見れば、是等の連中は、一時の附元氣で、人の煽りに乗つて、實は、面白半分に、不平を漏した丈の事であり、重罪に處する程の、値打はないのだ。

されば、というて、罪を犯したには、違ひないのだから、何とか、處罰は、爲なければならぬ。

元來、此事件は、政府の方にも、手落があるのだから、被告人ばかりを、憎む譯には行かぬ。その責任の一半は、政府の方でも、負はねばなるまい。それだけに、罪を軽くする、必要がある。

殊に、西郷の戦が始まつて、全國の兵は、殆んど、西南に、出陣して居る。而も、勝敗の數は、容易に判らない、と、いふのだから、それに就ても、考へて見なければならぬ。

茲に於て、此事件は、政治的に、解決するのが、適當である、といふ議論も、起つて来た。

田の意見は、十二萬人を、最も輕き、罰金刑にせよ、と、いふのであつた。同僚の判事は、それに同意しなかつたが、田は、頻りに自説を固執して、之が爲に、名古屋まで出掛け、兒島所長に、進言して居る。

結局は、三圓程度の、罰金刑に決着したが、後には、單に、呵責して、罰金を免じたのが、多數であつた。事件の状態を、判然、知らうとするには、その口供書を見るのが、早道であるから、水野久七のだけを、掲げる事にした。又、當時の判決文を、一人だけ、添へる事にした。

水野久七の口供書

自分饑、明治九年十二月二十日、村用有之、中津村へ、相越候處、午後四時頃、西の方より、暴民、押來る由にて、居村の方に當り、火焰相見え候に付、直様、歸宅致候處、最早、多人數押來り、火を田野の積藥に放ち、

所々亂暴致候に付、物具等、取片付に盡力し、其後は、隨行不致候。翌二十一日、午前八時頃、又暴徒五十人許り押來り、各、竹槍又は藁口等を携へ、出てざる者は、打殺すべきなりと、呼はるに付、則ち、素懸掛の竹竿を携へ、之に隨行し、午前九時、美濃口石津郡境村まで、押行き、同所より、歸村すべき積りにて、柚井村まで、引返し候處、不得已之に加はり、再び美濃口へ進入し、石津郡夫田村入口にて、更に竹槍を持換へ、當時、名前不知、同村戸長伊藤東太夫の宅前に至り、戸長宅は、何處にあるやと、相尋ね候處、當時名前不存、水谷釜七なる者、戸宅長は、此家に候得共、何卒助け呉れべき旨、申ながら、酒杯を差出し候に付、戸長より出したる物は飲まぬと、言葉荒く、罵りながら、持たる竹にて、其者の背を、一つ打毆きたるに、繼で、當時名前不存、水谷釜七なる者、握飯を差出すに付、是又、同様（突倒し）側にありし酒樽を蹴倒し、直ちに東太夫の宅に亂入し、戸障子を打毀し、庇を突落し、門外へ、飛出したるに、當時名前不存、圓城寺和尚なる者に行逢ひ候に付、之を捉へ、同人の履き居る、白足袋を剝取り、之を穿ち、自分の紺足袋の破れたるは、其場へ捨て置き、門外にて、鈍一挺拾ひ取り、再び宅内へ押入り、大黒柱を打毀て、鈍は、其場に投棄て、裏口へ出て、高塀を毆ち、往還を隔てたる、東隣の農家に到り、柴一束を持來り、之を東太夫宅の、内庭に差置き、火を放ちたるに、村民等來り、之を打消すに付、再び裏口より、東隣へ走り行き、藁一把を取り來り、東太夫宅中仕切の邊に、諸器物の毀ちあるを、堆積上げたる中に、くすくすと、火の氣ある處に差入れ、障子を、其上に差置きたるに、火焰は忽ち、燃上り候に付、飛出さんとするに、同時に、庭の竈の方に、再び火の手上り候。夫より、表の方へ出でたるに、無程、同家は、一圓の火焰となり、燃落候に付、同家より、五六軒北の方にて、飯を喫ひ、尙、同村會根庄平方にて、右東太夫の所有物、匿しある由、承り、自分は首として、同家へ侵入し、戸長の物を、預り居れば、悉く差出すべく、否なれば、家屋を破毀すべき旨、罵り候處、一婦人より、一切無之旨、申答ふるに付、直ちに亂入し、障子又は柱を、打毀ち、佛壇の戸を引裂き、種々亂暴の末、同家を立出て、

御衣野村長次郎を伴ひ、安江河原に到り、暫時休憩し、夫より羽澤村、上野河戸村、山崎村を経て、西駒野村まで、押し行く處、防禦有之、逆も押入難く、既に發砲等致せし由にて、四十人計り、遁來り候に付、自分等の勢は、二百計りも有之に付、何の恐るゝことあらんや、是非、進むべき旨、呼はりながら、直ちに進入し、學校の前に到るに、既に、炎燒最中に有之、夫より副戸長某の宅へ、押行くに、是亦、同様、火の手上りたる後に付、暫く傍觀し、夫より引返し、歸路、太田村若松屋なる家にて、飯を喫ひ、午後六時、歸村致候處、十二月二十五日朝、岐阜縣巡查、出張相成、被召捕候。右の通り、相違不申候、以上。

明治十年三月二十四日

水野久七(捺印)

田中太一の判決文

三重縣伊勢國一志郡小山村平民
細野茂吉同居懲役人(十年)

田中太一(二一九)

其方儀、懲役十年服役中、明治九年十二月二十日、兇徒嘯集の際、一時解放を受け、遂に兇徒に附隨し、桑名郡桑名權衝賣捌所に於て、衣類一枚取る科、一の重き竊盜條竊四犯、財を得る者を以て論じ、懲役終身可申付處、情法を酌量し、一等を減じ、更に懲役十年申付(十年十一月十九日決)

退去騒動

一

明治二十年の暮、もう四五日、新しい歳を迎へやう、として、市中には、軒並に、松飾りも出来て、道行く人の足は、流石に忙しく、何處を見ても、歳末の気分が、漲つて居た。二十五日と、いふ日に、突如、昔の江戸拂ひと、よく似て、而も、それよりは、一段と嚴重な、退去命令なるものが、自由派の有志に對して、一時に、執行されたので、今迄にない、騒ぎが起つた。

其の前夜には、芝公園の、彌生社へ、各區の警察署長が、俄かに、召集された。時の警視總監は、三島通庸であつた。

「明日は、保安條例といふ、法律が、勅令として、發表される。先頃から、政府に對して、反抗して居る、舊自由黨の一派を、三日以内に、東京から、三里以外の地へ、逐出して了ふが、どうせ、彼等の事であるから、暴力を以て、その命令を、拒むに違ひない。若し、さういふ者があれば、直に、裁判所へ廻し、即決を以て、禁獄の處分に、行ふ事になつて、居るが、それらの取扱ひは、各署に於て、管内住居の者を、それづくに、受持つ事に、なるのであるから、そのつもりで、今晚から、手筈をつけて置く、必要がある。」

らう。それに就ては、兵士も、出動する事にならうし、又、憲兵にも、命令が下る事に、なつて居るから、それらと、力を協せて、嚴重に、取締るやう、充分に、打合せを、爲て置くやうに、命令する」

三島總監は、嚴然たる態度で、斯う、申渡した。それを聞いて居た、署長等は、寢耳に水の驚きて、互ひに、顔を見合せて居る。

或署長は、

「只今、御辭の中に、ありました、保安條例と、いふのは、どういふ法律か、まだ、見て居らないのですが、一應は、拜見して置きたいものです」

と、質問をした。

「保安條例は、勅令として、明朝、發表される、と同時に、執行の效力を有つもので、いづれ、後刻に、示す事にするが、その法律を、見ぬ中は、命令に従へぬ、といふのか」

「イエ、左様な次第では、ありません」

「然らば、その質問は、餘計な事である。若し、多少とも、疑惑を懐いて、直に命令を、承知し得ない者は、辭職の手續をして、敢て差支はない」

どう考へても、無理な命令で、何が何だか、少しも判らないのに、絶對服従を、強ひるのであるから、銘々の胸には、不平は、あつたに違ひない。けれども、年の暮に、辭職を賭して、争ふ程の、勇氣もなく、皆、ズル／＼に、その命令を、受ける事になつた。

それから、酒肴が出て、總監も、席を同じくし、雑談の間に、法律の内容や、退去の性質が、よく判つた。

要するに、謀叛でも、起しさうな、物騒な奴は、東京には、置けないから、皇居を中心として、三里以外の地へ、

立退いて了へ、と、いふのである。

期間は、一年から、三年迄に、なつて居るが、その命令を受けて、一旦、立退いた以上、期間が、満了せぬ内は、入京を許さぬ。萬一、ひそかに、立入る者があれば、直に、裁判所へ廻して、その期間内は、禁獄監へ、入れて置く、と、いふ事に、なつて居るのだ。命令を受けた時に、之を拒んだ者は、矢張り、同様の處分になる、と、いふのだから、昔の江戸拂ひに比べて、一層、手厳しいものであつた。

東京に、家を有つて居る者は、命令を受けた時から、三日以内に、立退くべし、とある。下宿住ひの者は、二十四時間以内に、立退かなければならぬ、と、なつて居るから、可成り、忙しい立退である。

此命令を、受けた者には、其時から、正服の巡査が、一人づゝ、見張につくのだから、實に、迷惑千萬である。

最長期が、三年に、なつて居る。その命令を、受けた者は、星亨、林有造、尾崎行雄の三人であつた。片岡健吉は、

二年半であつたが、即時に、之を拒んだから、その夜半に、裁判を開いて、すぐ石川島へ、送られてしまつた。

中江篤介、西山志澄、山田泰造、板倉中、鈴木昌司、西瀧爲藏、山際七司、加藤貞盟、小堀貞吉、田村順之助、鹽田奥造、片野文助、小高純一、高野麟三、齋藤自治夫、君塚省三、神山亮、志村登、島本仲道、横山又吉、安藝喜代香、細川義昌、等の人々であつた。此中、土佐人は、二三を除く外、すべて、片岡の入獄に準じて、一旦、横濱迄、立退いたのを、わざ／＼引返して、獄に入つた。受命者の總數は、四百八十人に、上つて居た。

どういふ譯で、こんな、莫迦らしい事が、持上つたか、といふに、これは、當時の伊藤内閣を倒すべく、星と片岡が、音頭取りになつて、全國の同志を糾合し、猛烈な運動を、約、半年以上も續けた。それでも、内閣は、倒れずに居たから、最後に、非常手段を敢行しやう、としたのが、早くも、政府筋の、知る所となり、先手を打たれて、斯ういふ事に、なつたのである。

尾崎は、ひとり、改進黨系の人であつたが、星と握手して、共に、運動して居たので、此命令を、受けるに至つたのだが、横濱へ、立退いてから、大限に勧められて、英吉利へ、行つてしまつた。

一一

此時、警部長として、横濱の警察本部に、勤めて居たのが、田である。高知縣から、轉任して来て、上手に立廻つたから、自由黨の氣受がよく、縣會議員の操縦も、巧みにやつて退け、評判は、一般に、悪くなかつた。

山縣内務大臣から、召電が来て、すぐに上京した。警保局の主事は、清浦奎吾であつた。山縣は、陸軍の大御所として、薩閥の海軍と、對立して、非常な勢力を、有つて居たが、伊藤に、引張り出されて、本格の政治家になつたばかりで、此政變に、引掛かつたのだ。

元來が、奇兵隊以來、純な軍人として、やつて来たのであるから、井上の條約を、きつかけにして、倒閣運動を起した、自由黨の連中に對してどこに迄も、攻勢を執つて、手強く、對抗して来たが、愈々、面倒になりかけたから、奥の手を出して、斯ういふ無理をしても、内閣を、支へやう、としたのだ。

『オ、田か』

『ハイ』

『些と、面倒な事が、起りさうぢやから、それで、わざ／＼、呼んだのぢや』

『自由黨の、一條ですか』

『ウム、其通りぢや』

『どういふ事に、なさるのでですか』

『彼等が、無法な事を、始めさうぢやから、先手を打つて、東京から、立退を命ずる事に、したのぢや』
 『ハ、ア、立退と、申しますのは、どういふ事に、なるのですか』
 『重いのは三年、軽いのは、一年として、東京から、三里以外の地へ、すべて立退を命じ、嚴重に、監視を付けやう、といふのぢや』

『成程』

『就ては、横濱へ行く者が、一番に多からう。従つて、お前の方が、最も忙しくなるぢやらう、と思つて、豫め、打合せをして置きたいから、それで、呼んだのぢや』

『成程』

『其事は、清浦と、よく相談して、手落のないやうにせぬと、お前の責任になるからな深く注意して、取締るやうに、して貰ひたい』

『承知いたしました』

そこで、別室へ移り、清浦と、萬事の打合せを済ませ、横濱へ、歸つて来た。

約、三百人以上の者が、巡査をつれて、一時に、立退いて来たから、横濱の騒ぎは、大へんな事であつた。

林は、津久井屋へ泊り、尾崎は、西村屋へ泊つた。星は、南太田の山手に、吉田健三の持家があつたので、それへ、引上げて来た。

當時、公論新報を、發行して居たので、その始末を、つけなければならぬのだが、急場の事として、如何とも、仕様がなく新聞社は、其儘にして、家族だけを、引連れて来た。

後に、山田泰造が引受けて、編輯は、横濱で済ませ、發行は、東京でやる、と、いふのだから、警費はかゝるし、

記事は遅延して、同志の外には、餘り賣れなかつた。

論説は、鈴木天眼が、引受けてくれたから、頗る評判が、よかつた。そのうちに、天眼は、官吏侮辱罪で、鍛冶橋の未決監へ、入れられた。代つて、例の總生寛——天保錢人——が、主筆になつたけれど、これも、同じ罪名で、入獄した。其跡へ、川島純幹が、入つて来た。川島は、後に、滋賀縣知事になつた。

其外に、星は、めざまし新聞を、やつて居た。これは、公論新報とちがつて、繪入の小新聞で、事件の起る迄は、加藤平四郎が、主筆であつた。星が、入獄してから、村山龍平へ、賣渡して、それが、今の、東京朝日新聞である。何しろ、三百人以上の、退去者が、一時に乘込んで来て、それに、三百人の巡査が、附いて居るのだから、その賑かな事は、一と通りでなかつた。

二二

郷里を同じくして居る、先輩の片岡が、退去命令を拒んで、獄に入つた、と聞いて、横濱迄、巡査附で退去した、十名餘の土佐人が、すぐに、東京へ引返し、退去地域を、突破した爲に、片岡と、同じやうに、皆獄に繋がれた。

此一事は、横濱に、止まつて居る、三百名に近い、退去者へ、非常な、刺戟を與へて、官憲へ、對抗する氣分を、彌が上にも、募らせた事は、一と通りでなかつた。

退去者に、附いて居る、巡査の勤めも、却々むづかしかつた。一人で、一人を、受持つのであるが、何分にも、繩付の人間とちがつて、身體は、自由になつて居るから、往來出入は、隨意に、出来る譯で、少しでも油斷をすれば、何處へ行つてしまふか、更に判らない。若し、さういふ事にでもなれば、すぐに、進退伺となる。場合に依れば、免職になるかも知れない。

退去者は、いづれも、天下の志士であり、書物も、讀んで居れば、常識もあるのだが、政府の遣口が、癪に障つて

居るから、何をするか、判らない。それを、監視して居るのが、巡査なのであるから、どうしても、兩者の衝突は、免れぬ事になる。

幾分か、茶氣のある者は、面白半分で、巡査を困らせる。林のやうな、先輩でさへ、居留地の外人から、馬を借りて、何處といふ事なく、駈け廻るので、その跡から、追うて行く、巡査の苦しさは、一と通りでなく、遂には、林を見失つて、上司から、譴責された者もある。

同じ退去者でも、社会的地位に、上下の別があり、先輩と、後輩には、自から、差別があるから、之に對する、取締りの上にも、多少の苦心があるのは、止むを得ざる次第で、その取扱ひには、警察の方でも、可成り、弱つた事があるらしい。

東京を、立退いて、すぐに、郷國へ、歸つた者もあるが、何分にも、俄の命令であつたから、種々の都合から、東京に近い、浦和と、横濱へ、流れ込む者が、最も多く、殊に、横濱は、人数の上からすれば、退去者の三分の二以上居たのであるから、當時の逸話を、集めた丈けても、一冊の書物は、出来る位だ。

尾崎は、西村屋へ、引上げて来て、存外に、贅澤な日を、送つて居た。其頃の尾崎は、非常な洒落者で、家計は、極度に窮迫して、夫人のお繁さんは、芝居で見、世話女房の格で、見栄も構はず、襷掛で、働いて居たが、尾崎には、美しい服装を、させて居た。

それであるから、何時も、黒羽二重の紋付に、仙臺平の袴で、羽織の紐は、白の丸打に限つて居た。どう見ても、華族の若殿然と、して居たのが、當時の尾崎であつた。

新橋と、柳橋の藝者が、追掛けて来て、痴話喧嘩があり、其端は、箱根の温泉へ、押出した事が、同志の間に知れて、ひどく、憤慨する者があり、又、羨望する者もあつた。

そのうちに、尾崎は、英吉利へ、行く事になつた。星は、それを聞いて、尾崎の爲に、送別の宴を、開く事にした。その準備は、すべて、著者が、引受ける事になつて、榎生町三丁目の、嘉以古樓を、會場に充てた。

尾崎が書いた、退去録には、『昨夜、舊自由黨員の、横濱に在る者、星亨、山田泰造、林包明、鈴木昌司等、諸氏、無慮二十名、予が爲に、離寢を懷古樓に開く』と、ある。

又、大阪毎日に掲げた、學堂政戦史には、斯う書いてある。

『偕て、私は、愈、洋行の準備が出来て、横濱へ行くと、星君など、自由黨の人々も、来て居つて、私のため、送別會を開くから來ないかと、伊藤仁太郎君か、誰かを介して、申越した。私は、それは何處へも行かぬ。以前は、主義の上で、敵であつたが、私の交際には別である、御厚意あり難い』と云つて、出席した。

其頃の自由黨員といへば、皆、肩を怒らし、恐い顔をして居る連中であつたが、其中にも、退去を命ぜられたなどの、人々の寄合として、一座は、悉く、悍猛な、顔をして居た。尤も、能く見渡すと、壯士ばかりでもない、種類多の人々が、来て居たが、中に一人、床の間を後にして、胡座をかいて居る者があるから、是はマサカ、有志者であるまい、博奕打の親方だと、思つて居た所が、豈測らんや、其男が、星亨君であつた。

「星亨」の名は、私の慶應義塾に居る時分から、聞いて居た。實に、名聲、隆々たる人で、英吉利から、歸つて來たバリストである。其頃、日本で、バリストは、星君一人しかいない。加ふるに、洋行歸りと云へば、皆な偉いと思つて居た。君が、グラッドストーンか何かの事を反譯した、薄ッぺらのものがあつて、私などは、態々買つて讀んだ事がある。又新聞紙上でも、演説會でも、君と戦つた事があるが、私は未だ、其人相を、知らなかつた。併し、何しろ、英吉利で學んだ、有名な人であるから、紳士的態度風采の人であらう、學者的人物であらう、と、豫期して居つた所、此日は、襦袢を着て居つた（確に覺えぬが、襦袢を着て居つた、と思ふ）そして言葉遣なども

吾々の言葉と異ふ、随分荒ツばい言葉で「野郎」とか「オイコラツ」とか云つて、人を呼ぶ。私は、博奕打の親分と思つたが、是が、星君であつて、此時、初めて、親しく、言葉を交はした」

著者は、之を讀んだ時、尾崎の頭腦は、どうかして居るのではないか、と思つた。

第一に、怪むべき事は、此時に、星と、初めて會つた如く、云うて居るのは、どういふ譯か。實に、不思議な事を云ふ人である。伊藤内閣を倒す爲に、半年以上、一緒に運動して居た、尾崎と星が、退去を命ぜられてから、横濱で初めて會つたなぞとは、餘りに、健忘症の人らしい、言ひ草である。

井生村樓の宴會で、自由黨の壯士が、沼間守一を、ぶんなぐつて、改進黨の人達と、その提携が、破れた時、尾崎は、奮然として、改進黨の關係を離れ、單獨で、自由黨と、提携を、つゞける事にした。其翌日が、大演説會で、尾崎は、吉田熹六を伴うて、會場へ、やつて來た時、その事情を述べて、將來も、一緒に行く、といふ事を、星と交渉して、共に、演壇に立つたのであるが、其時には、著者も、側に居て、星との對談を、見聞して居た。

其後も、大概な事は、著者が、使ひ役で、二人の間を、往來したのであるが、重要な問題が起れば、二人は、直接に、會つて居たのだから、横濱の會見が、初めてである、とは、餘りの、出鱈目である。

星は、非常に、行儀のよい人で、一年中、フロックコートで、押通した位である。自宅に居ても、和服を着る事は、病氣か、休日の外は、絶えて無かつた。地方遊説に出かけても、起きて居る間は、フロックコートであつた。

假令、宿屋に居ても、寝る時の外、襦袢などを、着た事は、絶対にない。況して、料理屋の宴會室に、客を迎へて襦袢を着て居るやうな、無作法な人ではなかつた。

殊に、人を呼ぶのに「オイコラ」とか「野郎」などと、云つた事は、藥にしたくも無い。著者は、約十七八年、星に、附いて居たが「伊藤」と、呼捨てにされた事は、只の一度も、なかつた。それは、誰に對しても、同じ事で、尾崎の記述は、餘りに、事實と、相違して居るのに、驚く外はない。

こんな事は、どうでもよいやうなもの、矢張り、その人格を、観察する例にも、なるのだから、一應の辯解をして置くのであるが、星の門下生や、親友は、今でも、多少は、生き残つて居るから、著者の辯解は、それらの人は、確かに、保證してくれるであらう。

尙、當時の、パリストルは、星一人でなく、その外に、相馬永胤と、目賀田種太郎が居た。尾崎が、慶應義塾に居る頃、星は、イギリスに、留學中であつたから、知る筈がなく、星の歸朝は、明治十三年頃で、政治運動には、未だ加はつて居なかつた。翻譯したのは、グラツトストンのものでなく、ブラツクストンの、法律書であつた。

四

退去者が、一番に、迷惑をしたのは、巡査の附まとふ事であつた。家を有つて居る者は、門前に、制服の巡査が、立番をして居るので、出入の人が、嫌がるばかりでなく、使はれて居る、男女も、それを氣にして、ひどく嫌がつて居た。

星の家にも、巡査は二人、附いて居た。横濱へ來てから、様々の人が、訪ねて來て、一時は、門前、市を爲すの状であつた。然るに、その年が暮れて、明治二十一年になると、來客が、段々減つて、遂には、黨員以外の者は、殆んど、其姿を、見せなくなつた。

著者は、毎日、詰めて居たので、早くも、それに氣がついて、段々、探つて見ると、意外な事を、發見したので、すぐに、星へ、その報告をした。

「先生、實に、怪しからぬ事があります」

「何か」

「立番の巡査が、出入する客を、坂下の交番へ、引張り込んで、色々な事を、訊問する所から、それを嫌つて、黨員

外の來客は、まるで來なく、なつたのですが、警察の干渉は、實に怪しからぬ事です』

『ハイ』

『善兵衛を、呼んでくれ』

『ハイ』

善兵衛とは、車夫の名で、大阪の國事犯事件に、辯護人として、滯阪して居る時、雇ひ入れた男だが、非常に正直なよく、働く所から、星が、氣に容つて、歸京する時に、つれて歸り、それから、星の俵を、挽いて居たのだ。

『何か、御用でございませうか』

『門の所に立つて居る、巡查を、呼んで来てくれ』

『ハイ』

善兵衛は、すぐに、出て行くと、間もなく、巡查は、庭先に現れた。

『何か、御用でございませうか』

『ウム、君は、我輩の家に、出入する者を、交番へ、引張り込んで、被告人扱ひをする、と、いふ事だが、どういふ譯で、そんな事をするのか』

『ハイ』

巡查は、黙つて居る。

『それは、君の考で爲るのか、それとも、上官の命令か、どちらぢや』

『上官の命令で、あります』

『それでは、その理由を、説明する事は、出来まいな』

『左様で、あります』

『上官とは、誰の事か』

『田警部長で、あります』

『よし』

『ハイ』

善兵衛に、俵の仕度をさせた。外に一臺、宿俵へ注文した。それには、著者が、乗るのであつた。

星は、これから、縣廳へ、行くべく、著者が、案内を爲る。當時の縣令は、沖守固であつた。

星が、ロンドンに、留學中、沖も、遅れて、留學に行つた。其時、沖は、星の世話になつて、二人の間には、相當の親しみがあつた。

『ヤア、久し振ぢやつたね』

縣廳の受付に、案内されて、縣令の室へ入る、と、先づ、星は、沖に向つて、聲をかけた。沖は、椅子から離れて丁寧な、會釋した。

『こちらへ、お出になつて居る事は、よく知つて居たのですが、色々の都合で、お訪ねしなかつたのは、お察し下さ』

『い』

『ウム、そりやア、よく判つて居る。うつかり、謀叛人の所へ來る、と、君の首が、危いからなア、ハツハ、、、』

沖も、據所なく、苦笑ひをした。

『今日は、何の御用です』

『君はひどい事をするな』

『何ですか』

「我輩は、保安條例に依つて、退去を命ぜられて、来たのだから、此法律に依る、刑罰は、既に済んで居るのだ。然るに、我輩の家へ、出入する者を、猥りに誰何して、甚だしきに至つては、被告人扱ひをする、と、いふ事であるが、どういふ理由で、そんな事をするのか、その理由を、聞きに来たのだ」

「それは、警察部の、爲る事で、こちらには、責任がないから、辯解も出来ない」

「そりや、いかんよ。縣令は、警察部の仕事にも、責任がある。そんな胡麻かしをいはずと、悪かつたら、悪かつたとして、あやまれば、よいのだ」

「イヤ、決して、責任を、回避する譯ではない」

「それでは、どういふ譯か」

「今度の事は、内務省と、警察部と、直接の交渉で、縣廳の方へは、何の相談も無かつたから、こちらでは、責任のない事に、なつて居る」

「さうか、それに、違ひないな」

「その通りだ」

「然らば、警察部の、責任ある者を、呼んで貰ひたい」

「よろしい、すぐに呼ぼう」

「然し、君は、立會人になるのだぞ」

「承知した」

これから、すぐ後の、警察本部へ、使ひが、駈付けた。

五

田警部長は、すぐにやつて来た。

縣令の室へ入ると、星が居るから、田は、どうも、碌な事ではない、と思つた。

「何か、御用ですか」

「ウム、星君が、何か、君に、話する事があると、いふので迎ひを出したのぢや」

「さうですか」

と、いつて、田は、星の方へ、向き直つた。

「どういふ、御用向ですか」

「君が、田と、いふのか」

「ハイ」

星は、沖に、質問した通りの事を、また繰返した。田は、それを聞いて、暫く、黙つて居た。

「どういふ譯で、君は、斯ういふ、無法な事を爲るのか」

「それは、要するに、上司の命令で、爲る事ですから、説明の致しやうは、ありません」

「上司とは、誰の事か」

「上司であります」

「それは、誰の事か、と、いつて居るのだ」

「上司が、誰であるか、それも、答へられません」

「山縣内務大臣の事か」

「想像は、何とでも、あなたの自由です」

「然らば、尙ほ尋ねるが、君は、職務上、取扱つて居る事に對して、明確な答辯を、爲し得ないのか」

「さうで、あります」

「どういふ譯で、明確な答辯を、避けるのか」

「上司の命令で、爲る事では、ありますが、それから、生じて来る、責任は、自分が、負ふ事になつて居るのですから、差支ありませんまい」

「それなら、答辯をしたら、よからう」

「それですから、答辯は、出来ません」

「何故か」

「上司の命令に對する、職務上の説明は、一切、致さぬ事に、なつて居るのですから、お答は、出来ません」

「自分が、責任を負ふのなら、答辯は、出来る筈だ」

「責任は、負うても、職務に關する、内容に就ては、一切の答辯を、回避します」

「君は、却々、強情だな」

「ハイ」

「君は、此事を、善いと思つて、爲て居るか、それとも、悪いと思つて、爲て居るか、其答は、出来るだらう」

「よいとも、又、悪いとも、考へて居りません」

「極めて、悪い事だ」

「左様ですか」

「悪いと思つても、上司の命令なら、何でもやるか」

「上司の命令には、善惡ともに、服従いたす外は、ありません」

「泥棒でもするか」

「場合によれば、爲るかも知れません」

「ハツハ、、、面白事を、いふ男だ」

星は、沖に向つて、

「斯ういふ、ボケ茄子と、話をしても、無駄な事だから、もう、質問は止める」

「マア、さう怒らずと、ゆつくり、話し合つたらどうですか」

「何を、いうても、判るまい」

役人といふものは、却々、むづかしいもので、其點は、あなたも、多少は、御承知の筈だが、田警部長の苦衷も、

少しは察して、おやりなさい」

元來、沖といふ人は、かうして、碎けて話をすると、存外に、愛嬌もあり、應酬は、可成り、巧い方であつた。

星も、理窟を抜きにして、雑談の間には、何ともいへぬ、和か味があつて、對手を、テレさせるやうな事は、容易に

仕なかつた。

二人の應酬を、田は、黙つて聞き乍ら、星の態度や、顔付を、つく／＼見て居て、

「先生に、お伺ひしますが、要するに、先生は、あアいふ、取締をされては、迷惑であるから、止めて欲しい、と、

いふのでありますか」

「さうぢやない」

「それでは、どういふのですか」

「あアいふ事を爲るのは、不都合であるから、止めたらどうだ、といふのである」

と、答へた。

田が、尋ねたのと、星が、答へたのと、その結果からいへば、同じ事なのであつて、只、違ふ所は、止めて欲しい、

といふ、嘆願的のものでなく、星が、いふ所は、不都合であるから、止める、といふ、指導的態度でいふのと、それだけの違ひである。

星は、如何なる場合にも、此態度であつた。決して、頼むとか、拜むとか、いふやうな、弱い音は吐かず、毎も、此調子で、高飛車に出るのが、常例であつた。

田は、其晩、東京へ出て、山縣を訪ねた。

『退去者の、取扱ひに就て、一切を、小官に、お任せ下さる事は、出来すまいか』

山縣は、暫く、考へて居た。

『こちらからの、指圖通りでは、取締り難いといふのか』

『つまり、さういふ譯に、なります』

『それは、何ういふのか』

『その仔細を、お尋ねなく、小官に、御一任下さるやう、願ひます』

『責任を持つか』

『無論で、あります』

『萬一の事がある、と、容易ならぬ結果に、なると思ふが、それでも、よいか』

『其點に就ては、身を以て、當る考へてありますから、萬一の場合は、豫想いたしません』

『よし、一任する、しつかり、やつて見ろ』

田は、其晩のうちに、退去者へ、附けて置いた、巡查を、すべて撤廢した。

夜が明けてから、其事が知れる、と、退去者は、初めて、身體の、自由を得たので、非常な喜びであつた。追々に

星の所へ、集まつて来て、

『先生、妙な事が、あるもんですな』

『何だ』

『巡查が、一晚のうちに、消えてなくなつたのです』

『さうか』

『先生の、門前は勿論、僕等の身體にも、附いて居りません』

『フーム、さうか』

『どういふ譯でせう』

『昨日、我輩が、談判に行つたから、その爲かも知れぬ』

『妙ですな』

『田といふ奴、ちよつと、面白い所がある』

『さうですか』

『地方の警部位には、惜い男だ』

頻に、星は、感心して居るやうだが、外の者には、何ういふ譯か、よく判らなかつた。

山縣が、田の懇請を容れて、退去者の取締りを、一任したのは、其前に、山縣を、感心させた事が、あつた爲めて、それと是れと、二つの事から、山縣が、深く、田の前途に、注意するやうになつたのである。

前の事とは、どういふ事柄か、それを、簡単に、述べて見よう。
初め、退去者が、横濱へ、一時に、落込んで來ると、同時に、憲兵が一部隊、乗込んで來て、鐵橋際、海老屋旅館

を、本部として、野毛町の三浦屋旅館を支部とし、嚴重な警戒を、始めた。
 其事を知る、と、田は、すぐに、内務省へ、やつて来た。退去者の取締に就て、山縣内相に、會ひたい、と、いふのであるから、清浦警保局長が、代つて、その次第を聞かう、と、したけれど、田は、内相に、直接でなければ言はぬ、といつて、何としても、清浦に、その要件を、打明けなかつた。
 清浦は、頗る不満であつたが、據所なく、山縣へ、其通り、取次いだから、山縣は、田に、會ふ事になつた。

「どういふ用事で、来たのか」
 「閣下は、今回の件に就て、憲兵を、横濱へ、お遣しになつたが、それは、どういふ理由で、ありますか」
 「別に、どういふ理由、といふ程の事は無いが、退去者の取締に就て、警察部の力が、足りまい、と思つて、陸軍の方へ、交渉の上、憲兵を、派遣する事にさせたのぢや」

「然らば、お伺ひいたしますが、小官は、現に、警部長として、横濱に居るのであります、小官から、退去者の取締は、どうしても、充分に出来ぬ、と、いふ事を、何時、申出ましたか、それを、伺ひたいのであります」
 「此質問には、流石の山縣も、ぐツと行詰つて、答へが出来なかつた。」

「小官が、警察部を、擔當して居る限り、此位の取締に、間諜付くやうな事は、致しません。此事は、神奈川縣警察部の威信に、關する事であり、小官としては、飽迄も、抗議を、致したく思ふのであります」
 「これは、我輩の手落であつた。お前の方へ、一應は、問合せからに、すれば良かったのぢやが、ツイ取急いだ所から、斯ういふ事に、なつたのぢや。さればというて、今更に、何ともならぬが、どうすれば、よいか」
 「小官に、お任せ下されば、閣下の權威を、傷けず、又、憲兵隊の面目を、保持して、立派に、解決いたします」
 「ウム、よろしい。それでは、一任するから、やつて見なさい」

それで、田は、横濱へ引返す、と、すぐに、憲兵隊の、指揮官に會つて、

「星亨の一派が、爆裂弾を、製造して居る、形跡があるから、大に、警戒しなければならぬ。横濱市内は、警察部で引受けるから、憲兵隊の方は、神奈川へ引上げて、彼等が、ひそかに、東上する場合に、備へて欲しいが、それを、御承知下さるまいか」

と、申込んだ。之を聞いて、憲兵の隊長は、眼を丸くした。
 「それは、大變ぢや。萬一の事があれば、お互の責任ぢやから、神奈川の方は、確かに引受ける」
 憲兵隊は、全部、神奈川へ、行つてしまつた。之は、田が、出鱈目を、いつたのである。星の一派が、爆裂弾を、作つて居るとは、思ひ切つた嘘を、ついたものだ。そのために、憲兵隊は、欺されると知らず、横濱を引上げたのだから、實に、大笑ひであつた。

此事を聞いて、山縣は、ひそかに苦笑した。退去騒ぎが、一段落となり、星も、入獄の身となつた。慰勞の意味で、田は、山縣に呼ばれて、御馳走を受けた。其時に、山縣は、田に向つて、
 「どうぢや、爆裂弾は、まだ出来ぬかな」
 と、いつた。

田も、これには恐縮して、
 「イヤ、どうも……」
 と、いひ乍ら、頭を下げた。

一石二鳥、と、いふ事がある。田は、此事件の爲に、山縣と、星の信用を、一時に擱んだのは、奇とすべきである。それから、殆んど、十年の後、第一次の政友會内閣が成立して、星が、遞信大臣になつた。次官の希望者は、群がつて来た。星は、すべての希望者を斥けて、田を、次官に登用した。

神風樓移轉問題

今では、東京府の管轄に、なつて居るが、多摩郡の昔は、神奈川縣に、屬して居た。それが、どういふ譯で、東京府へ、管轄替をされたか、と、いふ事は、政黨の關係が、その因を爲したのである。

自由黨が、藩閥政府と、盛んに戦ふ頃、三多摩の壯士團、といへば、眞に、泣く兒も黙るゝといふ程に、一般から、重くも視られたが、又、恐怖されても居た。

南多摩には、石坂昌孝を、主腦として、村野常右衛門、森久保作藏の二人が、其左右に居て、全郡、殆んど、自由黨の地盤であり、改進黨の如きは、一指を染むる事も、出来なかつた。

西と、北の多摩には、吉野泰三、水島保太郎、中村克昌、瀬戸岡爲一郎、比留間邦之助、其他の連中が居て、これも、自由黨として、南に劣らず、大磐石の如く、打固めてあつたから、多摩全郡は、自由黨に非ざれば、夜も日も明けぬ、といふの状況であつた。

選挙でも始まると、農家の子弟は、總動員で、押出すのであるが、その總てが、手辨當の草鞋がけて、實に、熱心なるものであつた。それであるから、神奈川縣會は、三多摩の勢力に押されて、四五の議員が、改進黨に屬し、其他はすべて自由派であつた。

横濱市からは、島田三郎や、肥塚龍が、選出された時代もあるが、議場では、グーの音も、出なかつた。肥塚の如きは、缺席が、出席の日よりも、多くあつた、と、いふ理由で、除名處分を受け、島田は、早く、見切りをつけて、縣會には、出なかつた。

石坂が、暫く、議長をして居て、それから、水島に代つた。三多摩以外からも、菊地小兵衛、梶野敬三、岡部芳太郎、難波惣平、古谷正橋等の人が、議場の闘士として、盛んに、活躍して居た。

盈つれば缺くる、といふ諺の通り、餘りに三多摩の勢力が、強かつた爲に、専横な事が多く、そこに、空隙が生じて議員の改選期になる、と、動搖を、見るやうになつた。

その上に、議衆院が、開けるやうになつてから、その選挙が、絡んで来て、大きく、動搖が起り、遂には、内部に龜裂を、生じたのである。北多摩の吉野が、石坂と、争ふやうになり、今迄は、全郡一黨で、押切つて来た、多摩の河原にも、秋風が、吹いて来た。

それが延いて、他の郡部にも、激しく、動搖が起り、津久井、高座の選挙には、菊地小兵衛が、先づ、反旗を、翻して、山田嘉穀と對立し、その競争は、殆んど、戦争にひとしいものであつた。

双方の動員は、それ／＼に兇器を携へ、白晝ピストルを放ち、抜刀や竹槍で、盛んに血を流した。巡查や憲兵も、手を束ねて、見て居る外なかつた。今の胎中楠右衛門が、一少年として、その膽玉を知られたのは、此時であつた。

斯うした、激闘を、續けるやうになつて、感情的に、何としても、融和し得ず、村會、郡會、縣會、すべてが、此調子で、争ふやうになつたから、自然の勢ひ、石坂等の、自由派に、對抗する上から、或者は、政府黨に走り、或者は、改進黨になり、これが爲に、三多摩の結束も、非常に、むづかしくなつた。

けれども、流石に、南多摩は、微動だにしなかつた。反對した者は、産を倒し、生命を賭け、血を流して、争つたが、どうしても、勝ち得なかつた。

内部には、斯うした、紛争が、起つても、縣會の上には、依然として、自由派の勢力が、振つて居たから、神奈川縣へ、赴任する役人は、どんな者でも、自由派の前に、詭拜、叩頭する外なかつた。

そこで、政府は、三多摩を、東京府へ移して、神奈川縣會の、勢力を弱め、同時に、自由派の根據を、崩しにかゝつた。此移管問題は、可成り、面倒であつたが、到頭、政府側の目的を、果し得た。その内面には、吉野や、菊地の一派が、相當に、動いて居た。

斯うした、歴史を、今から振り返つて見る、と、何ともいへぬ、興趣が湧く。今では、民政黨の勢力が、追々に、喰込んで来て、八王子の如きは、民政黨に、多少の強味があり、村野でさへも、輸入候補の無名漢に、負けた事がある。現在の勢力も、どういふ風に、變つて行くか、殆んど、判らなくなつた。

▲民政黨は、改進黨の筋を、引いて居る。政友會は、自由黨の因縁が深い。さうした事情を、絡めて、考へて行く

と、實に、感慨深きものがある。

田が、高知縣から、轉任して来た時は、まだ、自由黨の、全盛時代で、水島が、議長をやつて居たやうに、思ふ。

石川縣、福岡縣、高知縣、熊本縣、それに神奈川縣を加へて、之を、五難縣と、稱したものだ。

石川縣には、盈進社があり、福岡縣には、玄洋社がある。熊本縣には、國權派が居て、高知縣には、立志社がある

のだから、知事や警部長に、なつて行く者は、まるで、獄門臺に、据ゑられるに、ひとしかつた。

田は、高知で、立志社を對手に、苦勞した效があり、神奈川縣へ來ても、其調子で、推して行つたから、割合に、評判がよかつた。

折柄、保安條例の騒ぎで、その取捌きが、上手であつた、といふ事が、更に、自由派の感情を良くして、田の方でも自由派には、進んで、親みを、有つやうになつた。

後年、田が、衆議院へ、現はれた時、政友會の一員であつたのは、伊藤博文との關係もあらうが、實は、自由派と

の因縁が、之を然らしめたものと、見るべきである。

従つて、田の腰巾着であつた、松本剛吉が、兵庫縣人であり乍ら、神奈川縣から、代議士に成り得たのも、さうした事情が、因を爲したのである。

松本は、田中内閣の時、貴族院議員になり、滿鐵の最高顧問ともなり、益と正月が、一時に來たやうであつたが、議會開會中に、病を得て、急死した。松本に就ては、ひどく賤す人もあるが、交際つて見れば、悪い質でもなく、又永い間の苦勞を、見て居た者から、云はせれば、あの位の酬いは、あつても良からう、と、いへる。

殊に、田とは、五十年來の關係で、切つても切れぬ、深い因縁であつた。使ひ役として、此位に、小手先が利いて、調法な者は、少い。秘書役として、手紙を書かせたり、人と、交渉をさせたら、實に巧いものであつた。

松本が、横濱で、警察本部の、警部をして居た頃、有田晋松といふ、巡查が居た。それが、今のドラッグ商會の有田である。昔は、一人前の、有志家で、あつた如く、自分では、吹聴して居る、と聞くが、實は、横濱の巡查であつた。

一一

横濱の遊廓は、文久の頃に、可成り、繁昌を、極めて居た。新たに、開港場として、外國人が、盛んに入込んで來たから、それを見事に、各種の人が、押掛けて行き、昨日迄は、田畑と、沼地ばかりの、一寒村が、忽ちにして、立派な、貿易港となり、外國人を、中心にして、種々の取引が行はれ、横濱へ行けば、弗の雨が、降つて居るやうな、大い評判であつた。

弗の雨は、降らない迄にも、土地が、開發されて行く、その勢ひは、逆も、想像し得ぬ程の力を、有つて居るもので、文久から、明治五年頃までの、横濱は、押すなくの、人の群がりて、凄じい事であつた。

著者は、辨天通四丁目で、育てられたのであるが、まだ、明治十年頃迄は、夜になると、入出が多いので、うるさい程であつた。これは、土地が開けて、家を建てる割合よりも、集まつて来る、人の方が、激しいのであるから、取締りのつかぬ、雑沓で、従つて、小金の流通が激しく、それが爲に、小商人の懐裡は、存外に、温かであつたから、すべての上に、活氣のあつた事は、素晴しかつた。

第一には、外國人の要求で、女を、當がふ必要があり、初めの中は、幾ら、金を出しても、女などは、恐れを爲して、寄り付かなかつたものだ。けれども、外人に見れば、本國を放れて、遠い他國へ、来て居るので、一番に困るのは、女に、接する事が、不自由であるから、精神的にも、又、生理的にも、それに就ての、苦悶が、随分、深くなつたらしい。

そこで、幕府の役人が、據所なく、周旋方となり、女の取持を、爲るやうになつた。例の、唐人お吉、あれは、伊豆の下田であるが、あつた女が、横濱にも、追々に、多くなつて来て、結局は、役人の、周旋を俟たず、直接の約束も、出来るやうになつたが、最初は、どうしても、役人の力を、借りなければ、容貌の善悪に拘らず、女を得る事は、出来なかつたものだ。

昨今になつて、其頃の事を、いろいろに書く人があり、お吉などは、外交上の關係から、幕府が、政略的に、犠牲にしたのである、といふ様な事を、言出して、お吉の人氣は、大へんなものになつて了つたが、實をいへば、さうした、大袈裟なものではなく、日本の女が、金の爲に、外人の洋妾になつた、といふ丈の事で、年月にこそ、前後はあつても、お吉の如き、女は、横濱にも、澤山、有過ぎた位だ。

長崎へ行けば、それより、ずつと前に、お吉と、同じ境遇の女は、少なからずあり、氣の利いた奴は、子供の二人や、三人は、生んで居たものだ。それにしても、幸か、不幸か、お吉が、洋妾の光榮を、獨占してしまつたのは、文士と稱する、偉い人達の、お骨折である。

外人も、女を得るに、やうやく、不自由を、感じなくなつたが、それは、いづれも、相當に、金廻りのよい、外人に限られて居た。懷裡の淋しい、外人は、どんな、つまらない女でも、抱へ切りに、爲て置く事は出来ぬから、一夜の春夢に、情慾を、充す外はなかつた。

茲に於て、さうした機關を、設ける必要が起つた。之は、各人が、勝手に、設ける事は、許されないのであるから、どうしても、幕府の指圖を、俟つやうになり、幕府の方でも、これ丈は、拒み得なくなつて、それから、遊廓の設置を、許すやうになつた。

遊廓を許すとなれば、外人だけの、需用を充すのみでなく、日本人にも、その便利は、與へてやる必要があつて、表面は、日本人の爲の、遊廓であるが、その一部には、外人向の、女郎屋も、作られたのである。

最初の遊廓は、港崎町に、作られたのであるが、その位置は、居留地に接近して、外人の出入を、第一に考へて、作られたのであるから、考へて見れば、實に、變なものであつた。

すべての制度が、整ふやうになり、日本人の市街も、また、居留地も、よく整理が、ついて来ると、遊廓の位置が、問題に、ならざるを得ない。如何に、大切な情慾を、漏す爲の設備とはいへ、居留地に接近して、遊廓が在り、碧い眼玉を、トロリとさせて、遊廓の門を、出入されては、耶穌の神様に對しても、少しは、恥かしくなる。

日本の側から、考へて見ても、餘り、體面のよい事ではなく、殊に、明治になつてから、新政府の役人が、それを、やかましく言ひ立て、遊廓の移轉を、決行したのである。

その移轉先が、例の高島町であつた。遊廓が、高島町へ移る、と、その跡を整理して、公園地に、爲たのであるが、恐らく、日本に於ける、公園地の元祖では、あるまいか。

高島嘉右衛門が、自費を以て、神奈川と、横濱の間へ、海を埋立て、一條の道路を作つた。それ迄は、渡舟で、通

ふ外に、途はなかつた。若し、程ヶ谷の方から、久保山へ出て、田甫道を、横切つて行けば、横濱の關門から、町へ出る事が、出来た。けれども、渡舟で行くより、不便でもあり、時間も要かつたから、神奈川方面の人は、いふ迄もなく、東京から、行く者も、渡舟の便を、借る外はなく、それにしても、和船の渡舟であるから、随分、不自由であつた。

高島は、その不便を、除く爲に、自費を以て、埋立工事を起し、後には、それを、政府へ、無償で提供した。政府では、高島の出願を容れて、土地を収め、之に、高島町の名を、附けたのである。

かくて、神奈川と、横濱の聯絡は、つけ得たが、人家は、一軒もなく、晝は、人通りがあつても、夜は、物騒であるから、三人か四人の伴がなければ、通る者はなかつた。要するに、大きい草原が、神奈川と、横濱の間に、横たはつて居た、といふ、形に、なつて居た。

それらの事情から、遊廓を、此處へ移す事に、なつたのであるが、遊廓が出来た、となれば、少し位の、淋しさは、忍耐しても行く。人間といふものは、可成り、勝手なものだ。

港崎町の頃から、岩龜樓と、いふのがあつた。宏壯な建物で、それを、其儘に移して、更に、建増をしたのだから、實に、大したものであつた。それと並んで、神風樓が、新たに作られ、之はまた、岩龜樓に比べて、一段と、立派なものであつた。

其頃の、高島町は、今、之を話しても、人が、本當にせぬ位、盛んなものであつた。女郎屋の数は、小店まで加へて、五六十軒であつたらうが、それに、關係した商人が、それ／＼に、店を持つて居たから、全體を、通じて、五六百戸の町であり、大通りの兩側には、引手茶屋が、軒をならべて、夜の賑ひは、吉原にも、劣らなかつた。殊に、汽車が、通ずるやうになつてからは、東京の者が、盛んに押出して、二大樓の繁昌は、大したものであつた。

そのうちに、岩龜樓が、左前になり、遂には、閉店してしまつたが、其代り、神風樓は、一段と、繁昌を極め、上等の遊客は、すべて、神風樓へ、吸収された。

所が、京濱間の汽車は、その遊廓に沿つて、走るのであるから、汽車の窓から、女郎屋の状が、手に取るやうに見える。さうした事に、馴れて居る、日本人は、平氣であるが、遠く、歐米から、やつて来る、外人は、何時も、その不體裁を、指摘して、時に、縣廳や、外務省の役人が、答辭に、苦む事もあつた。

それは、無理にも、忍耐し得るが、どうしても、忍耐の出来ぬ事があつて、之には、始終、頭を悩ました。それは、陛下の行幸に際して、如何に、警告を與へても、無恥な輩は、動もすると、女郎屋の二階を、開放しにして、その醜態を、曝け出す事がある。お眼障りに、なつては、ならぬから、神奈川と、横濱の間は、汽車の窓を、閉る事にした。

然るに、陛下は、春秋二季に、必ず、横濱へ、行幸がある。それは、どういふ譯か、といふに、根岸の競馬へ、御出遊ばすので、これだけは、判て捺したやうに、一年に二度は、あるのだから、當局者も、高島町を通る時だけは、冷汗を流す。時としては、外國から、高貴な御方が、お出になる事もあり、旁々、此遊廓を、何とか、處分しなければならぬ、といふ事が、懸案になつた。

そのうちに、縣會の方で、之を問題にしたから、縣廳でも、進んで、處分する事になり、明治十八九年頃に、眞金町の埋立地へ、移轉の命令を發した。

移轉の理由は、前に述べた通りであるから、如何に、我利亡者の多い、遊廓の人達でも、これだけは、拒む口實を、有つて居なかつた。移轉期日に、多少の手心は、縣廳の方でも、加へてやつたが、どうか、斯うか、移轉は、實行された。

茲に、一つの不思議は、女郎屋の總てが、眞金町へ、移轉させられたのに、たつた一軒、神風樓だけが、残つて居た。何しろ、神風樓の事であるから、此一軒を、眼當に、引手茶屋が、十軒も、残つて居て、而も、立派に、やつて行けたのだから、神風樓の繁昌は、それに依つても、想像し得る。

縣廳から、追ひ立てられて、慌たゞしく、眞金町へ移つた、女郎屋の主人等は、振返つて見ると、神風樓が、一軒だけ、残つて居るから、如何に、醜業者とはいへ、人間一と通りの、理窟は控る。

「神風樓だけが、残されて、我々ばかりが、追立てられるのは、何ういふ譯か。外國人の往來や、天子様の行幸に、眼障りであるから、立退けといふなら、神風樓を残すのは、何か、特別の仔細が、なければならぬ」

といつて、幾度か、騒ぎ出したけれど、要するに、神風樓は、移轉延期の、願書を出して、縣廳は、之を許したのだから、つまり、慌てゝ、立退いた者が、間拔であつた、といふ事になり、如何に、苦情を、いつた所で、どうにも、ならなかつた。

こんな莫迦らしい事が、どうして行はれたか、といふに、それには、秘密の事情が、あつたのだ。神風樓主、山口増吉と、いふのは、斯ういふ稼業に似合ず、維新前には、勤王の志士を援けて、よく世話をした。或は、幕吏に追はれて、助けられた者もあり、或は、物質の援助を、受けた者もあり、それらの關係から、新政府の大官には、可成り、懇意な人があつた。

芳川顯正、石田英吉等は、山口の爲に、助けられた事のある爲めに、神風樓の擁護には、嫌でも、力を盡す外なかつた。殊に、石田の如きは、山口の家に、匿まはれた事もあり、實をいふと、山口は、生命の恩人であつた。

斯うした、事情があるから、神風樓だけが、移轉の延期を、聽届けられたのである。縣會では、之を問題にした事もあるが、兎に角、縣廳が、延期の許可を、與へた以上、どうする事も出来なかつた。而し、それは、無期限の延期でなく、二年とか、或は三年とか、期限はあつたのだから、その斯限が、盡きた時に、何とかすれば、出来ない事も、

ないのだが、何しろ、警察本部が、職權上、之を左右し得る事になつて、その背後に、縣廳があるのだから、縣會が、幾ら論じた所で、結局は、駄目なのであつた。

田が、警部長として、横濱へ來てから、此問題は、各方面の人から、聞かされて居た。そのうちに、移轉の斯限が來て、神風樓は、再び、延期の願ひを出した。

然るに、田は、此延期願ひに對して、

「願ひの趣、聞届け難く候事」

と、指令を附して、願書は、突戻した。

殊に、別紙へ、

「移轉の斯日に至り、之を實行せざる場合には、強制執行をするから、左様、心得ろ」

といふ、意味を、書添へて、渡したから、樓主の驚きは、一と通りでなく、山口は、すぐに、東京へ出掛けた。

「警部長ツ」

と、言ひ乍ら、松本警部は、田の前へ、立つて居る。

「何か」

「只今、縣廳から、使ひが見えまして、縣令閣下が、至急に、來るやうに、と、いふ事で、あります」

「フ、ム」

「何と、答へませう」

「よし、すぐ行く」

これから、田は縣廳へ、出かけた。

前に述べた通り、此時の縣令は、沖守固であつた。沖は、鳥取の藩士で、前には、操三といふた。廢藩置縣の時に、目覺しい、といふ程の事でもないが、ちよつと、氣の利いた事をやつて、それから、藩閥の人達に、認められたのが、出世の初めであつた。

田の姿を見る、と、沖は、愛嬌笑ひを洩らして、

「サア、警部長。サア、これへ……」

といふ。田は、叮嚀に敬禮して、與へられた椅子へ、腰を下した。

「御用ださうですが、何事で、ありますか」

「實に、弱つた事が出来て、閉口して居るのぢや」

「どういふ事ですか」

「マア、之を見て貰ひたい」

沖は、テーブルの上へ、封筒に入つた儘、一通の書面を、置いた。

田が、之を披いて見る、と、意外千萬、此書面は、内務大臣、芳川顯正から、沖へ宛てたもので、それには、斯う

いふ意味の事が、書いてあつた。

「神風樓主の山口は、維新の際、勤王の志士を、少なからず、助けて居る。稼業は卑しいが、その志は、實に、高い

男である。此度、移轉を強行される、さうであるが、もう一度だけ、延期を聽届けて、やつて欲しい。それに就て、

石田からも、懇々と、頼みがあつた。旁々、君の手加減を以て、取計らつてくれ。警部長へは、君から、命令して

くれたら、それで良からう」

之を、讀み終る、と、田の眼は、險しく光つた。

「その手紙で、吾輩も、頗る弱つて居るのぢやが、何とか、して貰ひたい」

「成る程、これは、さぞ、御迷惑でしたらう」

「サア、さういふ事情であるから、延期は、聽届けてやつて、貰ひたいが、どうぢらう」

「それは、あなたのお考へ通りに、なさるが、良いてせう」

「君は、承知してくれるか」

「小官はいけません」

「何ツ、いけません、とは……」

「既に、他の者は、數年前に、移轉を、終了して居ります。残つて居るものは、神風樓だけでありますから、此上の

延期は、警察部として、採用は出来ません。但し、あなたが、之を聽届けるのは、別問題であります」

「それは、困る。警察部を差置いて、縣廳が、此指令は出来ぬ」

「單に、意見の相異でありますから、縣廳が、延期を認める事は、敢て、差支ありません」

「然らば、君は、此事に就て、沈黙を守るか」

「ハイ、小官は、沈黙して居ります」

「それは、有難い」

「然し、小官は、辭職いたします」

「えツ、辭職する」

「どうも、止むを得ません。あなたの立場を、お察し申しますから、小官は、辭職いたしませう」

「辭職しては、いかなア」

「其外に、執るべき途は、ありません」

辭職する、と、いうて居る、田は、存外に、落付いて居るが、沖は、頗る弱つたらしく、ワサ／＼して居る。

「君は、どうしても、いかなのか」
「ハイ」
「どうも、止むを得ない。其旨を、内相の方へ、申し送る事に、しやう」
「それが、宜しう御座いませう」

翌日になると、石田が、やつて来て、田と、陸詰談判であつた。けれども、田は、一步も、譲らなかつた。石田は、非常に憤慨して、歸つて行く。

神風樓は、期限が切れて、猶ほ、立退かなかつた。田は、松本を呼んで、強制執行の準備に、かゝらせた。

巡查が、二十名餘り、人夫が百五十人、と、いふのだから、可成り、大掛りの、取壊してある。神風樓の四周には、竹矢來を作り、海岸の方へ、退口を設けた。指圖は、松本が、爲るのであるが、田は、少し離れて、それを、監視して居る。

何しろ、横濱一番の、神風樓が、取壊される、と、いふのであるから、忽ちに、その評判が擴がつて、見物は、犇犇と、押寄せて來た。

女郎は、夜の品物で、晝間、見るべきものでない。何ともいへぬ、有様で、眼を反ける外はない。けれども、見物は、頻に面白がつて、手を拍ち乍ら、離し立てる。

其日の騒ぎは、非常であつた。神風樓に、立退かれては、引手茶屋が成立たぬ。其外、臺屋を初め、小商人等も、居残りになつては、とても、立行かぬから、それなりに、立退いてしまつた。

永い間、悪い噂を立てられた、神風樓の居残りは、これで、すつかり、決算がついた譯だ。田の評判は、上下を通じて、頗る良かつた。

四

一ヶ月程経つ、と、沖は、滋賀縣へ、轉任を命ぜられた。同時に、田は、埼玉縣へ、左遷された。沖は、一等下り田は、二等、下つた譯だ。沖の寢醒は、良くなかつたらう。

田は、轉任の命令が下ると、すぐに、東京へ出て來た。京橋の、秦源祐の所へ、やつて來た。田は、妻を失つて、此時は、後妻であつたが、その媒酌は、秦が、爲たのである。此人の伴が、今の豊助である。

「オ、田さん」

「洵に、御無沙汰を、いたしました」

「御無沙汰は、お互の事だ。君は、却々、忙しいのだから、斯うして、出て來るのも、容易な事では、あるまい」
「今日は、少し、御相談したい事があつて、來ました」

「ハムア、何ですか」

「役に在る者が、自分の進退に就て、人に、相談すべきものでない、と、いふ位の事は、よく心得て居りますが、此事だけは、あなたの、お考へを伺つて、それから、決したい、と、思ふのですが、實は、埼玉縣へ、左遷されたのです」

「えツ、何ですつて、埼玉縣へ……」

「餘り、莫迦々々しい事とは思ひますが、少し、考へもありますから、此度は、一切の不平を收めて、左遷されて行かう、と、私だけは、決めたのですが、あなたのお考へを、承り度く、お伺ひしたのです」

「ど、ど、どういふ譯で、そんな事に、なつたのです」
「多分は、神風樓の一條でせう」

「ハ、ア、あれか。私は、他から聞いて、君は、偉い事をやつた、と、思つて居た。普通の小役人に、出来る事でない。流石に、立派なものだ、と、感心して居たのだが、あゝいふ事をしては、政府の方の、氣受は、良くないかね」

「内務大臣と、樓主と、何か、古い因縁が、あるらしいのです」

「ハ、ア、それは、餘りに莫迦らしい」

「議論としては、問題には、ならないのですが、役人の進退は、議論以外ですから、どうも、致し方がありません。

そこで、あなたのお考へは、どうでせう」

「イヤ、私の考へ、といつても、別に、大した考へはないが、若し、私が、君の位地なら、黙つて、左遷されて行く。

それは、君の考へと、矢張り同じだ」

「あなたも、左遷に應ずる、と、いふのですか」

「さうです。君は、天皇陛下の召使ですから。内務大臣は、今日居ても、明日は、何所へ、飛んで行くか、知れた

もんぢやアない。役人になつた以上、眞面目に勤めるのが、陛下への、忠義と、考へて居る。いづれ、時が経つた

ら、あなたの誠實が、世間にも、知れるでせう」

「有難う。それで、私の決心は、愈々、固くなりました」

話が済んで、御馳走が出る。田は、暫く話し込んで、横濱へ、歸つて来た。翌日の朝は、時間を計つて、縣廳へ、

出て来た。沖は、今、出て来た所だ。

「オイ、田君」

「君が、あまり強情な爲に、吾輩迄が、斯ういふ目に遭つた」

「どうも、致し方が、ありません」

「君は、自分の、やつた事だから、大して、苦情もあるまいが、我輩は、實に莫迦らしい」

「閣下、とるは憂し、とらぬは物の數ならず、すつべきものは、弓矢なりけり、といふ歌が、あります」

「ウム、そりやア、それに違ひない。然し、君は、どうする。罷めるか、どうぢや」

「イヤ、私は、罷めません」

「それぢや、埼玉へ、行く氣か」

「ハイ」

「今の歌は……」

「昔の人が、斯ういうて居る、と、申した迄の事で、厭なら、罷める外は、ないのですが、私は、兎に角、埼玉へ行

きます」

「君は、不平が、ないのか」

「ありません」

「不平がない、と、いふのは……」

「私は、陛下の命に依つて、國家に奉公するものであります。芳川内相が、何といはうと、そんな事は、齒牙にかけ

ません」

「ハ、ア、陛下の命……成る程、さうぢや」

「あなたは、何うなさいます」

「我輩は、罷めるつもりぢやつたが、思ひ直して、行かう」

「怒ひ、不平などは、いはない方が、男らしいですなア」

「全く、其通りぢや」

斯ういふ譯で、沖は、滋賀へ、田は、埼玉へ、東西に別れて、赴任した。所が、沖は、滋賀へ行くと、間もなく、例の、津田三藏の事件に、引掛つて、懲戒免官になり、それが、官界に於ける、生活の打切りであつた。田は、埼玉へ行つて、澄まして、勤めて居る、と、此事を聞いて、黒田清隆が、遞信省へ引上げて、活路を與へた。昔の人がいふ、捨てる神があれば、拾ふ神がありて、世間の事は、餘り、クヨクヨするものではない。

金玉均の遠流

田が、警部長時代に、最も苦心したのは、金玉均を、小笠原島へ、送りつける事であつた。金の背後には、頭山滿と、犬養毅が、控へて居る。玄洋社の壯士は、頭山の、眼の動きやう一つで、何を始めるか、判らぬ。殊に、岡本柳之助のやうな、恐ろしい人間も、睨んで居るのだから、若し、下手な取扱をすれば、金を、島送りに、爲し得ないばかりでなく、第一に、田の身分が、何うなつて了ふか、判らないのだ。それを、巧みに扱つて、何事もなく、横濱を送り出した、手際は、誰も感心したが、殊に、内閣の人達は、ホツと、呼吸をついたのである。それらの事情を、述べて見よう、と思ふのだが、其前に、金が、どうした事情から、日本へ、亡命して來たか、と、いふ事を詳しく、いうて見たい。昨今は、年月も、経つた爲に、老人は、日韓併合の事實を、全く忘れ、若い人達は、何ういふ経緯から、さうなつたか、少しも、知らないのであるから、金の事を、よく知れば、併合の事が、起つた原因を、初めて、理解し得るのである。

明治十七年の十二月に、京城で、暴動が起り、我公使館を燒き、兵營を襲うて、亂暴狼藉を働いた。その原因は、

金の獨立運動からであつて、日本側の遣方も、頗る拙かつたから、到頭、そんな事に、なつてしまつた。朝鮮は、弱小の國ではあつたが、立派に、獨立はして居たのだ。それを、何時か知らず、屬國の如くして、取扱つて來たのが、支那政府であり、朝鮮政府の大官は、揃ひも揃つて、事大主義の人ばかりだから、それに甘んじて、敢て、苦情も、いはなかつた。

其頃の、日本政府は、昨今のやうに、實力も、充實して居なかつたので、支那政府に、對抗するだけの、氣力もなかつた。支那政府が、朝鮮を、屬國の如く、取扱つて居るが、日本側では、何としても、手の出しやうが、なかつた。明治十五年に起つた、京城の變亂、其時には、日本人側は、随分、ひどい眼に遭つて、駐在の軍人は、虐殺されるし、商店は、掠奪に遭ひ、婦人は、片端から、暴行を加へられ、實に、無慘な状態であつた。而も、我公使館は、暴徒に包圍され、燒打に遭つて、花房公使は、生命から、逃げ戻る、と、いつたやうな、莫迦らしい事になつてしまつた。

暴動は、鮮人が、起したのであるけれど、それを、煽動した者は、袁世凱であつた。袁の背後には、馬健忠が居り巧みに、袁を使喚して、之を爲さしめたのである。當時の袁は、馬健忠の配下で、厩屋の小者であつたが、此一事から、馬健忠の信用を得て、その後、幾ばくもなく、統理交渉通商事宜といふ、役になつた。之は、公使に似たもので、公使ではなく、而し、支那政府の代理には、違ひないのである。

支那政府は、朝鮮を、屬國と見て居るから、公使を送る、必要がない。そこで、斯ういふ役の名で、袁を、留まらして居た。

人間の質が、良いか悪いか、それは暫く置いて、兎に角、後年には、革命政府の、第一次大總統に、なつた位の男だから、どうも、普通の人間ではなかつた。殊に、煽動に乗り易い、鮮人の氣分を、よく知つて居たから、巧みに煽動して、日本の勢力を、朝鮮から、打拂ふ爲

に、斯うした事を、やつたのである。

此時には、井上馨が、談判の大使となつて、朝鮮へ乗込み、その配下には、井上毅、齋藤修一郎等の、遣手が、附いて居たばかりでなく、軍艦二艘には、兵士を満載して、高島綱之助、三好重臣の兩將が、非常な勢ひで、乗込んで行つたから、談判の結果は、頗る良かつた。

流石の支那政府も、此時には、グーともいはず、談判の成行を、見て居た。それは、何時でも、武力行爲に出る、といふ、權幕を見せて居たから、平生は、日本を輕蔑して居ても、斯ういふ態度に出ると、ちよつと怯む。それが、支那人の心理である。

若し、少しでも、笑ひ顔を見せたら、直ぐに附上つて、無茶な事を爲る。それであるから、支那人に對する遣方は、却々に、面倒なのである。

丁度、之を書いて居る時、奉天の衝突が起つた。あれは、當然の事態で、著者にいはせると、一年も、二年も、遅れて居たのだ。日本側が、餘りに、グヅ／＼して居る上に、幣原外交なるものが、まるで、成つて居ないのだから、支那側では、思ひ切り、馬鹿にして居た。その響きが、滿蒙の方へ、現れて來て、未決の案件が、三百以上にもなつて、何時、解決がつくか、その見越さへ立たぬ、と、いふやうな、阿呆莫い事に、なつてしまつた。

世間では、幣原外交を、強いつか、或は弱いつかといつて、議論して居るが、よく考へて見れば、幣原外交なんでも、のほ、全然、無いのである。幣原といふ、人間は、正に日本人として、生きて居るが、其人の、扱つて居るのは、外交の事務であつて、政策に立脚した、外交といふものではない。只、外務省の一室で、横文字の文書を、取扱つて居る、と、いふだけの事で、政策もなければ、政略もないのだ。

彼が、外交事務を、扱ふやうになつてから、その文書の上から、『我帝國』といふ、文字は、何時の間にか、消え失せて居る位で、幣原には、『日本帝國』の存在が、どうしても、意識されて居ないのだ。

それであるから、血の氣の多い、軍人等は、忍耐が、し切れなくなつて、ズドンとやる。それでも、まだ眼が醒めず、成るべく、事件の範圍が擴がらぬやうに、なぞと、寢言を、いつて居るのだ。いづれにしても、こんな事では、日本國が堪らない。まさか、亡國と迄には行くまいが、國威は、日々に、縮少する外はない。其代り、太る者は、三菱と岩崎だけである。

一一

幕末に結ばれた、條約は、此時に、全く變改されて、新しいものとなつた。それに依れば、對等の修交條約で、日本としては、將來に、頗る有利な立場を、作つた譯である。

騒擾に關して、受けた損害は、充分といふ程度ではないが、兎に角、賠償金も取れば、正式に、謝罪の表示も、爲せる事になつた。

國王の代理が、日本へ来て、皇帝陛下の前に、謝罪の辭を述べると、いふ事が、一條件に、なつて居たのだが、之は、國の體面として、客易ならぬ事であるから、いろ／＼に、苦情をいうて、却々に、承知しなかつた。

一時は、之が爲に、談判も中止となり、使節は、京城に、四十日も、留まつて居た程で、結局は、仁川まで、引上げて来て、非常な決意を、示した所から、朝鮮側は、我を折つて、その要求に、應ずる事となつたので、井上の一行為は、無事に、引上げて来た。

翌年は、約束に依つて、朴泳孝が、國王の代理で、日本へ来た。それに附添うて来たのが、金玉均であつた。

朴は、王族の一人であり、此代理に、好んで成つた譯ではないが、金に勧められて、お請をしたのである。金は、別に、一つの野心を、有つて居たから、つまり、朴を看板に、日本へ来て、一と芝居、打とうとしたのだ。獨立黨の首領は、朴であつたが、實は、金の計畫から、さういふ風にしたので、萬事は、金が、采配を振つて、い

ろいろと、策動して居たが、何分にも、獨立黨の力が弱く、在官の事大黨を、打倒す迄には、客易な事ではなかつた。茲に於て、金は、日本人の力に依つて、その目的を、果す外はない、第一には、此運動に要する、金が無いのであるから、それを、日本人から引出し、又、日本人の應援を得て、一擧に、事大黨を倒して、支那政府の、干渉から、遁れる外に、取るべき途はない、と、考へたのである。

幸ひな事には、日本側でも、支那側の專横と、事大黨の態度には、不快の念を、有つて居たのであるから、金の計畫は、日本側に、容れられ易いものと、見て居たのだ。

謝罪使とは、いふが、その行装は、堂々たるものであつた。著者が、青年の時代で、横濱に、住んで居たから、此一行が、汽船に乗つて、埠頭に着いた時の、状況を、實見して居たので、朝鮮と、いふ國は、實に偉いものだ、謝罪に来るのに、こんなに、威張つて居るのだから、大したものだ、と、思つた位である。

此時、福澤諭吉は、自分から、乗込んで、一行の世話をした。殊に、金の、才人にして、憂國の念、最も深く、志士の風格を、有つて居るのを見て、ひどく惚込んだ。

福澤は、慶應義塾が、追々に、盛大となり、自分に代つて、小幡篤次郎が、一切の處理に、當つてくれるから、實は、自分が、直接に、世話を焼く必要はなく、それだけに、身體の餘裕も出來て、何か、やつて見たい、と考へて居た、矢先に、此事が起つたので、獨立黨を、巧く動かして、朝鮮で、一と仕事、やつて見る氣に、なつたのである。

福澤の背後には、後藤象二郎が居て、これも、無聊に苦んで居たから、福澤の、相談に乗つて、朝鮮へ、乗込む覺悟を、豫め決めて、表面には、福澤を踊らせて、自分は、素知らぬ顔を、爲して居たのだ。

斯うした、内情が、ある所へ、一行が、乗込んで来たから、福澤が、進んで、世話をするやうになり、金の人物を見込んで、一と肌、脱ぐ氣に、なつたのだ。

それには、政府側の諒解を、得て置かなければならぬから、福澤は、伊藤に會つて、自分の考へを打明け、その助

力を請うた。政府としては、表面に於て、何うする事も出来ないが、陰然、便宜を與へる事は、敢て辭さぬ、といふ言質を得たから、福澤も、すつかり、乘氣になつて、金に對しては、いろ／＼な注意もすれば、在野の有志にも、紹介して、却々、骨を折つて居る。

金は、斯ういふ、味方を得たので、非常に喜んだ。今度は、謝罪使に、附いて來たのであるから、あまり踏込んだ事も出來ず、滞在も永くなつたから、一と先づ、引上げる事にした。

再び、出て來た時は、福澤の家に居て、種々、策動を試みた。第一が、金策の一條で、これには、國王の親書を、持つて來て、それを、振廻したのだ。

福澤は、伊藤の諒解を得、井上に會つて、金談を試みた。「朝鮮國王が、政府の改革をするので、三百萬兩、欲しいのだが、何とか、都合して貰ふ事は、出來まいか。それに就ては、關稅を、擔保にしてもよい。」

と、いふのであつたから、井上は、大に喜んで、盡力を約した。そこで、井上は、澁澤榮一を呼んで、此相談をした。澁澤は、第一國立銀行の、頭取てはあつたが、何分にも三百萬圓といふ、大金を、自分の銀行だけで、引受ける事は、不可能であるから、二三の銀行を、誘ひ合せて、纏める事に、骨を折つて見よう、と答へた。

澁澤のやうな、用心深い男が、どうして、此相談に、乗込んだか、といへば、國王の親書があり、稅關を擔保にする、といふのであるから、此位うまい話はないし、殊に、朝鮮へは、支店を有ちたい、考へもあつたので、井上の頼みに、應じたのである。

所が、意外の事が起つて、此金策は、全く、失敗に終つた。朝鮮公使の、竹添進一郎から、井上へ宛て、

『金玉均の、有つて居る、國王の親書には、疑ひがあるから、御注意なさい』
といふ意味の、電文であつた。

國王の親書が、偽物であるとは、言つて居ない。只、疑ひあり、といふのだから、頗る曖昧ではあるが、兎に角、裏面には、何等かの事情が、伏在して居ると見て、井上は、頗る驚いたのである。

竹添が、何故、こんな電報を打つたか、それには、竹添と、金の間に、感情の衝突があつて、竹添は、金の行動を喜んで居なかつたのだ。其上に、國王が、斯うした親書を、金に與へた事が、事大黨に知れたから、竹添に向つて、それを妨げるべく、盛んに、運動が起つた。それが爲に、竹添は、取敢ず、斯ういふ電報を、打つたのである。

國王が、どうして、此親書を、金に與へたか、それには、莫迦らしい、原因がある。金は、政府改革に關する、意見を内陳して、それに要する金を、日本から借入れるが、その一割、即ち三千萬圓を、國王の手許へ、差出すから、といふので、國王を、納得させて、一札を、書いて貰つた。此事は、朴にも、秘して居た位だから、況して、事大黨の大官が、之を知る譯はなかつた。

それを、不圖した事から、國王が、左右の一人に、洩らしたので、騒ぎが大きくなり、事大黨の連中が、竹添に迄、運動をするやうになつたのである。

一一一

澁澤は、井上の意を承けて、それ／＼へ、渡りをつけ、略、調金の見込はついた。所へ、井上から、迎ひが來たから、すぐに、駈付けると、

『あの一條は、少し事情があつて、我等は、保證の位地に、立つ事が出來ぬ。併し、銀行は、金を貸すが、稼業だから、貸してやつたら、可からう』

と、いはれて、澁澤は、少し變に思つた。井上の氣組が、全く、前の時と、ちがつて、幾分か、心配さうな、顔色でもあつたから、澁澤が、頻に突込んで、質問を始めた。

初めは、井上も、いろ／＼と、語を濁して居たが、遂に、本音を吐いて、竹添の電報を見せた。そこで、大事取の澁澤は、井上に斷りをいうて、引込んでしまつた。

金は、福澤から、井上と澁澤の事を聞いて、すつかり安心したから、獨立黨の同志にも、調金は、成功するといつてやつた。所が、斯ういふ事になつたので、金は、非常な苦境に、立つた譯で、逆も、此儘では、朝鮮へ歸れぬといひ出した。

福澤は、井上の所へ、捻込んで、猛烈な談判をした。井上も、頗る閉口して、多少の色づけはするから、勘辨してくれといふのであつた。

其結果は、横濱の木村利右衛門を呼んで、正金銀行から、十二萬圓だけ、出させる事にした。三百萬圓に對する十二萬圓では、どうにもならぬが、而し、無いよりは、優つて居るのだから、金は、其金を持つて、朝鮮へ歸つた。

福澤は、自分の名代として、井上角五郎を、京城へ送つた。金は、井上を、唯一の顧問として、これから、活動を始める事になつた。

先づ、漢城旬報を發刊して、獨立黨の宣傳を、する事に決めた。

『朝鮮は、純然たる獨立國であつた。何れの屬國でもない。支那政府が、朝鮮を、屬國の如く取扱ふのは、甚だ怪しからぬ事である。朝鮮人も、それを、放任して置く事は、宜しくない。殊に、政府の大官が、支那政府の專横に、屈從して居るのは、甚だ、其意を得ない』

斯ういふ意味を、宣傳するのであるから、支那政府も驚いたが、朝鮮政府の大官は、一層、旬報に對して、眼を光らした。その狀況に就ては、井上氏の著した『漢城之殘夢』に書いてある一節を、茲に、轉載しよう。

明治十六年十一月、漢城旬報第一號を發刊す。予の、外衙門に入るや、經營企畫、遂に以て一局を置き、名けて博文局と稱す。予の寓所を以て、局に充て、堂上には、閑詠樓、金晚植あり、荷も、海外事情に通ずるの士は、悉く之を局に集めて、各主事司事に任じ、予は即ち、其主任となり、毎月三回、官報を發刊す。紙上には、海外の事情をも掲載し、之を府、縣、郡、鎮、并に萬戸に配布せり。朝鮮に、新聞あるは、實に、此時より始まれり、第一號の世に出るや、物議騒然たり、特に、支那人の非難、最も甚しく、誣るに、西教傳播の具なりと云ふを以てし、又以て、日本を稱揚する所以のものとなし、或は激して、易言六册(易言は、支那人の著述にして、西洋の文物を、論述したるものなれども、中に、海防一篇あり、曰く、蕞爾たる日本、耽々として虎視し、已に琉球を夷し、更に高麗を窺ふ云々。日本を、極めて悪様に云へる所おほし)を、朝鮮假名(所謂、諺文なり)に翻譯し、之を國內に、配布せるものさへありしなり、然れども、予は、毛頭、屈するの色なく、引續き、二號以下を發刊したり、蓋し、國王殿下も、旬報を視て、人智開發の爲め、利ありとせられたるを以てなり。

當時、金朴の諸人は、相變らず、素志を貫徹せんことに、盡力したれども、不幸にして、未だ何等の結果をも見ず。朴氏は、廣州府に在りて、兵士若干を募集し、此に洋式の訓練を施せしも、遂に、閑家の疑ふ所となりて、自から廣州留守の任を解き、且つ、其兵士は、前營の中に、併吞せられたり。金氏は、東南諸島開拓使の任を帯び、日本に在りて、國債募集に盡力せしも、不幸にして、終に成らず、更に人を、英米兩國に派して、之を募集せんとしたるも、亦成らざりき。唯、此際、此等人々の事業として、稍々見るに足るべきは、多く少壯有爲の人物を募りて、日本に留學せしめたるの一事、是れなり。留學生中、或は、慶應義塾に入り、或は、戸山學校に入り、多少、文明の

學藝を、修め得たるものは、後日、歸國して、孰れも、金玉均の亂を助け、頗る效績を、呈はしたるものなり。茲に又た、翻つて、支那の處置を見るに、専ら、兵權を、掌握せんとするもの、如く、吳長慶を始め、將帥、多くは歸國し、隨つて、兵數も幾分かは、減少したれども、大院君の亂後、朝鮮政府が、江華島に於て訓練せる、支那式の兵士は、悉く之を、京城に引き上げて、以て、左右兩營を作り、各營の兵數は、五百にして、右營々使は、閔泳翊、左營々使は、李祖淵、これに任じたり。又別に、前營として、先年、日本中尉堀本禮造氏が、訓練したるものを募集し、後ち更に増して、其兵數を五百と爲し、韓圭稷を以て、其營使に任じ、朝鮮舊式の兵、凡そ六百は、之を後營として、尹泰駿、其營使たり。右の四營は、其名に於て、朝鮮の兵營なりと雖も、實際、支那兵營との間に、氣脈を通じ、兵權は猶依然として、支那の手に、歸し居たり。然れども、政權は、幾分か、自由を許すの姿とはなれり。是れ支那が、在來の經驗に徴して、其の方針を、一變したるものなるべし。

大院君の亂後、支那は、兵權、政權、共に之を、掌握するの目的にて、内外衙門に、各々一人の顧問を置き、之に其命を傳へしが、馬建常は、失策ありて、國に歸り、モレンドルフは、人望なくして、用に適せず、且つや、大小の政務に干渉するは、實に、其繁に耐へざるのみならず、實に朝鮮人中、支那に歸依するものまでも、爲めに幾分か、支那を嫌忌するの傾を、生ずるを見ればこそ、兵權を掌握して、一國の大事、就中、外交の問題は、命を支那に聞かしめ、其餘は、幾分か之に、自由を許したるならん。朴金の諸人は、之を知りて、轉た支那に對し、慷慨に耐へざりしもの、如くなりき。

支那は、右の如く、恩威、並び施したりと雖も、兩班中、猶、心服せざるもの多く、就中、城内人民の感情は、日を追うて、支那に背き、日本に向へり。殊に、支那人の、城内各所に、開店するもの、其數二千に近く、以て、朝鮮在來の商利を、壟斷するの傾ありと雖も、日本人は、南山の麓に雜居し、其數、亦、甚だ多からず、一は商利を、朝鮮商民と争ひ、一は則ち然らず、此一事は、漸く以て、日本の評判を善くするの、一助となれり。此年十二月、

竹添氏歸國して、島村久氏、代理公使となりしが、竹添氏、出發するに臨み、在留日本人に告げて曰く、日朝兩國の交際は、日に親密を加へたりと。是れ蓋し、城内人民の感情を視て、判斷したることならん。然りと雖も、城内人民が、支那兵商を、嫌忌するの餘り、自ら、日本に親密を表するを見て、直ちに、兩國の交際如何を判斷し、朝鮮兵權の、益々、支那に掌握せらるゝの事實あるも、之を顧みず、朝鮮政權の、幾分か、自由を得たるが如しと雖も、外交問題に就ては、決して然らず、屢々、支那の爲め、故障を受けて、日本其他各國の不利を來したることあるも、之を悟らず、日本政府が、朝鮮士民の陰に、支那を嫌忌するを機會として、之を利用せざりしは、予の遺憾とする所なり。

日本は、明治十五年、朝鮮と、和親通商の條約を、再訂して、仁川、釜山、元山の三港を開かしめしが、其後、米國も亦、日本と同一の、條約を締結して、朝鮮と、同等の交際を、開きたり。然るに、支那は、別に、和親の條約を、結ぶことなく、獨り貿易章程を、定めたるのみ。而して、支那の貿易章程に據れば、之を日米兩國の條約に比して、輸入税率、較々低し。且つ、支那の爲めには、京城の開市を約束し、國境に於て、義州、會寧、兩府の開市を許しながら、日本並に米國へは、之を許さず、尋いで、明治十六年には、英獨兩國と、朝鮮との間に、條約の成立を見しが（此後、十七年に、伊露兩國と、條約を取結び、十九年には、佛國と、條約を取結びたり）税率並に、京城の開市は、支那と同一なりき。

依りて、十六年の年末より、日本政府は、頻に、朝鮮政府に迫り、宜しく、最惠國條款に據りて、貿易章程を改正し、各國の間に、平衡を保たしむべしと要求し、公使は、屢々、外衙門に就きて、談判する所ありしも、朝鮮政府は、言を左右に托して、終に、日本の要求を容れず、是れ在留日本人の、深く以て、遺憾としたる所にてありき。而して、時の外務卿、井上馨氏の、他日再び朝鮮に、爲すことあるの志を立てたるも、蓋し、是れが、其刺戟の一たりしことなるべし。（日米兩國の、條約を改正して、自餘、各國と、平衡を得せしめたるは、實に、明治十七年

十月なりしが、支那商人は、此時已に、多く京城に、入り込めり。依て、日本商人も亦、凡そ百餘は、京城に、開店するものあるを、見るに至れり。

支那が、朝鮮は、中華所屬の一邦なりと、公言したる以來、支那と、朝鮮との間柄は、全く、本屬の關係を、呈したれば、支那人の、朝鮮に在留するもの、所有、營業、旅行、其他の自由は、殆んど、朝鮮人と、異なることなく、當時已に、京城に在留する支那人の如きは、多く、朝鮮の家屋、土地を買求め、之を所有する者あるに至れり。(朝鮮にて、外人の土地を所有したるは、此時より、始まりたる事にして、明治十八年に至り、支那人は、公けに、城外の土地を、買求めたることあり)

如此く、支那人には、十分の自由あり。而して、日本、其他、各國より見れば、支那も亦、實に、朝鮮と交際せる一國たるに過ぎずして、固より、本屬の關係を、認めざるることなれば、此等各國の人民は、總て支那人と、同一の自由を、朝鮮に求め、扱こそ、止むを得ずして、外人に自由を許すこと、甚だ廣く、朝鮮は、東洋無比の、自由開國たる事とはなれり。是れ實に、朝鮮が、後來、常に、露國、其他の國々より、種々に要求せらるゝを、免がる能はざるの、一大原因なりとす。亦、惜むべき事にこそ。(京城に、公使館、並に、領事館を置きたるは、日本を始めとして、支那は、明治十六年より、陳樹棠を領事として、京城に置き、同年、米國は、フートを公使として、京城に置きたり。英國領事アストンは、明治十七年に、獨逸領事ゼンブツシユ、露國公使ウエーバーは、十八年に、各々、京城に來れり)

此年、魚允中は、北略使として、咸鏡、平安兩道に赴き、北境を探検したることありしが、終に、境界の事に關して、支那と、爭論を生じたり。朝鮮の北境に、白頭山あり。其水流れて、南海に入るもの、之を鴨綠江と云ひ、其北海に入るもの、之を豆滿江と云ふ。現在の境界は、此兩江を以て、限となせり。然るに、白頭山上に、二大湖あり。一は、山頂に近く、北に在りて、大池と云ひ、一は、山腹に下り、南に在りて、小池と云ふ。小池の水は、實

に、現在の豆滿江にして、其れより以北は、境界線の外に屬せり。茲に又、大池の池畔に、土門あり、宋朝のとき、之を設け、題して「此水、兩國を境し、名づけて土門といふ」とあり。而して、大池の水は、現に流れて、黒龍江に入れり。要するに、後代、水流、變遷したるべきも、蓋し、豆滿の源は、舊大地に在りしこと、土門と豆滿と、韓音、相同じきの一事に徴するも、明かなり。

故に、魚允中は、大小兩池の間に於ける、凡そ數百朝鮮方里の地を、支那より、回收すべしと主張し、政府は、屢々、支那に向つて、談判を開きたり。然れども、明治十八年に至りて、朝鮮は、全く之を放棄し、該地は、現に、支那の有に歸せり。(右の外、朝鮮の境界、上に在りて、所屬の決し難きものは、鴨綠江中の一地と、別に、鹿屯島是れなりとす。鴨綠江中の一地に就ては、從來、屢々、争ひを生じ、現に、支那よりも、朝鮮よりも共に、移住を、禁じ居れりと云ふ。鹿屯島は、豆滿江口の、三角洲にして、素より、朝鮮の所屬なれども、數十年來、該島人民、漸く露國に、歸依したるが如き觀あり、終に、露國の爲め、其所屬を、争はるゝこととはなれり。頃者、新聞紙上、往々にして、露國は、デアアアイランドを、占領せしと、傳ふるを見る。蓋し、鹿屯島の謂ならんのみ)

扱、予は、此年一年を、困難と、危険との間に經過し、明くれば、明治十四年、陰曆の正月二日に、藥局主人被殺事件起れり。予は、之が爲めに、終に、一たび朝鮮を辭して、日本に歸るの、已むべからざるに至れり。京城の各處に、賣藥商人の店を張るあり。稱して、藥局と云ふ。一夜、支那兵某、藥局に就きて、人蔘を購ふ。而して、其代價を拂はず、主人、強て要求せしに、支那兵却て、憤り、ピストルを以て、直ちに主人を銃殺したり。被害者の子、無念に堪へず、之を、朝鮮官吏に訴へしかば、朝鮮政府は、即ち其旨を、支那兵營に照會せり。然るに、兵營にては、絶えて犯人を、搜索するの樣子もなく、直に覆答して曰く、我中國兵は、紀律嚴正、斯る犯人あるべきの道理なし。要するに、朝鮮人、又は他國人にして、假りに、支那兵裝を、なせるものゝ行爲に、外ならざるべしと、其文辭、甚だ傲慢なりけるにぞ、朝鮮人中にも、之を慨嘆せるもの多く、予は即ち、漢城旬報第十號

に、其由を記載し、且つ曰く、支那兵士の中には、無頼の徒、少しとせず、其舉動、往々にして、殺伐粗暴を免がれず、今回の事件たる、支那兵之を爲せりと云ふも、誰か怪むものあらんやと。既にして、第十號を、公にするや、支那兵營にては、大に憤り、或は朝鮮政府に迫りて、第十號の發布を、禁止せんことを論じ、激昂、一方ならざりしと雖も、遂に拒んで、一切、兵營の申出を、受け附けざりき。

是に於て、支那人の予に對する、往々、不穩の舉動あり、一日、予の市街を歩するや、支那二三の兵士が、予の姓名を、大書したる紙片に、劍を貫き、之を捧げつゝ、揚々として、散歩するを見たることあり。當時、予は一人にて、博文局に居住せしも、日本公使館は、毫も、予を、保護せんとするの様子なく、獨り、參謀大尉磯林眞造氏が、夜々來りて、予と同宿し、幾宵か、銃劍を枕にして、眠に就きたる事ありしのみ。予は、僥倖にして、不慮の禍害を免がれ、何等の變異もなくして、事止みたり。然るに、一個月有餘を経るや、北洋大臣李鴻章は、書を、朝鮮政府、並に博文局に送り、太く漢城旬報の記事を非難し、且つ曰く、旬報は官報なり、官報は、民報の、日々隨聞隨録するものと、同一ならず。今回の記事は、之を過誤として、抹殺し難く、要するに、禮を中國に缺くものなりと。此書を接するに及んでや、朝鮮政府、並に博文局員の心配、一方ならず。予曰く、彼の記事は、井上角五郎一己の考を以て、筆記せしもの、責は實に、角五郎一人に在り。予自から、其責に任ずれば、之を以て、李氏に辯疏せられたしとて、自から其職を辭し、乃ち博文局務を、主事司事の人々に一任し、京城を去りしは、此年五月なりき。

四

當時、朝鮮の役人は、三派に、分れて居た。事大黨といふのは、即ち、支那黨であつて、閔家の人々を初め、役人の大部分は、之に屬して居た。もう一つを、親露黨と稱し、韓主稷、李祖淵、趙定熙を主とし、支那黨には及ばない

が、相當に、勢力を有つて居た。残る一つが、親日黨であつて、之は、朴と金が、牛耳を執つて居る、獨立黨の事だ。要するに、朝鮮は、國の力が、微弱なる爲に、支那から、押へつけられ、屈從して居る者があり、それに對して不滿を抱く者が、露西亞の力に依つて、支那の干渉から、放れようとして、餘りに焦つて、親露黨なるものを作り、結果からいへば、支那の羈絆を脱して、露西亞の羈絆に、甘んずる、といふのだから、何の事か、意味を爲さない。

同時に、親日黨の希望が、貫徹すれば、自然、日本の羈絆を、受ける事になるのだから、何れにしても、同じ事であつて、支那か、露西亞か、將た日本か、といふ事になつて、その渦巻の中に、浮きつ、沈みつ、して居るのが、朝鮮の状態であつた。

金は、日本へ、金を作りに来る、と同時に、多くの書生を、伴れて來た。前年、日本の制度文物に接し、殊に、學校教育の、斬新にして、その盛んなるを見、軍隊の教練が、非常に進んで居るのを見た。そこで、他日の用に備ふべく、新人を、多く作るつもりで、學問の方は、福澤に托したが、其他、法律は、専門の學校へ入れ、軍事教練は、士官學校へ、頼込んだ。

竹添公使は、一旦、感情の衝突から、金の仕事を、妨げて見たが、後になつて考へれば、餘りに、大人氣ない仕方とも、思つたらしい。殊に、井上からも、其點に就ては、多少の注意も受けた。

元來、竹添といふ人は、學者肌の人物で、外交官といふが如き、役目には、適任でなかつた。殊に、露支の間に立つて、朝鮮政府を、何とかして行く、といつたやうな場合には、不向の人であつた。

それにしても、正格の公使であるから、兎に角、日本政府の代表者として、相當の權力は、有つて居たのだから、若し、竹添にして、その感情を和げ、金と、提携する事が出來たら、お互の爲でもあり、日韓兩國の爲めにも、さうなるのが、本當であつた。

今迄に、支那政府を、有難く思つて居た者も、やうやく、眠りから醒めて、その横暴を、痛感する者もあり、露西